

目 次

(平成 26 年)

第 7 回臨時会

第 1 日目 (11 月 25 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第 46 号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 47 号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第 48 号 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	18
議案第 49 号 中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第 50 号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第 51 号 中城村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第 52 号 中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	24
議案第 53 号 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	44
議案第 54 号 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	62
議案第 55 号 平成 26 年度中城村一般会計補正予算 (第 3 号)	68
議案第 56 号 平成 26 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	71
議案第 57 号 村道中城城跡線改良舗装工事 (5 工区) 改定契約	72

第 8 回定例会

第 1 日目 (12 月 5 日)

会議録署名議員の指名	77
会期の決定	77
諸般の報告	77
行政報告	78
議案第 58 号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例	81
議案第 59 号 中城村北中城村清掃事務組合規約の変更	82

議案第60号	平成26年度中城村一般会計補正予算(第4号)	84
議案第61号	平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	87
議案第62号	平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	89
議案第63号	平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	90
議案第64号	平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	91
議案第65号	護佐丸歴史資料図書館新築工事(機械設備工事)改定契約	93

第2日目(12月6日) 休 会(土)

第3日目(12月7日) 休 会(日)

第4日目(12月8日)

議案第58号	中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例	97
議案第59号	中城村北中城村清掃事務組合規約の変更	97
議案第60号	平成26年度中城村一般会計補正予算(第4号)	97
議案第61号	平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	98
議案第62号	平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	98
議案第63号	平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	99
議案第64号	平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	99
議案第65号	護佐丸歴史資料図書館新築工事(機械設備工事)改定契約	99

第5日目(12月9日)

一般質問

3番	大城常良議員	103
12番	新垣博正議員	114
7番	金城章議員	121
6番	新垣貞則議員	129

第6日目(12月10日)

一般質問

5番	仲松正敏議員	143
10番	安里ヨシ子議員	150
2番	外間博則議員	153
8番	伊佐則勝議員	158

第7日目(12月11日)

一般質問

14番	新垣善功議員	167
-----	--------	-----

11番 新垣光栄議員	180
第8日目(12月12日)	
請願第1号 中部南地区広域火葬場・斎場建設問題に関する請願書	193
陳情第21号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に 関する意見書(決議)の採択を求める陳情書	193
決議第4号 米空軍兵による住居侵入事件に対する抗議決議	194
意見書第5号 米空軍兵による住居侵入事件に対する意見書	197
意見書第6号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に 関する意見書	198

第7回 臨時会

平成26年第7回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 平成26年11月25日

会 期 1 日間

閉 会 平成26年11月25日

日 次	月 日	曜 日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	11月25日	火	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第46号、47号、48号、49号、50号、51号、 52号、53号、54号、55号、56号、57号の説明、 質疑、討論、採決 <div style="text-align: right;">閉会</div>

平成26年第7回中城村議会臨時会（第1日目）

招集年月日	平成26年11月25日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成26年11月25日（午前10時00分）		
	閉会	平成26年11月25日（午後0時02分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	欠席
	2番	外間博則	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣光栄
	4番	欠席	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員	4番	屋良清	9番	新垣徳正
会議録署名議員	3番	大城常良	5番	仲松正敏
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	新垣親裕	上下水道課長	仲村盛和
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	新垣一弘
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主	伊波正明
	健康保険課長	比嘉健治		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第46号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 4	議案第47号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第 5	議案第48号 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
第 6	議案第49号 中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
第 7	議案第50号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第 8	議案第51号 中城村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
第 9	議案第52号 中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
第 10	議案第53号 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
第 11	議案第54号 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
第 12	議案第55号 平成26年度中城村一般会計補正予算（第3号）
第 13	議案第56号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第 14	議案第57号 村道中城城跡線改良舗装工事（5工区）改定契約

議長 與那覇朝輝 おはようございます。ただいまより平成26年第7回中城村議会臨時会を開会いたします。

休憩いたします。

休憩（10時00分）

~~~~~

再開（10時00分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

（10時00分）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 大城常良議員及び5番 仲松正敏議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日11月25日のみにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日11月25日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第46号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第46号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

|                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>議案第46号</p> <p>中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>平成26年11月25日提出</p> <p style="text-align: right;">中城村長 浜田京介</p> <p>提案理由</p> <p>沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、村職員の給与を改定する必要がある。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                     | 改正前                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| （給料）<br>第4条 給料は、正規の勤務時間（中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第7号。以下「勤務時間、休暇等条例」とい | （給料）<br>第4条 給料は、正規の勤務時間（中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第7号。以下「勤務時間、休暇等条例」とい |



う。)に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に対する報酬であって管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当を含まないものとする。

(住居手当)

第13条 住居手当は、自ら居住するため住居(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)に支給する。

2 住居手当の額は、次のとおりとする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額。

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額

3 (略)

う。)に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に対する報酬であって管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、日直手当、期末手当、特殊勤務手当及び退職手当を含まないものとする。

(住居手当)

第13条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額

3 (略)

(通勤手当)

第14条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

3～6 (略)

(通勤手当)

第14条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,300円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 13,700円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 16,100円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 18,500円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 20,900円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 21,800円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 22,700円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 23,600円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 24,500円

3～6 (略)

( 期末手当 )

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の3まで及び附則第6項第2号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6カ月 100分の100

(2) 5カ月以上6カ月未満 100分の80

(3) 3カ月以上5カ月未満 100分の60

(4) 3カ月未満 100分の30

( 日直手当 )

第21条 日直勤務を命ぜられた職員には、当該勤務1回につき4,200円を超えない範囲内の額を日直手当として支給する。

2 前項の勤務は、第17条、第18条第2項の勤務には含まれないものとする。

( 期末手当 )

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第6項第2号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)について同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の205を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

| 在職期間              | 割合              |                 |
|-------------------|-----------------|-----------------|
|                   | 基準日が6月1日        | 基準日が12月1日       |
| <u>6カ月以上</u>      | <u>100分の100</u> | <u>100分の100</u> |
| <u>3カ月以上6カ月未満</u> | <u>100分の50</u>  | <u>100分の67</u>  |
| <u>1カ月以上3カ月未満</u> | <u>100分の28</u>  | <u>100分の49</u>  |

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者あっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3) 基準日前1カ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)  
で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)  
で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の190」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の205」とあるのは「100分の112.5」とする。

4～6 (略)

る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正、かつ、円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2. 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3. 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事

事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第6項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれ  
ぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職  
し、又は死亡した職員にあっては、退職し、  
若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項  
において同じ。）において受けるべき扶養手  
当の月額を加算した額に100分の75を乗じて  
得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任  
用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じ  
て得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日  
現在において職員が受けるべき給料の月額とす  
る。

4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基  
礎額について準用する。この場合において、同  
条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3  
項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手  
当の支給について準用する。この場合におい  
て、第21条の2中「前条第1項」とあるのは  
「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日か  
ら」とあるのは「基準日（同項に規定する基準  
日をいう。以下この条及び次条において同  
じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日  
（同項に規定する規則で定める日をいう。以下  
この条及び次条において同じ。）」と読み替える  
ものとする。

(休職者の給与)

第25条 (略)

2～6 (略)

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員  
が、当該各項に規定する期間で第21条第1項に  
規定する基準日前1カ月以内に退職し、又は死  
亡したときは、同条同項の規定により規則で定  
める日に、当該各項の例による額の期末手当を

(休職者の給与)

第25条 (略)

2～6 (略)

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員  
が、当該各項に規定する期間で第22条第1項に  
規定する基準日前1カ月以内に退職し、又は死  
亡したときは、同条同項の規定により規則で定  
める日に、当該各項の例による額の期末手当を

支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

附 則

1～5 (略)

6 別表第1に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同表の6級であるもの(その号給がその職務の級における最低の号給である職員を除く。以下「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) (略)

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項表欄以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表欄に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.2を乗じて得た額

(3) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第22条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に動向に規定する100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に、100分の0.2を乗じて得た額

(4) (略)

7・8 (略)

支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

附 則

1～5 (略)

6 別表第1に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同表の6級であるもの(その号給がその職務の級における最低の号給である職員を除く。以下「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) (略)

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第22条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項表欄以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表欄に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.2を乗じて得た額

(3) (略)

7・8 (略)



別表第1（第6条関係）

| 行政職給料表   |         |         |         |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 職務<br>の級 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      |
| 号給       | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|          | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
| 1        | 137,600 | 187,700 | 224,600 | 263,500 | 290,700 | 322,100 |
| 2        | 138,700 | 189,500 | 226,500 | 265,600 | 293,000 | 324,400 |
| 3        | 139,900 | 191,300 | 228,400 | 267,600 | 295,300 | 326,700 |
| 4        | 141,000 | 193,100 | 230,200 | 269,700 | 297,600 | 329,000 |
| 5        | 142,100 | 194,700 | 231,900 | 271,700 | 299,700 | 331,300 |
| 6        | 143,200 | 196,500 | 233,800 | 273,800 | 302,000 | 333,400 |
| 7        | 144,300 | 198,300 | 235,700 | 275,900 | 304,300 | 335,600 |
| 8        | 145,400 | 200,100 | 237,500 | 278,000 | 306,600 | 337,800 |
| 9        | 146,500 | 201,800 | 239,200 | 280,100 | 308,800 | 340,000 |
| 10       | 147,900 | 203,600 | 241,100 | 282,200 | 311,100 | 342,200 |
| 11       | 149,200 | 205,400 | 242,900 | 284,300 | 313,400 | 344,400 |
| 12       | 150,500 | 207,200 | 244,800 | 286,400 | 315,700 | 346,600 |
| 13       | 151,800 | 208,800 | 246,500 | 288,500 | 317,900 | 348,600 |
| 14       | 153,300 | 210,700 | 248,400 | 290,600 | 320,100 | 350,700 |
| 15       | 154,800 | 212,600 | 250,200 | 292,700 | 322,300 | 352,800 |
| 16       | 156,400 | 214,500 | 252,000 | 294,800 | 324,500 | 354,900 |
| 17       | 157,700 | 216,300 | 253,700 | 296,800 | 326,600 | 356,800 |
| 18       | 159,200 | 218,200 | 255,700 | 298,900 | 328,700 | 358,800 |
| 19       | 160,700 | 220,100 | 257,700 | 301,000 | 330,800 | 360,800 |
| 20       | 162,200 | 222,000 | 259,700 | 303,100 | 332,800 | 362,700 |
| 21       | 163,600 | 223,700 | 261,600 | 305,200 | 334,900 | 364,800 |
| 22       | 166,300 | 225,600 | 263,500 | 307,300 | 337,000 | 366,700 |
| 23       | 168,900 | 227,500 | 265,400 | 309,400 | 339,100 | 368,700 |
| 24       | 171,500 | 229,400 | 267,200 | 311,500 | 341,200 | 370,700 |
| 25       | 174,200 | 231,000 | 269,200 | 313,400 | 342,800 | 372,700 |
| 26       | 175,900 | 232,800 | 271,100 | 315,500 | 344,800 | 374,700 |
| 27       | 177,600 | 234,500 | 273,000 | 317,600 | 346,800 | 376,700 |
| 28       | 179,300 | 236,300 | 274,900 | 319,700 | 348,800 | 378,700 |
| 29       | 180,800 | 237,700 | 276,700 | 321,700 | 350,600 | 380,300 |
| 30       | 182,600 | 239,200 | 278,600 | 323,800 | 352,500 | 382,100 |
| 31       | 184,400 | 240,700 | 280,500 | 325,900 | 354,400 | 383,900 |
| 32       | 186,100 | 242,200 | 282,400 | 328,000 | 356,300 | 385,600 |
| 33       | 187,700 | 243,600 | 284,100 | 329,600 | 358,200 | 387,400 |
| 34       | 189,200 | 245,100 | 286,000 | 331,600 | 360,000 | 388,800 |
| 35       | 190,700 | 246,600 | 287,900 | 333,700 | 361,800 | 390,400 |
| 36       | 192,200 | 248,200 | 289,800 | 335,800 | 363,500 | 392,000 |
| 37       | 193,500 | 249,500 | 291,500 | 337,700 | 365,000 | 393,500 |
| 38       | 194,800 | 251,100 | 293,300 | 339,700 | 366,300 | 394,700 |

別表第1（第6条関係）

| 行政職給料表   |         |         |         |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 職務<br>の級 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      |
| 号給       | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|          | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
| 1        | 135,600 | 185,800 | 222,900 | 261,900 | 289,200 | 320,600 |
| 2        | 136,700 | 187,600 | 224,800 | 264,000 | 291,500 | 322,900 |
| 3        | 137,900 | 189,400 | 226,700 | 266,000 | 293,800 | 325,200 |
| 4        | 139,000 | 191,200 | 228,500 | 268,100 | 296,100 | 327,500 |
| 5        | 140,100 | 192,800 | 230,200 | 270,200 | 298,200 | 329,800 |
| 6        | 141,200 | 194,600 | 232,100 | 272,300 | 300,500 | 331,900 |
| 7        | 142,300 | 196,400 | 234,000 | 274,400 | 302,800 | 334,100 |
| 8        | 143,400 | 198,200 | 235,800 | 276,500 | 305,100 | 336,300 |
| 9        | 144,500 | 200,000 | 237,500 | 278,600 | 307,300 | 338,600 |
| 10       | 145,900 | 201,800 | 239,400 | 280,700 | 309,600 | 340,800 |
| 11       | 147,200 | 203,600 | 241,200 | 282,800 | 311,900 | 343,000 |
| 12       | 148,500 | 205,400 | 243,100 | 284,900 | 314,200 | 345,200 |
| 13       | 149,800 | 207,000 | 244,900 | 287,000 | 316,400 | 347,200 |
| 14       | 151,300 | 208,900 | 246,800 | 289,100 | 318,600 | 349,300 |
| 15       | 152,800 | 210,800 | 248,600 | 291,200 | 320,800 | 351,400 |
| 16       | 154,400 | 212,700 | 250,400 | 293,300 | 323,000 | 353,500 |
| 17       | 155,700 | 214,600 | 252,200 | 295,400 | 325,200 | 355,500 |
| 18       | 157,200 | 216,500 | 254,200 | 297,500 | 327,300 | 357,500 |
| 19       | 158,700 | 218,400 | 256,200 | 299,600 | 329,400 | 359,500 |
| 20       | 160,200 | 220,300 | 258,200 | 301,700 | 331,400 | 361,400 |
| 21       | 161,600 | 222,000 | 260,100 | 303,800 | 333,500 | 363,500 |
| 22       | 164,300 | 223,900 | 262,000 | 305,900 | 335,600 | 365,400 |
| 23       | 166,900 | 225,800 | 263,900 | 308,000 | 337,700 | 367,400 |
| 24       | 169,500 | 227,700 | 265,700 | 310,100 | 339,800 | 369,400 |
| 25       | 172,200 | 229,300 | 267,700 | 312,100 | 341,500 | 371,500 |
| 26       | 173,900 | 231,100 | 269,600 | 314,200 | 343,500 | 373,500 |
| 27       | 175,600 | 232,800 | 271,500 | 316,300 | 345,500 | 375,500 |
| 28       | 177,300 | 234,600 | 273,400 | 318,400 | 347,500 | 377,500 |
| 29       | 178,800 | 236,100 | 275,300 | 320,400 | 349,400 | 379,100 |
| 30       | 180,600 | 237,600 | 277,200 | 322,500 | 351,300 | 380,900 |
| 31       | 182,400 | 239,100 | 279,100 | 324,600 | 353,200 | 382,700 |
| 32       | 184,200 | 240,600 | 281,000 | 326,700 | 355,100 | 384,400 |
| 33       | 185,800 | 242,100 | 282,700 | 328,400 | 357,000 | 386,200 |
| 34       | 187,300 | 243,600 | 284,600 | 330,400 | 358,800 | 387,600 |
| 35       | 188,800 | 245,100 | 286,500 | 332,500 | 360,600 | 389,200 |
| 36       | 190,300 | 246,700 | 288,400 | 334,600 | 362,300 | 390,800 |
| 37       | 191,600 | 248,000 | 290,100 | 336,500 | 363,800 | 392,400 |
| 38       | 192,900 | 249,600 | 291,900 | 338,500 | 365,100 | 393,600 |

|    |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 39 | 196,100 | 252,700 | 295,100 | 341,700 | 367,700 | 395,900 |
| 40 | 197,400 | 254,300 | 296,900 | 343,700 | 369,100 | 397,100 |
| 41 | 198,700 | 255,700 | 298,700 | 345,600 | 370,600 | 398,200 |
| 42 | 200,000 | 257,100 | 300,400 | 347,500 | 371,500 | 399,400 |
| 43 | 201,300 | 258,500 | 302,100 | 349,400 | 372,600 | 400,600 |
| 44 | 202,600 | 259,900 | 303,800 | 351,300 | 373,700 | 401,800 |
| 45 | 203,800 | 261,100 | 305,500 | 352,800 | 374,500 | 402,500 |
| 46 | 205,100 | 262,500 | 307,200 | 354,300 | 375,400 | 403,200 |
| 47 | 206,400 | 263,900 | 308,900 | 355,800 | 376,300 | 403,900 |
| 48 | 207,700 | 265,300 | 310,600 | 357,300 | 377,200 | 404,600 |
| 49 | 208,800 | 266,600 | 311,800 | 359,000 | 378,200 | 405,200 |
| 50 | 209,900 | 267,800 | 313,400 | 359,800 | 379,000 | 405,900 |
| 51 | 211,000 | 269,100 | 315,000 | 361,000 | 379,800 | 406,600 |
| 52 | 212,100 | 270,400 | 316,600 | 362,000 | 380,600 | 407,300 |
| 53 | 213,300 | 271,500 | 318,300 | 362,900 | 381,300 | 408,000 |
| 54 | 214,300 | 272,700 | 319,900 | 364,000 | 382,000 | 408,700 |
| 55 | 215,300 | 274,000 | 321,500 | 365,000 | 382,700 | 409,400 |
| 56 | 216,300 | 275,300 | 323,100 | 366,600 | 383,400 | 410,000 |
| 57 | 217,100 | 276,400 | 324,600 | 367,000 | 383,900 | 410,600 |
| 58 | 218,100 | 277,500 | 325,800 | 367,700 | 384,500 | 411,200 |
| 59 | 219,000 | 278,600 | 327,000 | 368,400 | 385,200 | 411,800 |
| 60 | 220,000 | 279,700 | 328,200 | 369,900 | 385,900 | 412,400 |
| 61 | 220,800 | 280,900 | 329,000 | 369,600 | 386,300 | 412,900 |
| 62 | 221,800 | 281,900 | 329,900 | 370,200 | 387,000 | 413,600 |
| 63 | 222,800 | 282,900 | 330,700 | 370,900 | 387,600 | 414,200 |
| 64 | 223,800 | 283,900 | 331,500 | 371,600 | 388,200 | 414,800 |
| 65 | 224,500 | 284,700 | 332,400 | 371,900 | 388,700 | 415,100 |
| 66 | 225,500 | 285,600 | 332,800 | 372,600 | 389,300 | 415,700 |
| 67 | 226,500 | 286,500 | 333,600 | 373,300 | 389,900 | 416,400 |
| 68 | 227,600 | 287,400 | 334,400 | 374,000 | 390,500 | 416,900 |
| 69 | 228,400 | 288,400 | 335,200 | 374,400 | 390,900 | 417,400 |
| 70 | 229,200 | 289,200 | 335,900 | 375,000 | 391,500 | 418,100 |
| 71 | 230,000 | 290,000 | 336,600 | 375,700 | 392,200 | 418,800 |
| 72 | 230,800 | 290,800 | 337,300 | 376,300 | 392,800 | 419,500 |
| 73 | 231,600 | 291,600 | 337,800 | 376,700 | 393,100 | 420,000 |
| 74 | 232,300 | 292,100 | 338,400 | 377,300 | 393,800 | 420,700 |
| 75 | 233,000 | 292,600 | 339,000 | 378,000 | 394,500 | 421,200 |
| 76 | 233,700 | 293,100 | 339,600 | 378,600 | 395,000 | 422,100 |
| 77 | 234,400 | 293,200 | 339,900 | 379,000 | 395,400 | 422,600 |
| 78 | 235,200 | 293,600 | 340,400 | 379,500 | 396,100 |         |
| 79 | 236,000 | 293,800 | 340,800 | 380,100 | 396,800 |         |
| 80 | 236,800 | 294,200 | 341,300 | 380,600 | 397,500 |         |

|    |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 39 | 194,200 | 251,200 | 293,700 | 340,500 | 366,500 | 394,800 |
| 40 | 195,500 | 252,800 | 295,500 | 342,500 | 367,900 | 396,000 |
| 41 | 196,900 | 254,200 | 297,400 | 344,400 | 369,400 | 397,100 |
| 42 | 198,200 | 255,600 | 299,100 | 346,300 | 370,300 | 398,300 |
| 43 | 199,500 | 257,000 | 300,800 | 348,200 | 371,400 | 399,500 |
| 44 | 200,800 | 258,400 | 302,500 | 350,100 | 372,500 | 400,700 |
| 45 | 202,000 | 259,700 | 304,200 | 351,600 | 373,400 | 401,400 |
| 46 | 203,300 | 261,100 | 305,900 | 353,100 | 374,300 | 402,100 |
| 47 | 204,600 | 262,500 | 307,600 | 354,600 | 375,200 | 402,800 |
| 48 | 205,900 | 263,900 | 309,300 | 356,100 | 376,100 | 403,500 |
| 49 | 207,100 | 265,200 | 310,600 | 357,800 | 377,100 | 404,200 |
| 50 | 208,200 | 266,400 | 312,200 | 358,700 | 377,900 | 404,900 |
| 51 | 209,300 | 267,700 | 313,800 | 359,900 | 378,700 | 405,600 |
| 52 | 210,400 | 269,000 | 315,400 | 360,900 | 379,500 | 406,300 |
| 53 | 211,600 | 270,100 | 317,100 | 361,800 | 380,200 | 407,100 |
| 54 | 212,600 | 271,400 | 318,700 | 362,900 | 380,900 | 407,800 |
| 55 | 213,600 | 272,700 | 320,300 | 363,900 | 381,600 | 408,500 |
| 56 | 214,600 | 274,000 | 321,900 | 365,500 | 382,300 | 409,200 |
| 57 | 215,400 | 275,200 | 323,400 | 365,900 | 382,900 | 409,800 |
| 58 | 216,400 | 276,300 | 324,600 | 366,600 | 383,500 | 410,500 |
| 59 | 217,300 | 277,400 | 325,800 | 367,300 | 384,200 | 411,200 |
| 60 | 218,300 | 278,500 | 327,000 | 368,800 | 384,900 | 411,900 |
| 61 | 219,200 | 279,700 | 327,800 | 368,500 | 385,400 | 412,500 |
| 62 | 220,200 | 280,700 | 328,700 | 369,100 | 386,100 | 413,200 |
| 63 | 221,200 | 281,700 | 329,500 | 369,800 | 386,800 | 413,900 |
| 64 | 222,200 | 282,700 | 330,300 | 370,500 | 387,500 | 414,600 |
| 65 | 223,000 | 283,500 | 331,200 | 370,900 | 388,000 | 414,900 |
| 66 | 224,000 | 284,400 | 331,700 | 371,600 | 388,700 | 415,500 |
| 67 | 225,000 | 285,300 | 332,500 | 372,300 | 389,400 | 416,200 |
| 68 | 226,100 | 286,200 | 333,300 | 373,000 | 390,100 | 416,900 |
| 69 | 226,900 | 287,200 | 334,100 | 373,500 | 390,500 | 417,400 |
| 70 | 227,700 | 288,000 | 334,800 | 374,200 | 391,200 | 418,100 |
| 71 | 228,500 | 288,800 | 335,500 | 374,900 | 391,900 | 418,800 |
| 72 | 229,300 | 289,600 | 336,200 | 375,600 | 392,600 | 419,500 |
| 73 | 230,100 | 290,400 | 336,700 | 376,100 | 392,900 | 420,000 |
| 74 | 230,800 | 290,900 | 337,300 | 376,800 | 393,600 | 420,700 |
| 75 | 231,500 | 291,400 | 337,900 | 377,500 | 394,300 | 421,400 |
| 76 | 232,200 | 291,900 | 338,500 | 378,200 | 395,000 | 422,100 |
| 77 | 233,000 | 292,000 | 338,800 | 378,600 | 395,400 | 422,600 |
| 78 | 233,800 | 292,400 | 339,300 | 379,200 | 396,100 |         |
| 79 | 234,600 | 292,600 | 339,800 | 379,800 | 396,800 |         |
| 80 | 235,400 | 293,000 | 340,300 | 380,400 | 397,500 |         |

|     |                |                |                |                |                |
|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 81  | <u>237,500</u> | <u>294,400</u> | <u>341,700</u> | <u>381,100</u> | <u>398,000</u> |
| 82  | <u>238,200</u> | <u>294,600</u> | <u>342,200</u> | <u>381,700</u> | <u>398,700</u> |
| 83  | <u>238,900</u> | <u>295,000</u> | <u>342,700</u> | <u>382,300</u> | <u>399,400</u> |
| 84  | <u>239,600</u> | <u>295,300</u> | <u>343,200</u> | <u>382,700</u> | <u>400,100</u> |
| 85  | <u>240,300</u> | <u>295,600</u> | <u>343,600</u> | <u>383,300</u> | <u>400,600</u> |
| 86  | <u>241,000</u> | <u>295,900</u> | <u>344,000</u> | <u>383,900</u> | <u>241,000</u> |
| 87  | <u>241,700</u> | <u>296,200</u> | <u>344,500</u> | <u>384,500</u> | <u>241,700</u> |
| 88  | <u>242,400</u> | <u>296,600</u> | <u>344,900</u> | <u>385,100</u> | <u>242,400</u> |
| 89  | <u>243,100</u> | <u>296,900</u> | <u>345,200</u> | <u>385,800</u> | <u>243,100</u> |
| 90  | <u>243,600</u> | <u>297,300</u> | <u>345,600</u> | <u>386,400</u> | <u>243,600</u> |
| 91  | <u>244,100</u> | <u>297,700</u> | <u>346,100</u> | <u>387,000</u> | <u>244,100</u> |
| 92  | <u>244,600</u> | <u>298,100</u> | <u>346,500</u> | <u>387,600</u> | <u>244,600</u> |
| 93  | <u>244,900</u> | <u>298,200</u> | <u>346,700</u> | <u>388,300</u> | <u>244,900</u> |
| 94  |                | <u>298,500</u> | <u>347,100</u> |                |                |
| 95  |                | <u>298,900</u> | <u>347,600</u> |                |                |
| 96  |                | <u>299,300</u> | <u>348,000</u> |                |                |
| 97  |                | <u>299,500</u> | <u>348,100</u> |                |                |
| 98  |                | <u>299,800</u> | <u>348,600</u> |                |                |
| 99  |                | <u>300,200</u> | <u>349,100</u> |                |                |
| 100 |                | <u>300,600</u> | <u>349,400</u> |                |                |
| 101 |                | <u>300,800</u> | <u>349,700</u> |                |                |
| 102 |                | <u>301,100</u> | <u>350,100</u> |                |                |
| 103 |                | <u>301,500</u> | <u>350,500</u> |                |                |
| 104 |                | <u>301,800</u> | <u>350,900</u> |                |                |
| 105 |                | <u>302,000</u> | <u>351,400</u> |                |                |
| 106 |                | <u>302,300</u> | <u>351,800</u> |                |                |
| 107 |                | <u>302,700</u> | <u>352,200</u> |                |                |
| 108 |                | <u>303,000</u> | <u>352,600</u> |                |                |
| 109 |                | <u>303,200</u> | <u>353,100</u> |                |                |
| 110 |                | <u>303,600</u> | <u>353,500</u> |                |                |
| 111 |                | <u>304,000</u> | <u>353,900</u> |                |                |
| 112 |                | <u>304,300</u> | <u>354,200</u> |                |                |
| 113 |                | <u>304,400</u> | <u>354,700</u> |                |                |
| 114 |                | <u>304,700</u> |                |                |                |
| 115 |                | <u>305,000</u> |                |                |                |
| 116 |                | <u>305,400</u> |                |                |                |
| 117 |                | <u>305,600</u> |                |                |                |
| 118 |                | <u>305,800</u> |                |                |                |
| 119 |                | <u>306,100</u> |                |                |                |
| 120 |                | <u>306,400</u> |                |                |                |
| 121 |                | <u>306,800</u> |                |                |                |

|     |                |                |                |                |                |
|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 81  | <u>236,100</u> | <u>293,200</u> | <u>340,700</u> | <u>380,900</u> | <u>398,000</u> |
| 82  | <u>236,800</u> | <u>293,500</u> | <u>341,200</u> | <u>381,500</u> | <u>398,700</u> |
| 83  | <u>237,500</u> | <u>293,900</u> | <u>341,700</u> | <u>382,100</u> | <u>399,400</u> |
| 84  | <u>238,200</u> | <u>294,200</u> | <u>342,200</u> | <u>382,700</u> | <u>400,100</u> |
| 85  | <u>239,000</u> | <u>294,500</u> | <u>342,700</u> | <u>383,300</u> | <u>400,600</u> |
| 86  | <u>239,700</u> | <u>294,800</u> | <u>343,200</u> | <u>383,900</u> | <u>239,700</u> |
| 87  | <u>240,400</u> | <u>295,100</u> | <u>343,700</u> | <u>384,500</u> | <u>240,400</u> |
| 88  | <u>241,100</u> | <u>295,500</u> | <u>344,200</u> | <u>385,100</u> | <u>241,100</u> |
| 89  | <u>241,900</u> | <u>295,800</u> | <u>344,600</u> | <u>385,800</u> | <u>241,900</u> |
| 90  | <u>242,400</u> | <u>296,200</u> | <u>345,100</u> | <u>386,400</u> | <u>242,400</u> |
| 91  | <u>242,900</u> | <u>296,600</u> | <u>345,600</u> | <u>387,000</u> | <u>242,900</u> |
| 92  | <u>243,400</u> | <u>297,000</u> | <u>346,100</u> | <u>387,600</u> | <u>243,400</u> |
| 93  | <u>243,700</u> | <u>297,100</u> | <u>346,300</u> | <u>388,300</u> | <u>243,700</u> |
| 94  |                | <u>297,500</u> | <u>346,800</u> |                |                |
| 95  |                | <u>297,900</u> | <u>347,300</u> |                |                |
| 96  |                | <u>298,300</u> | <u>347,800</u> |                |                |
| 97  |                | <u>298,500</u> | <u>347,900</u> |                |                |
| 98  |                | <u>298,900</u> | <u>348,400</u> |                |                |
| 99  |                | <u>299,300</u> | <u>348,900</u> |                |                |
| 100 |                | <u>299,700</u> | <u>349,400</u> |                |                |
| 101 |                | <u>299,900</u> | <u>349,700</u> |                |                |
| 102 |                | <u>300,300</u> | <u>350,100</u> |                |                |
| 103 |                | <u>300,700</u> | <u>350,500</u> |                |                |
| 104 |                | <u>301,100</u> | <u>350,900</u> |                |                |
| 105 |                | <u>301,300</u> | <u>351,400</u> |                |                |
| 106 |                | <u>301,600</u> | <u>351,800</u> |                |                |
| 107 |                | <u>302,000</u> | <u>352,200</u> |                |                |
| 108 |                | <u>302,400</u> | <u>352,600</u> |                |                |
| 109 |                | <u>302,600</u> | <u>353,100</u> |                |                |
| 110 |                | <u>303,000</u> | <u>353,500</u> |                |                |
| 111 |                | <u>303,400</u> | <u>353,900</u> |                |                |
| 112 |                | <u>303,700</u> | <u>354,200</u> |                |                |
| 113 |                | <u>303,800</u> | <u>354,700</u> |                |                |
| 114 |                | <u>304,200</u> |                |                |                |
| 115 |                | <u>304,600</u> |                |                |                |
| 116 |                | <u>305,000</u> |                |                |                |
| 117 |                | <u>305,200</u> |                |                |                |
| 118 |                | <u>305,500</u> |                |                |                |
| 119 |                | <u>305,800</u> |                |                |                |
| 120 |                | <u>306,100</u> |                |                |                |
| 121 |                | <u>306,500</u> |                |                |                |

|       |         |         |         |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 122   |         | 307,000 |         |         |         |         |
| 123   |         | 307,300 |         |         |         |         |
| 124   |         | 307,600 |         |         |         |         |
| 125   |         | 308,000 |         |         |         |         |
| 再任用職員 | 185,800 | 213,400 | 257,600 | 277,800 | 293,200 | 319,100 |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。

|       |         |         |         |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 122   |         | 306,800 |         |         |         |         |
| 123   |         | 307,100 |         |         |         |         |
| 124   |         | 307,400 |         |         |         |         |
| 125   |         | 307,800 |         |         |         |         |
| 再任用職員 | 185,800 | 213,400 | 257,600 | 277,800 | 293,200 | 319,100 |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。

附 則

( 施行期日 )

- この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、中城村一般職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第14条第2項第2号及び別表第1の規定については、平成26年4月1日から適用する。

( 給与の内払 )

- 改正後の給与条例の適用を行う場合には、改正前の中城村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の内払とみなす。

( 期末手当に関する経過措置 )

- 平成26年度分に限り改正後の給与条例第21条中の規定について、第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の195」とし、同条第3項中「100分の65」とあるのは、「100分の97.5」とする。

( 勤勉手当に関する経過措置 )

- 改正後の給与条例第22条の規定の適用について、平成26年12月期に限り、同条中第2項第1号の「100分の75」とあるのは、「100分の82.5」とし、同条中第2項第2号の「100分の37.5」とし、同条中第3項の「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額」として得た額を期末手当として支給する。

( 規則への委任 )

- 前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 休憩します。

休 憩 ( 1 0 時 0 2 分 )

~~~~~

再 開 (1 0 時 0 5 分)

議長 與那覇朝輝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

休憩します。

休 憩 (1 0 時 0 5 分)

~~~~~

再 開 ( 1 0 時 2 3 分 )

議長 與那覇朝輝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第46号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第46号 中城村職員の給与に関  
する条例の一部を改正する条例を採決いたしま  
す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第46号 中城村職員の給与に  
関する条例の一部を改正する条例は原案のと  
おり可決されました。

日程第4 議案第47号 中城村職員の育児休  
業等に関する条例の一部を改正する条例を議題  
とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第47号 中城村職員の  
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
について御提案申し上げます。

#### 議案第47号

#### 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年中城村条例第8号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月25日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

中城村職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、引用条文に改正があるため、本条例を改正する必要がある。

中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 改正前   |                       |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |  |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------|--|---------|----|------------------|---------|-------|------------------|---------|----|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|--|---------|----|------------------|---------|-------|------------------|---------|----|-----------------------|
| <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号。以下「給与条例」という。）第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）</p> <p>第16条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第21条第4項</td> <td style="width: 15%;">給料</td> <td style="width: 70%;">給料の月額を算出率で除して得た額</td> </tr> <tr> <td>第21条第5項</td> <td>給料の月額</td> <td>給料の月額を算出率で除して得た額</td> </tr> <tr> <td>第21条第6項</td> <td>規則</td> <td>育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則</td> </tr> </table> | （略）   |                       |  | 第21条第4項 | 給料 | 給料の月額を算出率で除して得た額 | 第21条第5項 | 給料の月額 | 給料の月額を算出率で除して得た額 | 第21条第6項 | 規則 | 育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則 | <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号。以下「給与条例」という。）第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）</p> <p>第16条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第22条第4項</td> <td style="width: 15%;">給料</td> <td style="width: 70%;">給料の月額を算出率で除して得た額</td> </tr> <tr> <td>第22条第5項</td> <td>給料の月額</td> <td>給料の月額を算出率で除して得た額</td> </tr> <tr> <td>第22条第6項</td> <td>規則</td> <td>育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則</td> </tr> </table> | （略） |  |  | 第22条第4項 | 給料 | 給料の月額を算出率で除して得た額 | 第22条第5項 | 給料の月額 | 給料の月額を算出率で除して得た額 | 第22条第6項 | 規則 | 育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則 |
| （略）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |       |                       |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |  |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |
| 第21条第4項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 給料    | 給料の月額を算出率で除して得た額      |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |  |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |
| 第21条第5項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 給料の月額 | 給料の月額を算出率で除して得た額      |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |  |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |
| 第21条第6項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 規則    | 育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則 |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |  |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |
| （略）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |       |                       |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |  |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |
| 第22条第4項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 給料    | 給料の月額を算出率で除して得た額      |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |  |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |
| 第22条第5項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 給料の月額 | 給料の月額を算出率で除して得た額      |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |  |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |
| 第22条第6項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 規則    | 育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則 |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |  |  |         |    |                  |         |       |                  |         |    |                       |

附 則

（施行期日）

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第47号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第48号 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第48号 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第48号

#### 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和59年中城村条例第14号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月25日提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提 案 理 由

沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、中城村現業職員の給与を改定する必要がある。

#### 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和59年中城村条例第14号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                          | 改正前                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (給与の種類及び基準)<br>第2条 現業職員の給与の種類は、給料、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、 <u>勤勉手当</u> 、 <u>特殊勤務手当</u> 及び退職手当とする。 | (給与の種類及び基準)<br>第2条 現業職員の給与の種類は、給料、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、 <u>宿日直手当</u> 、 <u>期末手当</u> 、 <u>特殊勤務手当</u> 及び退職手当とする。 |

|                                                                                                                                                                                        |              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><u>第10条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在勤する現業職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した現業職員についても、同様とする。</u></p> | <p>2 (略)</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|

附 則

(施行期日)

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第48号 中城村現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第49号 中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第49号 中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。



議案第49号

中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和59年中城村条例第15号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月25日提出

中城村長 浜田 京介

提 案 理 由

沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和59年中城村条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                        | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（給与の種類）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当及び退職手当とする。</u></p> <p>（住居手当）</p> <p>第5条 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員（管理者の職務を行う村長「以下管理者という。」が指定する者を除く。）</u>に支給する。</p> | <p>（給与の種類）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>宿日直手当、</u>期末手当及び退職手当とする。</p> <p>（住居手当）</p> <p>第5条 住居手当は、<u>次に掲げる職員に対して支給する。</u></p> <p><u>(1) 自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員（管理者の職務を行う村長「以下管理者という。」が指定する者を除く。）</u></p> |

|                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(期末手当)</p> <p><u>第10条 期末手当は、6月1日及び12月1日において、それぞれ在職する職員に支給する。</u></p> <p>(勤勉手当)</p> <p><u>第11条 勤勉手当は、毎年6月1日及び12月1日において、それぞれ在職する職員に支給する。</u></p> | <p>(宿日直手当)</p> <p><u>第10条 宿日直手当は、宿日直を命じられた職員に対して当該勤務について支給する。</u></p> <p><u>2 前項の勤務は、第8条、第9条第2項の勤務には含まれないものとする。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p><u>第11条 期末手当は、6月及び12月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。</u></p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

(施行期日)

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号 中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第50号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第50号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第50号

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の  
一部を改正する条例について

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月25日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

期末手当の支給割合を引き上げ改定する中城村の一般職員と均等を考慮し、特別職で常勤のものの期末手当の支給割合を引き上げ改定する必要がある。

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                               | 改正前                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（期末手当）<br/>第4条（略）<br/>2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に、6月10日は<u>100分の147.5</u>、12月10日は<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とする。</p> | <p>（期末手当）<br/>第4条（略）<br/>2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に、6月10日は<u>100分の140</u>、12月10日は<u>100分の155</u>を乗じて得た額とする。</p> |

附則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年12月1日から施行する。

（期末手当に関する経過措置）

第2条 改正後の中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条第2項の規定の適用については、平成26年度分に限り、「100分の147.5」とあるのは「100分の140」に、「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 中城村特別職の職員で

常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第51号 中城村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第51号 中城村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第51号

#### 中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和47年中城村条例第42号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月25日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

期末手当の支給割合を引き上げ改定する中城村の一般職員との均等を考慮し、教育長の期末手当の支給割合を引き上げ改定する必要がある。

中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年中城村条例第42号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                            | 改正前                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額はその職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に、6月10日は<u>100分の147.5</u>、12月10日は<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とする。</p> | <p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額はその職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に、6月10日は<u>100分の140</u>、12月10日は<u>100分の155</u>を乗じて得た額とする。</p> |

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年12月1日から施行する。

（期末手当に関する経過措置）

第2条 改正後の中城村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第4条第2項の規定の適用については、平成26年度分に限り、「100分の147.5」とあるのは「100分の140」に「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 中城村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号 中城村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第52号 中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

休憩いたします。

休 憩（10時40分）

~~~~~

再 開（10時52分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。
村長 浜田京介 議案第52号 中城村特定教
育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例について御提案申し上
げます。

議案第52号

中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月25日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要がある。

中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項に規定する特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第46条第2項に規定する特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- （2） 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- （3） 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- （4） 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- （5） 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- （6） 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- （7） 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。

- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (15) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (16) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (17) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (18) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (19) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (20) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (21) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (22) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

（一般原則）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条

第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育(法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。以下同じ。)の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、村長が別に定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて村長が別に定めるものにより提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる

小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により本村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めな

なければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の規定により法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他

の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（支給認定保護者に関する本村への通知）

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本村に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しな

なければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知ることのできた支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知ることのできた支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行

うよう努めなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）教育・保育施設若しくは地域型保育（法第7条第5項に規定する地域型保育をいう。以下同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して本村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により本村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して本村が行う調査に協力するとともに、本村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、本村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 第19条に規定する本村への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用

保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型(中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第 号)第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))を行う事業所にあつては、中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団

体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号八に規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号八に規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により本村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 特定地域型保育事業者は、連携施設を確保するに当たっては、連携協力の内容について連携施設の設置者と書面により契約等を締結するものとする。ただし、特定地域型保育事業者と連携施設の設置者が同一である場合は、この限りでない。
 - 3 居宅訪問型保育事業を行う者は、中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の本村の指定する施設を適切に確保しなければならない。
 - 4 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
 - 5 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保

育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する本村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する本村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基

づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する特定地域型保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 利用定員

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考方法を含む。)

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に

規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する本村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第50条 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは、「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就前子どもに該当する

支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定こどもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

第4章 雑則

（委任）

第53条 この条例に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「設定する額の支払を」とあるのは「設定する額の支払を、本村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、本村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（施設型給付費等に関する経過措置）

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第

2 項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ（2）に規定する市町村が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する本村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ（1）に規定する本村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ（2）に規定する本村が定める額」とする。

（利用定員に関する経過措置）

第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

（連携施設に関する経過措置）

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本村が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

よろしくお願いたします。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を
終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（10時53分）

~~~~~

再 開（11時12分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

10番 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 何か頭がこんがらがってきましてけれども、議案第52号の中の第6条の2項、3項の中で利用定員の総数を超える場合は、保育を受ける必要性の高いと認められる子が優先に利用できるよう選考するとありますが、選考が事業者任せられている状況で、果たして公正な方法で選考ができるかどうか、

直接契約である以上、その条例どおりにはいかないのではないかと考えますが。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

利用定員を上回る場合は、保育を必要とする子供たちから、新しい子育て支援法では、「保育に欠ける子供たち」が「保育を必要とする子供たち」に変わります。その保育の必要とする子供たちの点数、その高い順序からの利用調整になると考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 だから、条例ではそういうふうにならされていますけれども、事業者と利用者が直接契約となれば、事業者による選考は任されているわけですね。いちいちそれを行政が全部チェックすることができないんじゃないかなど。公正な方法で選考できるかどうか、非常にこれは疑問だと考えております。

それから全国のこの条例、一律ですよ。今出されている条例は全国一律ですよ。その場合に地方とか地域によっては、この保育事情が全然違うと思うんですが、村独自の施策がそれに盛り込まれているところがあるかどうか、お聞きします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

公立保育所、認可保育所、新しくできる事業所内保育所、小規模事業保育所については、村のほうで定員を決めていきます。条例に関して、村独自の第42条第2項の連携施設を設ける場合には、連携施設との書面で契約し明確化することが村独自の部分であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 今、課長がおっしゃっていることはよくわかりますけれども、直接契約となれば、本当にそういったものをちゃんとチェックできるかどうか、とても不安があるんですよ。そして、政府のこの方針が

ころころ変わる中で、保護者はもうどうなっているのかと、理解しにくいとか、どういうふうにしらぬととか、それをやればいいのかというのが非常に不安なんです。それでこの前の全体の中での説明でもありましたが、私たちが、条例を決めるときだけに議員だけにそれを説明するんじゃなくして、その地域の人たちにもちゃんとした説明を、説明責任を果たしてほしいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 これで10番 安里ヨシ子議員の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

10番 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 議案第52号 中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に、反対の立場で討論をしたいと思います。

条例では全ての子供や子育て家庭に良質なサービスを提供するとうたっておりますけれども、利用したいこども園などの施設やサービスを自分で探して、直接契約することになって、募集定員より応募者が多い場合、事業者が入園者を選考する、そして断られる人たちはほかに園を自分で探して、探さないといけないということで、保護者の負担が非常に大きいと思います。企業は営利が目的で保育に参加する。今の条例では、企業が参加しやすいような、そう



いった条例でありますので、営利目的で保育料の取りやすい利用者を選び、そこから締め出される人たちが出てくるのではないかと。確実に入所できる保証はないんじゃないかと思っております。社会的に不利な立場の人で障がい者やひとり親、低所得者の世帯が必要な保育が受けられなくなるのが懸念されます。保育事業を拡大することによって、公的な保育実施義務をなくして、公的責任を縮小しようとするものだと考えます。

よって、この条例に私は反対をいたします。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第52号 中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 與那覇朝輝 「起立多数」です。したがって、議案第52号 中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第53号 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第53号 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について御提案申し上げます。

#### 議案第53号

#### 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月25日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

#### 提 案 理 由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要がある。

#### 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、村長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 村長は、中城村子ども・子育て会議設置要綱(平成26年訓令第24号)に基づき設置する中城村子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 本村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条において同じ。)には、法に定めるそれぞ

れの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

- 2 家庭的保育事業者等は、連携施設を確保するに当たっては、連携協力の内容について連携施設の設置者と書面により契約等を締結するものとする。ただし、家庭的保育事業者等と連携施設の設置者が同一である場合は、この限りでない。

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第8条 家庭的保育事業者等は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第9条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽<sup>けんけん</sup>に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

( 食事の提供の特例 )

第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
  - (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
  - (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
  - (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
  - (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

- (1) 連携施設
- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等  
( 利用乳幼児及び職員の健康診断 )

第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければなら

ない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第20条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第21条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知ることのできた利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知ることのできた利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第22条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る本村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 家庭的保育事業

### (設備の基準)

第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、村長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること。

### (職員)

第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
  - (2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 家庭的保育者は、村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
  - (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者
- 3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

### (保育時間)

第25条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

( 保育の内容 )

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

( 保護者との連絡 )

第27条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3章 小規模保育事業

#### 第1節 通則

( 小規模保育事業の区分 )

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

#### 第2節 小規模保育事業A型

( 設備の基準 )

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第34条第4号及び第5号において同じ。）調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
  - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。



| 階      | 区分  | 施設又は設備                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2階     | 常用  | 1 屋内階段<br>2 屋外階段                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 待避上有効なバルコニー<br>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>4 屋外階段                                                                                                                                                                                                   |
| 3階     | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 屋外階段                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|        | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>3 屋外階段                                                                                                                                                                                                                                     |
| 4階以上の階 | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段                                                                                                                                                                                                                                                     |
|        | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路<br>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |

ウ イに掲げる施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は

冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所 A 型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所 A 型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第30条 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は第17条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人

(2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人につき 1 人 (法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業 A 型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業 A 型を行う者(第31条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(A型)」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A型)」とする。

### 第 3 節 小規模保育事業 B 型

(職員)

第32条 小規模保育事業 B 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 B 型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として村長が行う研修(村長が指定する都道府県知事その他の

機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

#### 第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第34条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第29条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第35条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第37条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者(第37条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(C型)」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」とする。

#### 第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項の規定による措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと本村が認める乳幼児に対する保育

(設備及び備品等)

第39条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第40条 居宅訪問型保育事業において、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与

を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の本村の指定する施設を適切に確保しなければならない。

(準用)

第42条 第25条から第27条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

#### 第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第43条 事業所内保育事業を行う者(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数以上の定員枠を設けなくてはならない。

| 利用定員数      | その他の乳児又は幼児の数 |
|------------|--------------|
| 1人以上5人以下   | 1人           |
| 6人以上7人以下   | 2人           |
| 8人以上10人以下  | 3人           |
| 11人以上15人以下 | 4人           |
| 16人以上20人以下 | 5人           |
| 21人以上25人以下 | 6人           |
| 26人以上30人以下 | 7人           |
| 31人以上40人以下 | 10人          |
| 41人以上50人以下 | 12人          |
| 51人以上60人以下 | 15人          |
| 61人以上      | 20人          |

(設備の基準)

第44条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業者が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

- (4) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階     | 区分  | 施設又は設備                                                                                                            |
|-------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2階    | 常用  | 1 屋内階段<br>2 屋外階段                                                                                                  |
|       | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 待避上有効なバルコニー<br>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>4 屋外階段 |
| 3階    | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 屋外階段                                                               |
|       | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>3 屋外階段                     |
| 4階以上の | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段                                     |
|       | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構                                               |

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 階 | <p>造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p> |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

ウ イに掲げる施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（職員）

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいできない。

（1） 乳児 おおむね3人につき1人

- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当っては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当って、第7条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第47条 第25条から第27条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者(第47条において準用する次条及び第27条において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(職員)

第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として村長が行う研修(村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当っては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において



準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」とする。

## 第6章 雑則

### (委任)

第50条 この条例に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、村長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

#### (食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第29条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条及び第49条において準用する場合を含む。)、第30条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第35条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第4号(調理室に係る部分に限る。)、第45条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第48条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

#### (連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本村が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

#### (小規模保育事業B型等に関する経過措置)

第4条 第32条及び第48条の規定の適用については、第24条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第32条第1項及び第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第5条 小規模保育事業C型にあっては、第36条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

10番 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 議案第53号 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてですけれども、7条の2項に、必要に応じて代替保育ができるとあります。資格を持っていない人でもできるとありますが、1人が資格を持っていれば、ほかは資格がなくてもできるということですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

小規模事業保育士のB型は2分の1以上が保育士、残りは県の研修を受けた方であれば、補助として配置できると思います。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 大事な子供を預かる場所ですので、ぜひとも有資格者を配置してほしいと思っております。

第11条の社会福祉施設などと併設する場合の職員の基準とあるんですが、家庭的保育事業などの設備及び職員の一部を合わせて設置する他の社会福祉施設などの設備及び職員に兼ねることができるとありますが、よく意味がわからないので、これを説明していただけますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

これは平成27年4月より、上村病院へまた平成28年の平安幼稚園、保育所が予定しています事業所内保育所と保育所の保育士のことを言っています。さっきお話ししたとおり、2分の1

以上が保育士であれば、それは兼ねられるということなんです。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 病院でそういった施設で預かるということもありますが、家庭で預かる場合に、やはりその保育士の資格を持っている人たちを配置できるようにすることが望みです。

それと給食について、条文では子供たちの健康のためとかいろいろ書かれてはいるんですが、給食は外注できるようになっているかと思うんですが、それはありますよね。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 基本的には、あくまで園内のほうで調理ということになりますが、小規模保育費事業の中で連携先が決まれば、この連携先との契約により給食を搬入できるということになっています。例で言えば、今度、南小学校の向かいのきらら認可外保育園が小規模保育事業に移行します。それは向かいの中城南保育園と連携していますので、給食についてはこの中城南園から搬入できるということでありませう。以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で10番 安里ヨシ子議員の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

休憩します。

休憩(11時29分)

~~~~~

再開(11時33分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております
議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定
によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第53号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。

10番 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 議案第53号 中城
村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例について、事業所においては1
人が資格を持っていれば、そのほかは無資格の
職員でも代替できると言っています。県の研修
を受けた人を配置するということですが、
自分が子育てしてきた人でなくてもそれはでき
るということになっておりますので、もしその
事故が起きたとき、安全性の問題が出てくる
と思います。

また給食が外注できるとなれば、子供たちの
食の安全とかも心配されてきます。介護保険
みたい子供たちを線引きすることは、集団保
育の大切さがなくなって、ばらばらの保育に
なるのではないかと懸念をされます。

細かいことは非常にたくさん指摘部分があり
ますけれども、以上でこの議案第53号につ
いては、私は反対の立場であります。

議長 與那覇朝輝 ほかに討論ありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第53号 中城村家庭的保育事業等の設備
及び運営に関する基準を定める条例については、
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願
います。

(起立多数)

議長 與那覇朝輝 「起立多数」です。した
がって、議案第53号 中城村家庭的保育事業
等の設備及び運営に関する基準を定める条例は
原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第54号 中城村放課後児童健
全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第54号 中城村放課後
児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例について御提案申し上げます。

議案第54号

中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定したいので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月25日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要がある。

中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、村長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 村長は、中城村子ども・子育て会議設置要綱（平成26年訓令第24号）に基づき設置する中城村子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 中城村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切

に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽^{けんざん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かななければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修

を修了したものでなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業生等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、村長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用者を平等に取り扱う原則）

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 開所している日及び時間

(4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

(5) 利用定員

(6) 通常の事業の実施地域

(7) 事業の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、中城村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、中城村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、中城村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(設備基準の経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業所の用に供している建築物又は新築、増築若しくは改築の工事中の建物で放課後児童健全育成事業所の用に供されるものについては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年を経過するまでの間、第9条第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、施行日以後に新たに増築又は改築の工事に着手する場合には、適用しない。

(職員の経過措置)

第3条 施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(11時38分)

~~~~~

再開(11時45分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第54号 中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第55号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第55号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第55号

平成26年度中城村一般会計補正予算(第3号)

平成26年度中城村一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,690千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,289,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月25日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 15 県支出金 |         | 1,735,509 | 6,552  | 1,742,061 |
|         | 3 委託金   | 31,469    | 6,552  | 38,021    |
| 18 繰入金  |         | 90,962    | 6,138  | 97,100    |
|         | 2 基金繰入金 | 90,961    | 6,138  | 97,099    |
| 歳入合計    |         | 7,277,266 | 12,690 | 7,289,956 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|----------|-------------|-----------|-------|-----------|
| 1 議会費    |             | 107,991   | 140   | 108,131   |
|          | 1 議会費       | 107,991   | 140   | 108,131   |
| 2 総務費    |             | 971,024   | 8,992 | 980,016   |
|          | 1 総務管理費     | 828,173   | 1,656 | 829,829   |
|          | 2 徴税費       | 85,919    | 499   | 86,418    |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 38,250    | 285   | 38,535    |
|          | 4 選挙費       | 15,188    | 6,552 | 21,740    |
| 3 民生費    |             | 2,269,886 | 936   | 2,270,822 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,054,813 | 353   | 1,055,166 |
|          | 2 児童福祉費     | 1,215,073 | 583   | 1,215,656 |
| 4 衛生費    |             | 741,999   | 444   | 742,443   |
|          | 1 保健衛生費     | 368,400   | 351   | 368,751   |
|          | 2 清掃費       | 373,599   | 93    | 373,692   |
| 6 農林水産業費 |             | 233,005   | 305   | 233,310   |
|          | 1 農業費       | 220,811   | 242   | 221,053   |
|          | 3 水産業費      | 10,799    | 63    | 10,862    |

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 7 商工費   |         | 81,578    | 256    | 81,834    |
|         | 1 商工費   | 81,578    | 256    | 81,834    |
| 8 土木費   |         | 520,050   | 491    | 520,541   |
|         | 1 土木管理費 | 14,079    | 113    | 14,192    |
|         | 2 道路橋梁費 | 295,714   | 92     | 295,806   |
|         | 4 都市計画費 | 91,872    | 286    | 92,158    |
| 10 教育費  |         | 1,528,900 | 1,126  | 1,530,026 |
|         | 1 教育総務費 | 115,090   | 423    | 115,513   |
|         | 4 幼稚園費  | 46,562    | 236    | 46,798    |
|         | 5 社会教育費 | 906,218   | 165    | 906,383   |
|         | 6 保健体育費 | 267,945   | 302    | 268,247   |
| 歳 出 合 計 |         | 7,277,266 | 12,690 | 7,289,956 |

まず歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。歳入、15款県支出金、3項委託金、補正前の額3,146万9,000円、補正額655万2,000円、合計で3,802万1,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額9,096万1,000円、補正額613万8,000円、合計で9,709万9,000円。

歳入合計、補正前の額72億7,726万6,000円、補正額1,269万円、合計で72億8,995万6,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費、補正前の額1億799万1,000円、補正額14万円、合計で1億813万1,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額8億2,817万3,000円、補正額165万6,000円、合計で8億2,982万9,000円。2項徴税費、補正前の額8,591万9,000円、補正額49万9,000円、合計で8,641万8,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額3,825万円、補正額28万5,000円、合計で3,853万5,000円。4項選挙費、補正前の額1,518万8,000円、補正額655万2,000円、合計で2,174万円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額10

億5,481万3,000円、補正額35万3,000円、合計で10億5,516万6,000円。2項児童福祉費、補正前の額12億1,507万3,000円、補正額58万3,000円、合計で12億1,565万6,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額3億6,840万円、補正額35万1,000円、合計で3億6,875万1,000円。2項清掃費、補正前の額3億7,359万9,000円、補正額9万3,000円、合計で3億7,369万2,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額2億2,081万1,000円、補正額24万2,000円、合計で2億2,105万3,000円。3項水産業費、補正前の額1,079万9,000円、補正額6万3,000円、合計で1,086万2,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額8,157万8,000円、補正額25万6,000円、合計で8,183万4,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正前の額1,407万9,000円、補正額11万3,000円、合計で1,419万2,000円。2項道路橋梁費、補正前の額2億9,571万4,000円、補正額9万2,000円、合計で2億9,580万6,000円。4項都市計画費、補

正前の額9,187万2,000円、補正額28万6,000円、合計で9,215万8,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億1,509万円、補正額42万3,000円、合計で1億1,551万3,000円。4項幼稚園費、補正前の額4,656万2,000円、補正額23万6,000円、合計で4,679万8,000円。5項社会教育費、補正前の額9億621万8,000円、補正額16万5,000円、合計で9億638万3,000円。6項保健体育費、補正前の額2億6,794万5,000円、補正額30万2,000円、合計で2億6,824万7,000円。

歳出合計、補正前の額72億7,726万6,000円、補正額1,269万円、合計で72億8,995万6,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ます。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第56号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第56号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

#### 議案第56号

#### 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月25日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳出)

(単位：千円)

| 款      | 項       | 補正前の額     | 補正額 | 計         |
|--------|---------|-----------|-----|-----------|
| 1 総務費  |         | 38,908    | 175 | 39,083    |
|        | 1 総務管理費 | 29,555    | 175 | 29,730    |
| 12 予備費 |         | 10,000    | 175 | 9,825     |
|        | 1 予備費   | 10,000    | 175 | 9,825     |
| 歳出合計   |         | 2,421,633 | 0   | 2,421,633 |

第1表のほうは歳出のみでございます。歳出のみ読み上げて御提案申し上げます。1款総務費、1項総務管理費、補正前の額2,955万5,000円、補正額17万5,000円、合計で2,973万円。

12款予備費、1項予備費、補正前の額1,000万円、補正額17万5,000円の減額補正、合計で982万5,000円。

歳出合計、補正前の額24億2,163万3,000円、補正額はゼロ、合計も24億2,163万3,000円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第57号 村道中城城跡線改良舗装工事(5工区)改定契約を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第57号 村道中城城跡線改良舗装工事(5工区)改定契約について御提案申し上げます。

議案第57号

村道中城城跡線改良舗装工事（5工区）改定契約について

村道中城城跡線改良舗装工事（5工区）について、次のように改定契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 : 村道中城城跡線改良舗装工事（5工区）
2. 改定契約金額 : 金7,463,880円
- うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 : 金552,880円
3. 契約の相手方 : 中城村字津覇644番地2  
株式会社 新栄組  
代表取締役 新垣榮範

平成26年11月25日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

村道中城城跡線改良舗装工事（5工区）の改定契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（11時58分）

~~~~~

再開（12時00分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 村道中城城跡線改良舗

装工事（5工区）改定契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号 村道中城城跡線改良舗装工事（5工区）改定契約は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本臨時会はこれで閉会します。御苦労さまでした。

閉 会（12時02分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 大 城 常 良

中城村議会議員 仲 松 正 敏

第8回 定例会

平成26年第8回中城村議会定例会（第1日目）

招集年月日	平成26年12月5日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成26年12月5日（午前10時00分）		
	散会	平成26年12月5日（午前11時01分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	新垣徳正
	2番	外間博則	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣光栄
	4番	欠席	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員	4番	屋良清		
会議録署名議員	6番	新垣貞則	7番	金城章
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	新垣親裕	上下水道課長	仲村盛和
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	新垣一弘
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主	伊波正明
	健康保険課長	比嘉健治		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第58号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例
第 6	議案第59号 中城村北中城村清掃事務組合理約の変更
第 7	議案第60号 平成26年度中城村一般会計補正予算（第4号）
第 8	議案第61号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第 9	議案第62号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第 10	議案第63号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第 11	議案第64号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第 12	議案第65号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）改定契約

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。

4番 屋良 清議員は今定例会を欠席する旨の届けがありますので、御報告しております。

それでは、ただいまより平成26年第8回中城村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 新垣貞則議員及び7番 金城 章議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日12月5日から12月12日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、本議会の会期は本日12月5日より12月12日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成26年9月30日より、平成26年12月4日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査及び定期監査報告について

村監査委員より、平成26年9月、10月、11月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。また、11月4日から14日までの間実施された平成26年度定期監査の報告書を12月3日村長に提出しております。

2 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、後期高齢者医療広域連合議会及び東部清掃施設組合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お

手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 請願・陳情等の処理について

期間中に受理した請願・陳情等は2件受理し、12月2日の議会運営委員会で協議した結果『中部南地区広域火葬場・斎場建設問題に関する請願』は総務常任委員会に付託し、『年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める陳情』は文教社会常任委員会に付託します。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

10月7日(火)定例総会が自治会館で開催され、議長と事務局長が出席しております。10月8日(水)議員・事務局職員研修会が那覇市で開催され、18名が参加しております。

10月29日(水)常任委員長・副委員長実務研修会が自治会館で開催され、5名が参加しております。

11月7日(金)広報研修会が自治会館で開催され、6名が参加しております。

11月11日(火)~12日(水)第58回町村議会議長全国大会がNHKホールで開催され、議長と事務局長が参加し、35項目の要望事項決議を全会一致で採択しております。

12月1日(月)定例役員会が自治会館で開催され、議長が出席しております。

5 中部町村議会議長会関係について

10月3日(金)定例会が北谷町で開催され、議長と事務局長が出席しております。

10月21日(火)臨時会が嘉手納町で開催され、議長と事務局長が出席しております。

11月7日(金)臨時会が嘉手納町で開催され、議長と事務局長が出席しております。

11月13日(木)~14日(金)県外行政視察研修が静岡県小山町で開催され、議長と事務局長が参加しております。

11月18日（火）臨時会を嘉手納町で開催した後、要請行動が実施され、議長と事務局長が出席参加しております。

6 そ の 他

9月30日（火）中城村農業委員会委員選挙当選証書付与式が吉の浦会館で開催され、議長他議員が出席しております。

10月17日（金）中城村内交通安全状況説明会及び中部南地区火葬場建設説明会が開催され、議長他議員が参加しております。

10月19日（日）中城中学校学習発表会が開催され、議長他議員が出席しております。

10月21日（火）飲酒運転根絶県民大会が沖縄市民会館で開催され、議長他議員が参加しております。

10月24日（金）第73回中部広域市町村圏事務組合定例会が開催され、議長が出席しております。

10月27日（月）ごさまるエネルギープロジェクト会議が開催され、議長が出席しております。

11月1日（土）中城村全戦没者慰霊祭が老人センターで開催され、議長が追悼の言葉を述べております。

11月6日（木）和歌山県上富田町議会総務教育常任委員会委員が所管事務調査のため本村を訪れております。

11月8日（土）・9日（日）第9回中城文化まつりが吉の浦会館で開催され、議長が挨拶を述べております。

11月19日（水）子育て関連の新規条例説明会が開催され、議長他議員が参加しております。

11月21日（金）自治体職員政策形成セミナー研修事業報告会が開催され、議長が出席しております。

11月22日（土）・23日（日）プロジェクトマッピングが中城城跡で開催され、

議長が挨拶を述べております。

11月23日（日）上村病院落成記念式典が開催され、議長が出席しております。

11月25日（火）第7回中城村議会臨時会が開催されております。

11月29日（金）第74回中部広域市町村圏事務組合臨時会が開催され、議長が出席しております。

11月30日（日）中城小学校音楽祭が開催され、議長他議員が出席しております。

11月30日（日）世界遺産劇場が中城城跡で開催され、議長他議員が出席しております。

12月1日（月）海外移住者子弟研修生終了式及び激励会が吉の浦会館で開催され、副議長が祝辞を述べております。

以上で諸般の報告を終わります。

休憩いたします。

休 憩（10時09分）

~~~~~

再 開（10時14分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告を平成26年9月から、平成26年11月の1枚だけの用紙のもので抜粋をいたしまして、できるだけ細かに報告をさせていただきます。

まず9月8日でございます。沖縄県子ども・子育て会議、これは県庁で行われておりますけれども、次年度から新制度に移行するための子ども・子育て会議でございます。新たな計画書づくりをするために、町村会を代表いたしまして私が参加をさせていただいております。

9月21日、これは中城村陸上競技大会、ごさまる陸上競技場で参加をしております。

9月25日、9月定例中部市町村会が開かれておりまして、そこでは一般会計の補正予算などについての審議をさせていただいております。

10月に入りまして、10月5日にはグスクの響き！まつりが中城城跡で開催され、参加をしております。

10月17日、最上大産業まつりが山形県のほうで、これも中部広域を代表いたしまして、私のほうで参加をさせていただいております。

次に10月21日、第3回の広域市町村圏事務組合理事会が開催されておりまして、これも一般会計歳入歳出決算認定について審議をし、認定をしております。

あとは11月の、11月に入りましたら、先ほどお話のありました文化まつりが8日に開催され、それと11月12日の沖縄県町村会理事会が開催され、これは県の町村の分担金について審議をし、会議を行っております。

11月17日、全国町村長大会、これは東京のほうで全国の町村長が一堂に会しまして、安倍総理を迎えて、そこで活力ある地域を目指すということで大会が開かれております。

11月22日、11月の定例中部市町村会、これにつきましては平成27年度の各種団体の負担金、補助金、助成金について審議をし、決定をしております。

あと11月26日、治水事業促進全国大会、これは東京のほうですが参加をしております、治水事業の促進とその後の国交省、内閣府、国会議員も含めて予算獲得のための要請行動を行っております。

以上でございます。

あともう1枚の主要施策の執行状況調書、これは第3・四半期分でございます。そのページをめくりながら読み上げて御報告申し上げます。よろしいでしょうか。

まず1ページのほうから行きます。総務課。11節、平成26年度防災行政無線屋外子局バッテリー交換業務、平成26年8月13日、随意契約、145万440円、デルタ電気工業株式会社。

2ページのほうは企画課でございます。13節、

戸籍総合システムブックレス保守サービス、平成26年9月1日、随意契約、130万9,236円、株式会社オーシーシー。13節、生活の足確保デマンドタクシー運行委託業務、平成26年11月17日、指名競争入札、189万6,653万円（67.5%）、共同交通有限会社。14節、ソフトウェア使用許諾契約、平成26年9月1日、随意契約、154万9,800円、株式会社オーシーシー。

続いて3ページの税務課です。13節、土地システム評価委託業務、平成26年10月1日、随意契約、361万440円、協同組合沖縄県システム評価センター。

続いて農林水産課。13節、久場地区土砂崩壊防止工事現場技術業務、平成26年10月20日、指名競争入札、205万2,000円（95%）、三矢エンジニアリング。同じく13節、中城地区農道舗装工事現場技術業務、平成26年10月24日、指名競争入札、205万2,000円（95%）、株式会社沖橋エンジニアリング。15節、久場地区土砂崩壊防止工事（26-1）、平成26年10月20日、指名競争入札、2,125万4,400円（94.2%）、有限会社ヒコ建設。15節、中城地区農道舗装工事（26-1）、平成26年10月24日、指名競争入札、3,072万9,240円（93.9%）、有限会社渡久地建設。同じく15節、中城浜漁港北側門扉補修工事、平成26年11月14日、随意契約、38万5,598円（97.1%）、上江洲工業。

続いて企業立地・観光推進課。19節、世界遺産中城城跡プロジェクトマッピング実行委員会補助金、平成26年9月9日、補助金、1,400万円、相手方も同じでございます。

6ページ、都市建設課に移ります。13節、平成26年度調査業務（その5）、平成26年10月28日、随意契約、245万1,600円（91.7%）、株式会社沖縄ランドコンサルタント。13節、平成26年度調査業務（その6）、平成26年11月4日、随意契約、555万120円（89.9%）、株式会社与那嶺測量設計。13節、平成26年度南上原地区道

路台帳作成委託業務、平成26年10月24日、随意契約、629万6,400円、株式会社与那嶺測量設計。同じく13節、中城村道路台帳作成支援（吉の浦線）業務、平成26年10月29日、随意契約、797万400円、沖縄県建設技術センター。同じく13節、中城村道路ストック総点検支援業務（H26）、平成26年10月27日、随意契約、502万2,000円、沖縄県建設技術センター。

7ページ、同じく都市建設課。15節、南上原築造工事（26-4工区）平成26年9月24日、指名競争入札、2,214万円（94%）有限会社丸清建設工業。同じく15節、南上原築造工事（26-5工区）平成26年9月24日、指名競争入札、2,300万760円（94.1%）マール・デル・プラタ工業。15節、南上原築造工事（26-6工区）平成26年11月5日、指名競争入札、2,335万2,000円（98%）株式会社五城。15節、道路反射鏡・防犯灯設置工事、平成26年11月6日、指名競争入札、170万6,400円（87.8%）沖縄道路興業株式会社。同じく15節、登又地内集落排水路整備工事（2工区）平成26年10月24日、指名競争入札、1,080万円（89.4%）有限会社ピース造園土木。

8ページでございます。22節、物件移転補償、これは5件、平成26年9月22日から11月12日にかけての5件の随意契約で、1,789万6,700円、南上原地内の5件でございます。

9ページ、上下水道課。13節、南上原地内公共下水道調査測量設計委託業務（その3）平成26年9月11日、指名競争入札、1,166万4,000円（97.1%）株式会社邦エンジニアリング。15節、添石地内公共下水道工事（26-5）平成26年9月11日、指名競争入札、1,684万8,000円（99.6%）有限会社島設備。15節、南上原地内公共下水道工事（26-6）平成26年9月29日、指名競争入札、3,329万9,640円（93.8%）有限会社盛重機土木。

10ページ、教育総務課。13節、中城南小学校

校舎増築工事实施設計委託業務、平成26年9月5日、随意契約、378万円（100%）株式会社総合計画設計。15節、中城南小学校遊具設置工事、平成26年9月11日、随意契約、616万5,720円（99.9%）有限会社公園沖縄。

11ページ、生涯学習課でございます。13節、中城村民体育館整備工事管理委託業務、平成26年9月17日、随意契約、113万1,840円（97.9%）有限会社大住設計。15節、中城村民体育館整備工事、平成26年9月17日、指名競争入札、3,019万320円（94.2%）株式会社沖永開発。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 続いて教育行政報告を行います。

教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。それでは教育行政報告、平成26年9月から平成26年11月まで報告をいたします。

9月2日、山形県最上広域圏少年少女派遣交流団歓迎交流会に参加しました。最上広域圏児童交流団49名を迎えた歓迎交流会でした。本村から最上広域圏には3名参加しております。

9月21日、中城村陸上競技大会。陸上競技大会の開会式での挨拶を教育長が述べております。

9月25日、第13回教育委員会議、平成25年度事業に関する教育委員会の事務の管理及び執行状況にかかる点検評価についての会議を持ちました。各事業に関して会議では、各事業の効果及び課題と対応策が示されていると、いい評価を受けております。なお、点検評価報告書は議会に提出しておりますので、御参照ください。資料が各議員に行っていると思います。よろしく申し上げます。

9月28日、中城小学校運動会に参加いたしました。特に幼稚園児、あるいは1年生の演技などに大きな拍手が送られました。

10月9日、幼小中交流事業研究会に参加いた

しました。公開授業がありまして、国語、算数、中城ごさまる科で行われました。5年生の中城ごさまる科の授業では、活発な児童の発表があり、またいろんなアイデア等も出されました。中学生・高校生海外留学及び小・中学生ESLキャンプ事業の合同報告会に参加いたしております。特に留学生は英語と日本語で報告し、成果が見られたと思っております。

10月19日、中城中学校文化祭に参加いたしました。舞台の発表では、生徒たちがそれぞれ工夫を凝らして堂々と発表しておりました。

10月23日、第14回教育委員会会議、就学指導委員会委員の委嘱したことを報告いたしました。教育長は就学指導委員会委員ではありません。特に質疑はありませんでした。

10月26日、第11回婦人演芸の集いに参加いたしました。見事な演芸で、本村婦人会の主催で行われております。

11月1日、中城村慰霊祭に参加いたしました。

11月8日、9日、第9回中城村文化まつりに参加いたしました。吉の浦会館での舞台発表に976名の観客がおりまして、旭市から29名の参加で花を添えていただきました。村民体育館での展示、発表には844名の観客がおりまして、大変にぎやかで、芸もプロ並みの芸でありまして、皆さん感激したようです。

11月19日、中頭地区教育長会、県職員の早期退職募集制度の導入についての説明がありまして、現行の勸奨退職制度を廃止し、新たに早期退職募集制度の導入が行われるそうです。目的は職員の年齢別構成の平準化、組織活力の維持などで、対象は原則として定年から、これまで10年を減じていたものを15年を減じた年齢以上で、勤務年齢の制限は特にないということです。中頭地区学力向上実践推進大会要項について、幼小中学校、家庭地域、社会、教育委員会の特色ある実践活動の発表、講演会を通してその成果を共有して共通実践につなげ、本地区の

学力向上に資する大会であります。

11月20日から22日、千葉県旭市交流団の団長として参加いたしました。中城小、津覇小、中城南小から5年生18名の児童が参加しております。交流を通して友情と連携の精神を養い、学校地域のリーダーとして21世紀の中城村を担う、夢と希望が持てる人材の育成を目的として行われております。

11月23日、プロジェクションマッピングに参加いたしました。映像をバックに護佐丸の再起を演じられる場面に感激しました。

11月28日、第15回教育委員会会議、中城村学校給食共同調理場運営委員会の規則の一部を改正する規則についての会議で、これまでは監査委員が運営委員になっていたので、この監査委員を運営委員の役員に選任しないことと、現在の3名を2名にする規則の一部を改正する規則について会議で承認されております。理由といたしまして、共同調理場の給食会計の監査委員が運営委員を兼ねるのは好ましくないとの意見がありました。

以上です。

議長 與那覇朝輝 以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第58号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第58号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。



議案第58号

中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険条例（昭和47年中城村条例第70号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年12月5日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

被用者保険の保険者が支給する出産育児一時金等について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）が平成26年11月19日公布されたことに伴い、中城村国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。

中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険条例（昭和46年中城村条例第70号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                  | 改正前                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、中城村長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勸案し、必要があると認めるときは、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p> | <p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として390,000円を支給する。ただし、中城村長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勸案し、必要があると認めるときは、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p> |

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の第5条の規定は、平成27年1月1日以後の出産から適用し、平成26年12月31日までの出産については、なお従前の例による。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を

終わります。

日程第6 議案第59号 中城村北中城村清掃

事務組合規約の変更を議題とします。  
 本件について提案理由の説明を求めます。  
 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第59号 中城村北中城  
 村清掃事務組合規約の変更について御提案申し  
 上げます。

議案第59号

中城村北中城村清掃事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、中城村北中城村清掃事務組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成26年12月5日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

現在の支弁方法は、組合村の人口比を基に負担金比率を決定しているが、人口分布や産業構造の変化等により、人口とごみ排出量の比率に不均衡が生じており、より適正な負担金の算定方法として人口割、搬入量割、均等割を導入した支弁方法へと変更する必要がある。

中城村北中城村清掃事務組合規約の一部を改正する規約  
 中城村北中城村清掃事務組合規約（昭和51年11月1日許可）の一部を次のとおり改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 改正前                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 経費<br/>           （経費の支弁方法）</p> <p>第15条 組合の経費は、組合村の負担金及び交付税の制度資金に調整率を乗じた額その他の収入をもってあてる。</p> <p><u>2 前項の負担金の割合は、次の区分により組合村が負担する。</u></p> <p><u>(1) 総務費（一般管理費）に係る経費については、人口割とする。</u></p> <p><u>(2) 総務費（ごみ処理施設費）に係る経費については、搬入量実績による搬入量割とする。</u></p> <p><u>(3) 公債費（起債償還含む。）に係る経費に</u></p> | <p>第4章 経費<br/>           （経費の支弁方法）</p> <p>第15条 組合の経費は、組合村の負担金及び交付税の制度資金に調整率を乗じた額その他の収入をもってあてる。</p> <p><u>2 前項の負担金は、前年の12月末日現在における組合村の住民基本台帳による人口割とする。</u><br/> <u>ただし、軍施設内の人口を除く。</u></p> |

|                                                                                                                                                                                                            |                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| <p><u>については、人口割とする。</u></p> <p><u>(4) 上記以外に係る経費については、均等割とする。</u></p> <p><u>3 前項の(1)及び(3)の人口割については、前年の9月末日現在における組合村の住民基本台帳によるものとする。ただし、軍施設内の人口を除く。</u></p> <p><u>4 特別な経費については、前項の規定にかかわらず別に協議して定める。</u></p> | <p><u>3 特別な経費については、前項の規定にかかわらず別に協議して定める。</u></p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第60号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第60号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第4号)について御提案申し上げます。

議案第60号

平成26年度中城村一般会計補正予算(第4号)

平成26年度中城村一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,014千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,320,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加、変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成26年12月5日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|----------|---------|-----------|--------|-----------|
| 1 村税     |         | 1,822,985 | 11,034 | 1,834,019 |
|          | 1 村民税   | 710,218   | 11,034 | 721,252   |
| 14 国庫支出金 |         | 1,032,868 | 11,760 | 1,044,628 |
|          | 1 国庫負担金 | 594,746   | 3,835  | 598,581   |
|          | 2 国庫補助金 | 434,057   | 7,925  | 441,982   |
| 15 県支出金  |         | 1,742,061 | 6,196  | 1,748,257 |
|          | 1 県負担金  | 292,326   | 5,554  | 297,880   |
|          | 2 県補助金  | 1,411,714 | 593    | 1,412,307 |
|          | 3 委託金   | 38,021    | 49     | 38,070    |
| 18 繰入金   |         | 97,100    | 2,024  | 99,124    |
|          | 2 基金繰入金 | 97,099    | 2,024  | 99,123    |
| 歳入合計     |         | 7,289,956 | 31,014 | 7,320,970 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|----------|-------------|-----------|--------|-----------|
| 1 議会費    |             | 108,131   | 26     | 108,157   |
|          | 1 議会費       | 108,131   | 26     | 108,157   |
| 2 総務費    |             | 980,016   | 1,474  | 981,490   |
|          | 1 総務管理費     | 829,829   | 1,283  | 828,546   |
|          | 2 徴税費       | 86,418    | 2,620  | 89,038    |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 38,535    | 103    | 38,638    |
|          | 5 統計調査費     | 1,989     | 34     | 2,023     |
| 3 民生費    |             | 2,270,822 | 18,509 | 2,289,331 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,055,166 | 6,825  | 1,061,991 |
|          | 2 児童福祉費     | 1,215,656 | 11,684 | 1,227,340 |
| 4 衛生費    |             | 742,443   | 290    | 742,733   |
|          | 1 保健衛生費     | 368,751   | 371    | 368,380   |
|          | 2 清掃費       | 373,692   | 661    | 374,353   |
| 6 農林水産業費 |             | 233,310   | 5,801  | 227,509   |
|          | 1 農業費       | 221,053   | 5,802  | 215,251   |

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|----------|---------|-----------|--------|-----------|
| 6 農林水産業費 | 3 水産業費  | 10,862    | 1      | 10,863    |
| 7 商工費    |         | 81,834    | 778    | 82,612    |
|          | 1 商工費   | 81,834    | 778    | 82,612    |
| 8 土木費    |         | 520,541   | 140    | 520,401   |
|          | 1 土木管理費 | 14,192    | 33     | 14,225    |
|          | 2 道路橋梁費 | 295,806   | 312    | 296,118   |
|          | 4 都市計画費 | 92,158    | 159    | 92,317    |
|          | 5 下水道費  | 110,361   | 644    | 109,717   |
| 10 教育費   |         | 1,530,026 | 15,878 | 1,545,904 |
|          | 1 教育総務費 | 115,513   | 45     | 115,558   |
|          | 2 小学校費  | 133,926   | 7,558  | 141,484   |
|          | 3 中学校費  | 59,159    | 131    | 59,290    |
|          | 4 幼稚園費  | 46,798    | 142    | 46,940    |
|          | 5 社会教育費 | 906,383   | 2,411  | 903,972   |
|          | 6 保健体育費 | 268,247   | 10,413 | 278,660   |
| 12 公債費   |         | 561,559   | 0      | 561,559   |
|          | 1 公債費   | 561,559   | 0      | 561,559   |
| 歳 出 合 計  |         | 7,289,956 | 31,014 | 7,320,970 |

## 第 2 表

### 債務負担行為補正

| 事 項           | 期 間    | 限 度 額        |
|---------------|--------|--------------|
| 村道中城城跡線改良舗装事業 | 平成27年度 | 千円<br>72,846 |

ページをめくっていただきまして、1ページのほうから歳入歳出ともに読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入の1款村税、1項村民税、補正前の額7億1,021万8,000円、補正額1,103万4,000円、合計で7億2,125万2,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額5億9,474万6,000円、補正額383万5,000円、

合計で5億9,858万1,000円。2項国庫補助金、補正前の額4億3,405万7,000円、補正額792万5,000円、合計で4億4,198万2,000円。

15款県支出金、1項県負担金、補正前の額2億9,232万6,000円、補正額555万4,000円、合計で2億9,788万円。2項県補助金、補正前の額14億1,171万4,000円、補正額59万3,000円、合計で14億1,230万7,000円。3項委託金、補正前

の額3,802万1,000円、補正額4万9,000円、合計で3,807万円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額9,709万9,000円、補正額202万4,000円、合計で9,912万3,000円。

歳入合計、補正前の額72億8,995万6,000円、補正額3,101万4,000円、合計で73億2,097万円でございます。

続いて歳出でございます。歳出の1款議会費、1項議会費、補正前の額1億813万1,000円、補正額2万6,000円、合計で1億815万7,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額8億2,982万9,000円、補正額128万3,000円の減額補正、合計で8億2,854万6,000円。2項徴税費、補正前の額8,641万8,000円、補正額262万円、合計で8,903万8,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額3,853万5,000円、補正額10万3,000円、合計で3,863万8,000円。5項統計調査費、補正前の額198万9,000円、補正額3万4,000円、合計で202万3,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額10億5,516万6,000円、補正額682万5,000円、合計で10億6,199万1,000円。2項児童福祉費、補正前の額12億1,565万6,000円、補正額1,168万4,000円、合計で12億2,734万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額3億6,875万1,000円、補正額37万1,000円の減額補正、合計で3億6,838万円。2項清掃費、補正前の額3億7,369万2,000円、補正額66万1,000円、合計で3億7,435万3,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額2億2,105万3,000円、補正額580万2,000円の減額補正、合計で2億1,525万1,000円。3項水産業費、補正前の額1,086万2,000円、補正額1,000円、合計で1,086万3,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額8,183万4,000円、補正額77万8,000円、合計で8,261万2,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正前の額1,419万2,000円、補正額3万3,000円、合計で1,422万5,000円。2項道路橋梁費、補正前の額2億9,580万6,000円、補正額31万2,000円、合計で2億9,611万8,000円。4項都市計画費、補正前の額9,215万8,000円、補正額15万9,000円、合計で9,231万7,000円。5項下水道費、補正前の額1億1,036万1,000円、補正額64万4,000円の減額補正、合計で1億971万7,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億1,551万3,000円、補正額4万5,000円、合計で1億1,555万8,000円。2項小学校費、補正前の額1億3,392万6,000円、補正額755万8,000円、合計で1億4,148万4,000円。3項中学校費、補正前の額5,915万9,000円、補正額13万1,000円、合計で5,929万円。4項幼稚園費、補正前の額4,679万8,000円、補正額14万2,000円、合計で4,694万円。5項社会教育費、補正前の額9億638万3,000円、補正額241万1,000円の減額補正、合計で9億397万2,000円。6項保健体育費、補正前の額2億6,824万7,000円、補正額1,041万3,000円、合計で2億7,866万円。

12款公債費、1項公債費、補正前の額5億6,155万9,000円、補正額はゼロで、合計も5億6,155万9,000円。

歳出合計、補正前の額72億8,995万6,000円、補正額3,101万4,000円、合計で73億2,097万円でございます。

続いて第2表債務負担行為補正でございます。事項といたしまして、村道中城城跡線改良舗装事業、期間が平成27年度、限度額が7,284万6,000円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第61号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

村長 浜田京介。

について御提案申し上げます。

村長 浜田京介 議案第61号 平成26年度中

議案第61号

平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,122千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,444,755千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月5日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款          | 項          | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|------------|------------|-----------|--------|-----------|
| 5 療養給付費交付金 |            | 55,354    | 18,435 | 73,789    |
|            | 1 療養給付費交付金 | 55,354    | 18,435 | 73,789    |
| 10 繰入金     |            | 200,001   | 4,305  | 204,306   |
|            | 1 他会計繰入金   | 200,000   | 4,305  | 204,305   |
| 12 諸収入     |            | 6,305     | 382    | 6,687     |
|            | 4 雑入       | 3,301     | 382    | 3,683     |
| 歳入合計       |            | 2,421,633 | 23,122 | 2,444,755 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款     | 項       | 補正前の額  | 補正額 | 計      |
|-------|---------|--------|-----|--------|
| 1 総務費 |         | 39,083 | 148 | 39,231 |
|       | 1 総務管理費 | 29,730 | 148 | 29,878 |

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| 2 保険給付費 |         | 1,464,266 | 22,974 | 1,487,240 |
|         | 1 療養諸費  | 1,249,700 | 0      | 1,249,700 |
|         | 2 高額療養費 | 193,892   | 22,974 | 216,866   |
| 歳 出 合 計 |         | 2,421,633 | 23,122 | 2,444,755 |

ページを開いていただきまして、歳入歳出で読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入の5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、補正前の額5,535万4,000円、補正額1,843万5,000円、合計で7,378万9,000円。

10款繰入金、1項他会計繰入金、補正前の額2億円、補正額430万5,000円、合計で2億430万5,000円。

12款諸収入、4項雑入、補正前の額330万1,000円、補正額38万2,000円、合計で368万3,000円。

歳入合計、補正前の額24億2,163万3,000円、補正額2,312万2,000円、合計で24億4,475万5,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額2,973万円、補正額14万8,000円、合計で2,987万8,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、補正前の額

12億4,970万円、補正額はゼロ、金額も同じく12億4,970万円。2項高額療養費、補正前の額1億9,389万2,000円、補正額2,297万4,000円、合計で2億1,686万6,000円。

歳出合計、補正前の額24億2,163万3,000円、補正額2,312万2,000円、合計で24億4,475万5,000円。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第62号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第62号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

#### 議案第62号

#### 平成26年度 中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,507千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,946千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



平成26年12月5日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項         | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|-------|-----------|---------|-------|---------|
| 4 繰入金 |           | 40,404  | 1,507 | 41,911  |
|       | 1 一般会計繰入金 | 40,403  | 1,507 | 41,910  |
| 歳入合計  |           | 116,439 | 1,507 | 117,946 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款                | 項                | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|------------------|------------------|---------|-------|---------|
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 110,876 | 1,507 | 112,383 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 110,876 | 1,507 | 112,383 |
| 歳出合計             |                  | 116,439 | 1,507 | 117,946 |

1 ページのほうから、歳入でございます。4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、補正前の額 4,040万3,000円、補正額150万7,000円、合計で 4,191万円。

歳入合計が、補正前の額 1 億1,643万9,000円、補正額150万7,000円、合計で 1 億1,794万6,000 円でございます。

続いては歳出でございます。歳出の 2 款後期 高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医 療広域連合納付金、補正前の額 1 億1,087万 6,000円、補正額150万7,000円、合計で 1 億 1,238万3,000円。

歳出合計、補正前の額 1 億1,643万9,000円、

補正額150万7,000円、合計で 1 億1,794万6,000 円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を 終わります。

日程第10 議案第63号 平成26年度中城村土 地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を 議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第63号 平成26年度中 城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1号)について御提案申し上げます。

議案第63号

平成26年度

中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月5日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳出）

（単位：千円）

| 款           | 項              | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|-------------|----------------|---------|-----|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 451,099 | 0   | 451,099 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 451,099 | 0   | 451,099 |
| 歳出合計        |                | 451,101 | 0   | 451,101 |

これは歳出のみでございます。1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額4億5,109万9,000円、補正額はゼロで、同じく4億5,109万9,000円。

歳出合計、補正前の額4億5,110万1,000円、補正額はゼロで、同額の4億5,110万1,000円でございます。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を

終わります。

日程第11 議案第64号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第64号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第64号

平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ456千円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ349,418千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

平成26年12月5日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項         | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|----------|-----------|---------|-------|---------|
| 1 使用料手数料 |           | 13,260  | 1,600 | 14,860  |
|          | 1 使用料     | 13,200  | 1,600 | 14,800  |
| 3 繰入金    |           | 110,361 | 644   | 109,717 |
|          | 1 一般会計繰入金 | 110,361 | 644   | 109,717 |
| 6 村債     |           | 96,200  | 500   | 95,700  |
|          | 1 村債      | 96,200  | 500   | 95,700  |
| 歳入合計     |           | 348,962 | 456   | 349,418 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項        | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|----------|----------|---------|-----|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 241,736 | 456 | 242,192 |
|          | 1 公共下水道費 | 241,736 | 456 | 242,192 |
| 歳出合計     |          | 348,962 | 456 | 349,418 |

第2表 地方債補正

| 起債の目的   | 補 正 前        |                    |       |                                                                                                                      | 補 正 後        |       |    |       |
|---------|--------------|--------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|----|-------|
|         | 限度額          | 起債の方法              | 利率    | 償還の方法                                                                                                                | 限度額          | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 下水道整備事業 | 千円<br>96,200 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内 | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。<br><br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>95,700 | 同じ    | 同じ | 同じ    |

同じくページを開いていただきまして、歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款使用料手数料、1項使用料、補正前の額1,320万円、補正額160万円、合計で1,480万円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億1,036万1,000円、補正額64万4,000円の減額補正、合計で1億971万7,000円。

6款村債、1項村債、補正前の額9,620万円、補正額50万円の減額補正、合計で9,570万円。

歳入合計、補正前の額3億4,896万2,000円、補正額45万6,000円、合計で3億4,941万8,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額2億4,173万6,000円、補正額45万6,000円、合計で2億4,219万2,000円。

歳出合計、補正前の額3億4,896万2,000円、補正額45万6,000円、合計で3億4,941万8,000円でございます。

続いて第2表地方債の補正でございます。起債の目的は下水道整備事業、補正前の限度額が

9,620万円、補正後の限度額が9,570万円に変わってまいります。同じく起債の方法、利率償還の方法については、補正前、補正後は同じでございます。起債の方法が、証書借入又は証券発行。利率が年5%以内。償還の方法が、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第65号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）改定契約を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第65号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）改定契約について御提案申し上げます。

議案第65号

護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）改定契約について

護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）について、次のように改定契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 : 護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）
2. 改定契約金額 : 金119,979,360円  
うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 : 金8,887,360円
3. 契約の相手方 : 大成設備工業(株)・(有)涼熱空調 特定建設工事共同企業体  
代表者 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目444番地6  
大成設備工業株式会社  
代表取締役 呉屋博幸  
構成員 中頭郡中城村字屋宜597番地1  
有限会社 涼熱空調  
代表取締役 奥濱一樹

平成26年12月5日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備）の改定契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を  
終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
これで本日は散会といたします。御苦労さま  
でした。

散会（11時01分）

## 平成26年第8回中城村議会定例会（第4日目）

|                        |               |                      |                  |       |
|------------------------|---------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成26年12月5日（金） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂      |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議            | 平成26年12月8日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会            | 平成26年12月8日（午後10時53分） |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号          | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番            | 石原昌雄                 | 9番               | 新垣徳正  |
|                        | 2番            | 外間博則                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番            | 大城常良                 | 11番              | 新垣光栄  |
|                        | 4番            | 欠席                   | 12番              | 新垣博正  |
|                        | 5番            | 仲松正敏                 | 13番              | 仲座勇   |
|                        | 6番            | 新垣貞則                 | 14番              | 新垣善功  |
|                        | 7番            | 金城章                  | 15番              | 宮城重夫  |
|                        | 8番            | 伊佐則勝                 | 16番              | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員                   | 4番            | 屋良清                  |                  |       |
| 会議録署名議員                | 6番            | 新垣貞則                 | 7番               | 金城章   |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長        | 知名勉                  | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長            | 浜田京介                 | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長           | 比嘉正豊                 | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長           | 呉屋之雄                 | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長          | 比嘉忠典                 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長        | 新垣親裕                 | 上下水道課長           | 仲村盛和  |
|                        | 会計管理者         | 比嘉義人                 | 教育総務課長           | 名幸孝   |
|                        | 税務課長          | 稲嶺盛昌                 | 生涯学習課長           | 新垣一弘  |
|                        | 福祉課長          | 仲松範三                 | 教育総務課主           | 伊波正明  |
|                        | 健康保険課長        | 比嘉健治                 |                  |       |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名                                   |
|-----|---------------------------------------|
| 第 1 | 議案第58号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例          |
| 第 2 | 議案第59号 中城村北中城村清掃事務組合規約の変更             |
| 第 3 | 議案第60号 平成26年度中城村一般会計補正予算（第4号）         |
| 第 4 | 議案第61号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）   |
| 第 5 | 議案第62号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  |
| 第 6 | 議案第63号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 7 | 議案第64号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  |
| 第 8 | 議案第65号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）改定契約     |

議長 與那覇朝輝 皆様、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 議案第58号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については12月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第59号 中城村北中城村清掃事務組合規約の変更を議題とします。

本件については12月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 中城村北中城村清掃事務組合規約の変更を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第59号 中城村北中城村清掃事務組合規約の変更は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第60号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本件については12月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩(10時03分)

~~~~~

再開(10時34分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第60号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第60号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第61号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件については12月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第61号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第61号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第61号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第62号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件については12月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第62号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第62号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第62号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第63号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件については12月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩（10時40分）

~~~~~

再開（10時41分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第63号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第63号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第64号 平成26年度中城村公

共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件については12月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第64号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第64号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第65号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）改定契約を議題とします。

本件については12月5日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩（10時44分）

~~~~~

再開（10時48分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

12番 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 この空調設備のシステムそのものが非常に新しいシステムだというふうに伺っておりますが、温度と湿度の関係によって体感に感ずる感覚が非常に涼しくなるといふふうに伺っております。それによって電気代等のランニングコストを節約できるというふうにも伺っていますし、また競技によって非常に風の影響を受けるようなスポーツ等にも適しているというふうにも伺っていますので、その辺について詳しく説明していただけますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回、導入する機械はクーラーと併用のハイブリットですので、宇土市の大会の場合はエコウインだけの空調設備でバドミントンとか、卓球のときにも風が来ないものですから、すごく利用者が多いということで聞きました。今回はクーラーの容量は小さくなります。これと併用してクーラーの冷熱機で今回のハイブリットを使うということになっていますので、すごくコストが宇土市の市長に聞いたら6割削減できたと聞いていますので、今回、ランニングコスト、今からの機械は考えて導入していかないといけないかなと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 今回の図書館資料館に導入されることによって、今後庁舎建設あるいはまた体育館等々の設備が必要な場合には導入できる可能性について、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

確かにイニシャルは高くはなります。機械そのものの設備自体高くなりますけれども、ラン

ニングコストを考えると、やはり新しい庁舎にもハイブリット併用の今回のハイブリットの入れたほうがいいんじゃないかなと思っています。それとCO₂の削減にも効果ありますので、その辺もやはり健康快適な冷房空間を実現していきたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 これで12番 新垣博正議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第65号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）改定契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第65号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）改定契約は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会（10時53分）

平成26年第8回中城村議会定例会（第5日目）

招 集 年 月 日	平成26年12月5日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成26年12月9日 （午前10時00分）		
	散 会	平成26年12月9日 （午後3時33分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	新 垣 徳 正
	2 番	外 間 博 則	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 光 栄
	4 番	欠 席	12 番	新 垣 博 正
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員	4 番	屋 良 清		
会 議 録 署 名 議 員	6 番	新 垣 貞 則	7 番	金 城 章
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	仲 村 盛 和
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	名 幸 孝
	税 務 課 長	稲 嶺 盛 昌	生 涯 学 習 課 長	新 垣 一 弘
	福 祉 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 主 幹	伊 波 正 明
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 3 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に3番 大城常良議員の一般質問を許します。

3番 大城常良議員 それでは通告書に従いまして、やっていきます。3番 大城常良、一般質問をさせていただきます。質問があちこちに飛んだりするかもしれませんが、そこは御了解いただいて、答弁をお願いしたいと思います。

まず大枠1番です。沖縄県知事選挙について。11月16日に投開票が行われた知事選挙の結果、村長の見解を伺います。41市町村長が参加した「建白書」の東京行動は、村長が今でも支持していますか。12月14日、これは今週の日曜日に当たるんですけども、衆議院選挙です。それに対して村長としての考えを伺います。

大枠2番、中部南地区火葬場建設についてです。5市町村の検討委員会の進捗状況は、どういう状況なのか。地権者及び地元安里区民への説明会はどのようになっているのか。周辺4自治会への説明責任はどのように考えていますか。平成27年1月には計画決定地を決定するという予定がなされていたんですけども、そのほうはどうなっているのか。建設検討委員会で代替地の話はありますか。建設費の予算はどのようになっているか。以上につきまして、簡潔に御答弁のほどをお願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の県知事選挙について からでございます。これは私の見解のお尋ねですの

で、見解を述べさせていただきます。まずの知事選挙の結果、私の見解でございますけれども、これは御承知のとおりでございます。投票数の50%以上の得票率を得た翁長さんが当選をされたわけでございますので、当然これは最大の争点は基地問題でございました。辺野古への移設反対が容認か。簡単に言えばそういうことでございます。反対が50%以上の得票率を得たということは、これは間違いなく民意がそこに示されたという認識を私も持っております。そういう意味では、今後、新知事にも日米両政府への沖縄の心を、ウチナンチュの心をしっかりと届けてくれるよう、私ども市町村としても、私自身としても、しっかり応援をしていきたいと思っておりますし、また、基地問題以外にも経済の問題、財政、あるいは住民サービス。全て市町村に直結してくる部分でございますので、しっかりとその辺も翁長新知事の手腕に期待をしていきたいと思っております。

お尋ねの でございます。建白書を支持するかという、非常に難しいと言いますか、支持するしないというよりも、建白書は非常に私は、歴史的な非常にすばらしい出来事だったと認識をしております。これは41市町村長、そして41市町村議会が一緒になって行動を起こしました。現在については、どうこう言うつもりはありませんけれども、私自身はその当時からぶれたとは思っておりませんし、この建白書が実現できるように、一緒になってまた行動もしていきたいなと思っております。

です。衆議院選挙への私の考えでございますが、これも当然、県知事選挙を踏まえての部分になってくると思います。県知事選挙でも示された民意が、もう示されておりますので、その民意に沿う形で政策を掲げている候補者をしっかりと応援をしていきたくと思っておりますし、また、それが実現をしていくのではないかと期待をしております。以上でございます。

大枠2につきましては、企画課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 中部南地区火葬場斎場建設検討委員会の進捗状況についてお答えいたします。

中部南地区火葬場・斎場建設検討委員会は、平成26年9月23日に絞り込まれた地域の地権者説明、9月28日に地元説明会を開催しております。建設検討委員会そのものは、その後、開催されておりませんが、担当者会議を2回開催し、地権者並びに地元説明会で出された意見等の整理、財源の確保に向けた検討を行っているところでございます。

次に、説明会についてお答えいたします。地権者並びに地元説明会に参加できなかった地権者や当日、質問等ができなかった地権者から相談があったことから、地権者からの要請により12月4日に意見交換会を行いました。今後とも地権者並びに安里区民、村民に対しまして説明会や意見交換会を行っていく予定でございますが、現在のところまだ行っていません。

次に、周辺自治会に対しての説明会についてお答えいたします。周辺4自治会への個別の説明会の予定は今のところございませんが、周辺自治会を含めた村全体としての説明会を行いたいと考えております。説明会等を通して、不安等を払拭することにより、説明責任を果たしていきたいと考えております。

次に、計画地決定の時期についてお答えいたします。平成26年7月の時点では、平成27年1月に計画地決定の予定でしたが、地権者の同意並びに地域の理解がまだ得られておらず、また、財源の確保もできていない状況から、平成27年1月には決定できないものと考えております。

次に、代替地についてお答えいたします。現在は総合評価の一番高かった1カ所に絞り込み、

まして、理解が得られるよう説明を行っている段階でございます。したがって、次の候補地、代替地の議論は行っておりません。

次に、予算についてお答えいたします。建設費に係る予算につきましては、計画地決定後、さらに財源の確保がなされた段階で計上することになると考えております。基本構想、基本計画の中では、概算工事費としまして、約30億円と積算しておりますが、しかし、その費用には用地取得費、造成工事費は含んでいないことから、総事業費は40億円前後を見込んでおります。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 それでは、大枠1番から順を追って質問に入りたいと思います。

今回の知事選挙は、まさに現沖縄県知事が、これはきょうまでの任期になっていると思うんですけども、普天間の危険性を除去するために辺野古へ場所を提供した。これは初めてウチナーンチュが、沖縄の土地に場所を提供してしまったというようなことで、最大の争点になり、それが選挙の結果、10万票という大差で民意が出されたということでありましてけれども、その中でオール沖縄で出馬した翁長雄志さん、彼が新知事。あしたから新知事になるという中で、その選挙期間中、村民の中で相当の人数の方が村長の動き、あるいは行いに対して、これでいいのかと。本当に違和感があるなど。オール沖縄ということに対して、村長は6年前、村長選挙で相当数の方々に対して、革新統一候補という中で出馬されて、4名の立候補者の中で厳しい戦いを強いられて当選したという過程でありますけれども、その中で、なぜ革新統一ではなくて、もう1人の方を応援したのか。村長、どうですか。名前を出したら下地さんという方なんですけれども、その方を誠心誠意応援したということなんですけれども、それに関しては何かお考えがあったわけですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先にお話をさせていただきますけれども、革新統一で私は当選したわけではございません。御承知のとおり党で、あえて言いませんけれども、私を支持していただいた党とそうでない党がありましたので、それをあえて統一という意味ではありませんので、それは誤解のなきようお願いいたします。ただ、今回の県知事選挙につきましても、私は翁長さんと考え方は一緒だと思っております。その一緒である多少の違いは表現の違いであって、県民投票で県民の意思をはっきりさせたいという下地さんと、基地問題についてでございますけれども。それと反対をかざした翁長さんとの方法論の違いでありまして、私はもともとから辺野古移設へは反対でございますし、先ほどの建白書の話でもそうですけれども、それに沿った行動をさせていただいております。そういう意味では、私は県民の意思をしっかりとそこで示すべきではないかという考え方に、非常に賛同を受けて応援をさせていただきました。今回、これだけの50%以上の得票率というのは、これは完全に民意はそこで示された、私はそう認識をしました。これが競っている段階だとか、あるいは今までの県知事選のように、反対だ、賛成だと競っているようなものがあれば、これは本土の方々に対してもなかなか意思表示ができないというのがジレンマにあったものですから、今回、県民投票で反対の意思をしっかりと示して本土、日米両政府、もちろん国民に対してもそうです。本土の国民に対しても記されるのではないかという考えのもとで応援をさせていただきました。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 見解はほぼ翁長さんと下地さんは一緒だと。これの違いは住民投票を半年後にやるという下地さんのほうに比重を置

いたということになるかと思えますけれども、中城村ではそうとは捉えていない方が多くて、相当の方々が、今回は村長に裏切られたなと。これは確かにオール沖縄というのは非常に重い言葉でありまして、相当数の方々がなぜオール沖縄という、この枠内の中で村長はそこにはいないのかと。下地さんにどういう恩義があるのか、あるいはまた、それなりに昔からの付き合いであそこに行っているのかという中で、ここに、これは住民の方からいただいた写真なんです。この写真のほうですね。3名で写真に写って、満面の笑みで、本当に写真写りがいいですね。村長。すごいですよ、これ本当に。満面の笑みで、この3名ですね。これは前金武町長ですね、で、下地さん、村長ということで。この写真、これは横断幕からとったということなんですけれども、これがなぜ中城村になかったのか。それがどうしても疑問でならないんですよ。応援、これは全県的な戦いの中で、これは浦添市、宜野湾市方面でとったということなんですけれども、これは村長からお願いしたんですか、中城村には張るなということで。それとも、下地さんとそれは中城村には張らないほうがいいよということで、そういう横断幕を張らないようになっているのか、そこを伺ってよろしいですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

大城常良議員には、それに沿ったお答えかどうか分かりませんが、村議会の中で、今のような話は私はいかがなものかと思えます。私自身がそれをどうこうしたということではありませんし、これは下地さんの陣営の戦略でもあるであろうし、都市部についてやるんだとか、町村はどうとかということであるでしょうし、私がお答えすべきようなものではないというのは、ぜひ認識をしていただきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、いろいろと新聞等

でも中城村長は「下地候補を強力に支持」と書いてあったので、我々もその新聞報道を見てしか判断ができなかったということもあるものですから、ぜひこれは中城の村長、首長として、こういった厳しい戦いの中では、どうしても村民の理解を得るためには、それなりに前もって村長から「私は誇れるんだよ」とか。「そこに重点を置いているから、私はそこを応援するよ」ということがないと、村民の方々も、今回どうなっているのという話も相当あるものですから、十分に認識していただいて、これからまた村長、首長として、ぜひ肝を正してやっていただきたいと思っています。

次に のほうに進みます。オール沖縄の理念で建白書の東京行動を支持しますかということ、大変、村長の重要なものだったということなんですけれども、オール沖縄の理念は、今、沖縄独特のこの米軍基地、それが非常に今、県内でもネックになっておりまして、選挙のあるたびに、また基地問題、基地問題と。それが名護市議会、それから名護市長選、県知事選、今回行われる衆議院選ということで、それが最大の争点になっておりまして、あちこちで、これは本土のほうでは全く耳にしていけないような話で、県内でしか、この重要な課題は行われていないという中で、このオール沖縄の理念が基地問題が最大の争点である選挙に、今回、中城村長だけが本当に蚊帳の外だなという、下地さんを応援していることに対しては、これは本人の意向であるということなんですけれども、その中でどうしても推進派と、それを阻止する反対派と、オール沖縄でのその戦いの中でこうした中城村長だけがどうしてこういう感じになってしまったのか、そこは答えていただければ、大丈夫ですか。これは最初に話もあったんですけれども、そういう判断でよろしいですか。最初に答弁していただいた。下地さんを応援した中で、そういう格好になってしまったと。村民に

はあまり話もなかなかできなくて、村長はどうしてもあそこのほうに行ってしまったという中で、これはどういう動機があるか知りませんが、それを最大の個人的な問題として、村長はあそこに行ったということで構いませんか、その考えで。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

質問の趣旨が少しあれですけど、先ほど冒頭でお話ししましたとおり、私は私の考えにのっとして、とった行動でございますし、これは間違っていたとは思っておりません。村民の皆様方へのという話がありますけれども、これはあくまでも県知事選挙でございます。中城村内での云々ではなくて、県知事選挙の中で、私がそれはずっと辺野古移設には反対という立場のものを覆すような、容認をする候補者を推すだとか、あるいは容認をしたということで、私が批難を受けるのであれば、それは話もわかりますけれども、私はずっと私のスタンスは変わらずに、たまたま今回、同じ考えでやった下地候補者を私が応援をしただけの話でありまして、それについて、そういう行動がおかしいのではないかということの御批判は、私はどうかと思っております。私自身は、それが正しいことだと信じて、そして別に翁長さんを批判するわけでも決してありません。翁長さんは翁長さんの考えを私は非常に賛同もしておりますし、今回の結果も踏まえた形では、中城村としてもしっかりと協力はしていこうと思っておりますし、また、沖縄県知事でございますので、市町村との連携は非常に大事だと思っておりますから、それは揺るがない気持ちでありますし、今回の今の御質問に対して、間違っているのではないかというようなニュアンスにとられている感じがいたしましたので、あえて今の発言をさせていただきました。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 村長は相当数の村民の方々に対して、説明責任があるのではないかという気持ちではあるんですけども、そこはまた次回に持ち越していきます。次に進みます。

のほうです。衆議院選挙の村としての考え方を伺いましたけれども、これは今、村長のほうも照屋寛徳さんという方を現段階では応援をしているということを伺っていますけれども、その中で本当に今回は表に出て辺野古反対候補、これは辺野古に基地はつくらせないという方を応援しているわけなんですけれども、それをまた個人的にいろいろな知事選挙と今回の衆議院選挙の違いというのはどう考えられておりますか。質問の趣旨はわかりますでしょうか。知事選挙は、あそこへ行って、下地さんを応援してやったと。今回は照屋さんを応援するということでの、その見解の違いがあるのかどうか。そこをお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

見解の違いという、非常に難しい御質問ですけども、見解は同じ考えでありますので、私は、それこそ民間時代から照屋先生とは懇意にさせていただいておりますし、また、私も同じ考えのもとで、当たり前に応援をさせていただいているところでございますので、県知事選挙との違いだとか、見解の違いというのは意識もしたことがありませんし、県知事選挙は県知事選挙で、先ほども申し上げましたとおり、私は県民の意思を示す以上に、一番手っ取り早い、わかりやすいものを支持しただけの話でございますし、決して村民の皆さんを裏切った形ではありませんし、村民の皆さん全て、全員が同じ考えということでもありませんので、そこで私の支持者に対しての説明責任は私自身がしっかりとりますので、それは私の責任においてできますけれども、村民全体にということになりますと、それぞれ考え方が違う方々もい

らっしゃいますので、その辺はしっかりすみ分けをして、説明責任を果たしたいと思えますし、また今回につきましては、私は当たり前のように、ずっと応援してきた方を応援しているだけの話でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の答弁で、大分、村長の考え方ということが把握はできたと思えますけれども、本当に大きい選挙の中で、やる前にやはり中城村長というのは、村の一番トップというわけでありまして、どうしても首長というのは、その場合場合によってオール沖縄という名のもとに、できるだけ村民に理解できるような対応と、それを十分に浸透させていかないと、これは村民だけではなくて、支持者が一番大事ですので、その仲間も含めて、今回はこういう行動をとりますよということを支持者なり、いろいろな方々に村長を支持している方々全てに発表してから動いていただかないと、それ相当の誤解を生むかもしれませんので、そこをよく考えて行動していただきたいと思えます。それでは、次、大枠2番に移りたいと思えます。

大枠2番です。先ほど企画課長のほうから答弁がありましたとおり、平成26年、これは 番のほうから始めたいと思えます。5市町村の中で、建設検討委員会の進捗状況はどうかということで、私が今から発言することは、9月定例会に善功議員へ答弁されたことの続きと思って、御了解ください。

その中で、9月定例会の答弁で、検討委員会を3回、計画地選定委員会を2回、全体会議を1回開催したと思っておりますが、先ほどの答弁の中で担当者会議、建設検討委員会は9月に3回、今までやられているわけなんですけれども、その中で進捗状況はどうかということを聞かれたんですけども、まだやっていないと。あとは担当者会議、それは2回行われたという中で、その担当者会議ですか、これは今、平成

24年1月に、これは議事録からの話になりますけれども、建設検討委員会の中で、委員長が宜野湾市の副市長になっていますね。これは宜野湾市からの強い要望があったんですか。これは事務局はどちらのほうでやられていますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

事務局は宜野湾市役所のほうで担っております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 これは委員長も宜野湾市役所、事務局も宜野湾市役所という中で、これ事務局は全ての方々が宜野湾市役所のメンバーになっているわけですか。例えば、これは5市町村ある中で、あちこちの市町村から1人、2人、中に入っているということはないですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

事務そのものにつきましては、宜野湾市のほうで行っておりますが、担当者会議のメンバーは全て事務局の職員ということでとらえて問題ないと考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 9月定例会が終わってから、ほぼ2カ月以上たつんですけれども、その中で安里地区の住民の御理解とか、そういうことが全然なされていないという話も聞く中で、これは9月の答弁の中でどうしても地権者及び地域住民には、相当、足を運んででも説明会を行うということで答弁されていたと思うんですけれども、それは2カ月たっても、まだ1回もそれがなされていないというのは、これはどういうお考えでそうなったんでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

9月28日に住民説明会を行いました。そのときに出了たさまざまな意見、それから地域住民の御不安、そういうところもございました。

ですから、事務局のほうでは、もちろん事務局というのは各市町村の担当者で構成しているものですが、その中でこういった対応をしようかということも議論しております。また、財源につきましても、まだ、めどが立っていないために、今回、開催が遅れている状況でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 建設検討委員会、これは平成24年8月2日で第1回なされているんですけれども、その中で計画地選定委員会というのが入ってきているんですけれども、これは議事録を読みましたら、そのメンバーは学識経験者2名、あるいは各市町村市民代表が2名ずつで、計12名ということがあるんですが、これは自治会長や婦人会長、それから老人会などから組織のメンバーにするという過程があるんですけれども、これは中城村ではもう決定して、例えばこれは名前が公表できるのであれば、そこまでお願いしたいんですけれども。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村のほうからも2名推薦をしております。名前の公表につきましては、検討委員会のほうでまだ議論が行われておりませんので、この場での公表は控えさせていただきます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 候補地の場合、今、2回候補地選定委員会を行っているわけです。その中で、1回目は相当メンバーを集めて状況説明と。2回目に、その5カ所を回って、あちこち回って、33名の大所帯で回っているはずなんですけれども、それは例えばこの2回は、それに対する賃金が発生しているわけですよ。それに対して名前が公表できないというのは、どういうことで公表できないのか、伺っていいですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

委員の方々への報酬につきましては、これは村が負担しているということではなくて、検討委員会の予算、失礼しました。コンサルへの委託業務の中で、その委託経費の一部として支払いをしております。名前につきましては、候補地が決定した暁には、名前の公表もできると考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 名前はまだ公表できないということですか。これは部落名とかは公表できますか。どこの誰という意味ではなくて、どこ出身ですよと。それだけはできますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

この件につきましても、公表を控えさせていただきます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、相当厳しい話になっておりまして、あちこちに安里地区の看板が立っているわけです。火葬場反対、そういう看板がですね。それは、やはりそれなりに反対する方々が非常にそのことを重く受けとめて、どうしたらこれは、話は進んでいるのか、あるいは、今はとまってどこら辺までの話になっているのか。そこを聞きたいはずなんですけれども、それが全然、地域の方の、名前は別にしても、出身ぐらいは出していいのではないかと思うんですけれども。その中で委託料総額が1,077万3,000円というのがあるんですけれども、これは基本構想、基本計画、それと、その場所の測量とか、そういうもので使ったのか、そこら辺はどうですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

測量につきましては、この委託料の中には含まれていないということで考えております。あくまでもコンサル業者への委託料でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、コンサル料ということなんですが、これはどこから発生した予算を使っているわけですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

5市町村からの負担金でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 先ほど候補地選定メンバーの中には、村からは予算は出していないということなんですけれども、これは5市町村が1,077万3,000円を均等に出しているということで考えてよろしいですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

人口割でございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 いろいろと話が進んでいるのかどうかも全然わからない、今は状況になっているわけですね。これが平成25年5月7日に第2回の建設検討委員会があって、その中で総合評価で が3つ、 が2つの評価が出ている5つについてという中で、中城村は1番、これは県道29号線まで、かなりの延長で幅員、これは例えば北上原から南上原間、あるいは北中城2というのが地滑り区域に入っているのではないかということもあります。中城3は地滑り対策はとっているかということなんですけれども、それはまだまだ場所は報告することはできないわけですか。ただ、1、2、3ということしか来ていないんですけれども。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

村内につきましては、前回の議会で場所につきましてこちらのほうで答弁をさせていただきました。北中城村内につきましては、答弁を差し控えさせていただいております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、議事録から質問させていただいているんですけども、平成25年7月に第3回の建設検討委員会があって、先ほど言ったとおり、総勢33名で候補地を見学したという中で、その委員の中から、2カ所の候補地の推薦があったということなんですけれども、これはぜひ場所を教えていただけないでしょうか。なぜかという、1カ所に集中して話をしても、それがもう1カ所はどういう状況なのか、そこら辺も伺いたいものですから、ぜひここは場所のほうをお願いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

計画地選定委員会そのものは、計画地を決定するような組織ではございません。あくまでも検討委員会のほうで検討がなされて、絞り込まれた場所、絞り込んだ評価の方法、そういうものを確認する機関でございます。ですから、決めたのはもちろん建設検討委員会であって、選定委員会ではございませんが、ただ、選定委員会からの附帯意見として、確かに2カ所の推薦がございました。1カ所につきましては、これまでも絞り込まれている本村内でございます。1カ所につきましては、北中城村内でございます。北中城村内ですので、これにつきましても今の段階での答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 議事録の中でも、いろいろと抜けているところが多々あったものですから、理解に苦しむところもあるんですけども、とりあえずまた質問に戻って、今回、地権者及び安里地区の方々には説明会はまだ全然やっていないという中で、9月の答弁の中で、本当に何度も足を運び、理解していただけるように説明を尽くしたいという答弁がありましたけれども、これは地権者とも安里区民に対して、村としては何回足を運ばれましたか。これは9

月定例会が終わってからの話です。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複するかと思いますが、9月23日と28日の地権者及び地元への説明会以降は、まだ地元のほうでの説明は行っておりません。もちろん、これからも何度も何度も足を運び、誠心誠意、説明については努めてまいりたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 先ほどの答弁の中に、12月4日地権者へ、これは説明会を行ったわけですか、それともいろいろな話をしたということになりますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えをいたします。

23日に地権者説明会と、それから28日に地元説明会を行いました。そのときに詳しく説明を聞くことができなかった。あるいは質問ができなかったということで、地域のほうからの呼びかけによりまして、地域に出向きました。そのほうでは、そのときに聞けなかった質問等について、我々も答えてない分について、その日に答えて、意見交換を行ったということでございます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今回の答弁の中で、これは地権者だけにやったということなのか、それとも地域住民も含めて集めていただいて、そういう話をしたということなのか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

地権者からの依頼に基づいて行っております。恐らくその場は、地権者だけだったと考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 9月の答弁でもありますとおり、これを地権者だけということで話を

進めてしまった場合、どうしてもまたいろいろと住民の方々から反発を買う恐れがあるものですから、これは並行して地権者並びに住民説明会を1日置いてでも構いませんので、やっていかないと、どうしてもこれは地権者、地権者と言われたら、地域住民が猛反発してしまったらどうしようもない事態になってしまう可能性もあるものですから、それは早目早目に、言われているとおり何度も足を運んで、理解を得るといことで答弁がなされているものですから、そこは何遍でも行って説明をやっていかないと、非常に危ういなという思いで、なぜかという、安里区民は、いろいろと私、二、三回行くんですが、事あるごとに、この火葬場問題はどうかしているのかという話から、進んでいるのか、それともまだまだ止まっているのかとか、そういう疑問の声ですね。本当に苛立っているわけですよ、住民自体が。地域の方々。そこら辺も考慮して、早目早目に対応していかないと、全然前に進まないと思うんですね。あと、そのほうが、例えば、今、検討委員会が5市町村であるんですけれども、これは村からの提案でできるということはないですか。例えば5市町村集まって、どこからこれは指示が来るんですか。検討委員会を始めますよと。あるいはまた、中城村からも提案すれば、この5市町村の検討委員会もできるのかどうか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

検討委員会の開催につきましては、当然、事務局のほうから連絡があり、通知があり開催、参加をしております。中城村のほうからも検討委員会の開催についての申し出というのは、当然できないことはない、そう考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 本村からも検討委員会ができるのであれば、今、この検討委員会の中で、本村の状況というのは、この検討委員会の

中で話はされているわけですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

2回、担当者会議を開催しております。ですので、その各市町村の担当者のほうから検討委員会委員の方へ、そのような状況というのは伝わっているものだと考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今の現状が、各委員には伝わっているということで、それに関してなんですけれども、その委員の中から、これはこの場所では、ちょっとまずいのではないかなというような意見はありますか。例えば、これをそのまま進めていって、本当にできるのだろうかというような疑問とか、そういう委員会の中で、そういった話がありますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

検討委員会そのものがまだ開催されておられませんので、各検討委員会の委員の方々の考え方というのは把握はしておりません。先ほどお答えしましたけれども、その状況というのは担当者会議の中で各担当者のほうに伝わっております。さらには地権者説明会、それから地元説明会にも、各市町村の担当者が出席をしております。ですから、当然、その担当から各市町村の検討委員の皆さんには、その状況というのは伝わっております。ですけれども、その検討委員が、この場所ではまずいというような意見が出たかどうかにつきましては、私どものほうでは把握をしておりません。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 建設場所が、これは絞られて安里ということに、ほぼ決定しているわけなんですけれども、これは検討委員会の中でですよ。ここにつくるということは、まだまだ先の話になると思うんですけれども、その中で、こういう状況があるよということは、ここから、

村のほうから提案していただいて、検討委員会を持っていただいて、こういう話があるんですけども、それに対して皆さん、どう思いますかというような検討委員会を開催するということとはできないですか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今のやり取りを聞いている中で、あえて私が今、答弁させていただきませうけれども、誤解のないようにお話をさせていただきますが、前回の議会でも、我々はこれをごり押しで推し進めていくつもりは一切ございません。51%あれば民主主義だという、そんな考えも一切持っておりません。地域がしっかり、逆である場合ですよ。7割、8割、あるいは9割賛成なのに、あとの1割、2割がこれに反対だというものであれば、その反対を選択するのであれば、これは民主主義に反すると思えますけれども、しかし、私は前回からお話しています。我々はあしたにでも、必ず必要なものではないわけです。今回の火葬場建設については、十分に議論を尽くして、地域のコンセンサスをしっかり得て、これは間違いなく地域もこれを望んでいる、中城村民も望んでいるという確約を得て、それで話は進んでいくんです。

それともう1点、担当のほうからは、なかなか進んだ答弁ができないのは、財政的な問題もあるからです。これも前回答弁いたしましたけれども、補助金が確約されて初めてできる事業でございます。まだそのめども立っている状況ではない。ましてや、補助金がなければ、我々は自己財源でやるというのは一切ありませんから、消去法でいくと、財源の確保がないとこれはできないんです。ですから、結論というか、今の状況の話をいたしますと、新聞報道が先走ってしまったものですから、あえて安里の区民の皆さん方には、これは先に説明しないといけないということで、説明会も行いましたけ

れども、しかし、その説明会の中で、まるで反対集会のような、あるいは、個人的な攻撃もあるような、ああいうものになってしまったものですから、これではいけないということで、担当にも指示をしております。しっかり財源のある程度の確保のめどもついて、それから、こういうもの、全て情報も出して、こういうものですけど、どうでしょうか村民の方々という段階にならないと、これは進めていけないと思っています。今の御質問などは、まるで早くやって、検討委員会も開いて、早く進めていったほうがいいのではないかと誤解にもとられるような形になりますので、あえて今、答弁をさせていただいておりますけれども、我々は決して、あえて推し進めていくということではないというのは御理解をさせていただきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、村長の御答弁の中で、全然ごり押しするという問題ではないということで、恐らく今、傍聴している方々も少しは安心しているのではないかなと思うんですけども、その中で、先ほど最終決定地が平成27年1月ということは、それはまた無理だと思うということで、やはりこういう状況の中では、それ相応の期間と期限もそうなんですけれども、いろいろと延びてくるだろうと思うんですが、これは最終的な期限というのはありますか。決定地の方法。決定するに当たっての最終的な判断は。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 職権乱用かもしれませんが、私が答弁をさせていただきます。

担当にも指示はしてあります。ケツを決めてはやらないでくれと。いつまでに何をやるだとか、そういうものになると、説明責任も含めて、いうなれば、手から水が漏れるような形では困ると。またいろいろな誤解を生んで、その地域や村民の方々に必要のない確執を生むようなこ

とになると大変申しわけないということをして話し、指示してありますので、重ねての答弁になるかもしれませんが、あしたにも必要なものだという認識は持っておりませんので、それがしっかり時期が来て機運が高まって、我々が皆さんに全てを開示できるぐらいの情報と確約できる先ほどの財源の話ではありませんが、財源もしっかりこういう形でめどが立ったので、これでどうでしょうかというまで、ケツは決めないでくれという話はさせていただいております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 質問のほうがかんどん飛んだりしますけれども、例えば建設委員会のほうで、代替地のほうは今、検討していないということなんですけれども、とりあえず、何か物をつくる場合には、そのプランがあって、それに沿ってプランB、プランCというのが代替のものをつくる中ではあると思うんですけれども、全くこれは代替地というのは考えてはいないということになりますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えします。

現在は一カ所に絞られた地域に対しましての説明をしているところです。ですから、そこがでしなかつたら次はどうしましょうかということとは、まだ検討委員会のほうでは議論をしておりません。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 先ほども、まだまだ1カ所に絞り込んでいる段階で、その話が進んでいる中でのプランB、プランCというのは、まだ考えていないということなんですけれども、最後に、これは建設費の予算というのは、前は一括交付金の特別枠を使うという話であったんですけれども、そのほうは今、どういう状況になっていますか。あるいはまた少し、財源が整いつつあるのか、そこをお願いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一括交付金の特別枠で何とか財源に充てたいということで、担当者会議の中で話をしております。しかし、内閣府、それから沖縄県ともに今の状況では厳しいと考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 全然、まだ財源のほうは確約もしていないし、どれを使うかも全然わからないというお考えだと思うんですけれども、これは安里区民の方々には、どうしても説明責任というのを十分果たしていかないと、今後一切、話がこじれてしまった場合に、いろいろ村の行政も物事を進めている段階では、やはり地元というのは一番大切でありまして、それを納得させない限りは、物はつくれないということもあるものですから、そこを十分判断して、つくるつからないは別にして、そこは説明責任をかんどん果たして行って、少しの話でも前に進めていかないと、常時、これはいろいろな御意見が地元であるもので、そこをひとつ十分考えていただきたいと思います。

それと、先ほど一括交付金が中城村は全然ないということなんですけれども、これは予算も決まらない、また、計画地も全然決まらないという中で、これが新聞には平成29年運用開始と。これは前の新聞、9月の新聞にあったんですけども、それもまたそれにしたがってかんどん後ろのほうにずれ込んでいく予定なんですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成29年4月1日供用開始は、随分前のスケジュールでありまして、平成26年度におきましては、平成31年度の供用開始を見込んでおりました。しかしながら、まだ地権者の同意と地域の合意が得られておりませんので、平成32以降になると考えております。

議長 與那覇朝輝 大城常良議員。

3番 大城常良議員 今、中城村の新庁舎建

設というのを、平成25年10月に出してありますけれども、この建設候補地の4カ所、これは吉の浦線をたどって4カ所がほぼあるんですけれども、これを安里に、火葬場をつくる場所に、その候補も入れてもらって、そうすれば地域住民が相当、話し合いの中で賛成、オール賛成だと思うんですよ。そこに建設場所を持っていけば。その中で、これは防災上も、村内の中心地でもありますし、そこもひとつ検討委員会の中に入れてもらって、どうしてもここに火葬場でなければいけないというような話ではないはずですので、庁舎をつくれれば、いろいろとこれに附属した建物がどんどん建って、安里区民も多分潤うと思うんですよ。そこもぜひ考えていただいて、これに絞るのではなくて、いろいろな検討項目を広げていって、例えば役所でいいのではないかと。あるいはまた、学校でもいいんです。中学校。中学校をそこに持っていって、大きいことを考えていえば、中学校跡地に役所を持っていくとか、そういった大胆な考え、発想も生かしていただきながら、今度また村政というのを住民に理解していただけるような格好でやっていただきたいと思います。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 これで3番 大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(11時00分)

~~~~~

再開(11時10分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

続いて12番 新垣博正議員の一般質問を許します。

12番 新垣博正議員 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従いまして一般質問を行います。

大卒の1番、来年は沖縄戦終結70周年を迎えるが、恒久平和を願う上からも節目の事業を企

画する考えはないか所見をお伺いいたします。

戦争体験者は年々減少し、直接体験を語り継ぐことが限界に来ております。次世代へ語り継ぐ上からも節目の年に「平和音楽祭」などの事業を企画してはどうか、お伺いいたします。学校教育だけでなく一般の村民を対象とした戦跡調査、視察、基地問題等々の平和学習プログラムの企画を検討してはどうか、お伺いいたします。戦後世代の「語り部」を育成していく考えはないか、お伺いいたします。

大卒の2番、介護保険制度見直しについて。

全国一律の予防給付を市町村が取り組む地域支援事業に移行する方向にあるようだが、そのガイドラインはどのように示されているか伺います。現在の要支援1、2が市町村へ移行した場合の対策はどのようになっていくか伺います。介護予防事業を充実させる上からも、職員の先進地視察研修等が必要と考えるが、検討する考えはないか、お伺いいたします。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

大卒1番につきましては、企画課のほうと教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。大卒2番につきましては福祉課のほうでお答えをさせていただきますが、大卒1番について、見解を述べさせていただきます。戦後、70年を迎える年になりますので、議員の御提言、真剣に考えさせていただきたいと思います。当然、我々は語り継ぐ義務がありますので、その辺につきましても、内容につきましては、これから検討していくとは思いますが、沖縄県も一緒になった事業になるかもしれませんが、いろいろな形でそれがしっかり語り継がれるような形を残していくべきだと思っております。詳細についてはまた担当課のほうで答弁をさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣博正議員の御質問、  
大枠1の、について、生涯学習課長から答  
えさせます。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 平和事業についてお答  
えいたします。

来年、戦後70周年という節目の年を迎えま  
すが、今のところ村におきましては、特別な事業  
は計画しておりません。

戦後69年が過ぎ、戦争の悲惨さを語って  
いただいた戦争体験者の方々は確実に減少  
します。そのことにより、戦争の悲惨さや  
平和の尊さを、直接伝えることができな  
くなることを、大変危惧しております。  
現在、平和事業の一環として、中学生  
3名を青少年平和学習交流団として長  
崎県で開催される「長崎原爆犠牲者慰  
霊平和式典」と「青少年ピースフォー  
ラム」へ派遣し、戦争、被爆体験者  
からの講話や同世代と交流すること  
により、戦争の悲惨さや平和のあり  
がたさを学んでおります。

戦争は、いつの時代、いかなる理由があ  
ろうとも起こしてはいけないと考えて  
おります。議員からの提言は、貴重な  
意見として承りたいと思います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいた  
します。

私のほうからは、大枠1の、について、  
恐らく関連すると思います。以前にも  
議員から御指摘がありました、村内の  
戦跡調査をやってくれないかという  
ことがありました。貴重な意見だ  
と思います。実は、村内の戦跡に  
関して、結構、私は以前にも三、  
四カ所あるということで答弁を  
しました。やはり村史の中では、  
いわゆる戦争体験者の皆さんが、  
その体験談を話しているんです  
けど、実際に戦跡調査、遺跡  
ですが、それが村内はまだ未  
ですか、少ない状況があります。  
ただ、1点ほどわかっていること  
が、

この前指定されました161.8高地  
ですか、それは今、調査中であり  
ます。今後、しっかり村内にも  
大きな激戦区がありまして、三、  
四カ所ぐらゐるほうにあると  
されています。それをしっかり  
追及して、調査して、その後、  
やはり平和学習ですか、それ  
を受け継ぐ人たちに説明して  
いきたいと思ひます。

についてですが、やがて戦後70  
年「いくさ世」を知らない世代  
が多く占める中、平和を願  
う者として、体験者の「沖縄  
戦を語り継ぐ」ことは、一戦  
後世代人としての使命である  
と理解しております。

「沖縄戦語り部」として、多  
くの地元戦争体験者が体験  
談講座等を何回か開催し、  
本村の沖縄戦の状況を語  
ってもらい、若い人に受け  
継ぎ「平和ガイドサークル」  
ですか、その育成化をして  
いきたいと思ひます。以上  
です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答え  
します。

大枠2番の、について、少  
子高齢化が進展していく  
中、単身高齢世帯、高齢  
者夫婦のみ世帯の増加が  
予想されています。将来、  
介護が必要な状態にな  
っても住み慣れた地域で  
暮らし続けることができ  
るように、市町村が中心  
となり地域の実情に応  
じた体制づくりを推進  
し、要支援者等に効果  
的かつ効率的な支援を  
目指すものであります。

要支援1、2の方が市町  
村へ移行した場合の対  
策として、現在行っ  
ている介護予防事業  
を充実し、要支援等  
にならないように  
することあります。  
また、現在利用  
しているサ - ビス  
をできる限り  
継続できるように  
したいと思ひ  
ます。

介護広域構成市町村は、平成  
28年度を目指して新制度  
への移行を考えて  
おります。平成  
27年度は準備  
期間として介護  
広域連合・構成  
市町村と連携  
を進めながら、  
準備したい  
と思ひます。

中部町村包括支援センタ - 研修会を中部の8町村で3カ月ごとに行っています。各町村の課題等を議題とし、意見交換及び情報収集をしています。また、介護予防事業が優れている市町村を視察し、そこで講師等を紹介していただき中城村での指導をお願いしているところでもあります。

平成25年度は午後の週4カ所の予防事業が、現在午前・午後の週7カ所で事業を行っています。これまで検討課題であった二次予防・認知症予防をも実施しており、質・量とも充実してきていると思います。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 それでは、順を追って詳細の質問を行います。

のほうです。本当に70年という時が経過しますと、直接、体験を語り継ぐ人たちも年々少なくなりますし、記憶が薄れたり、あるいはまた高齢によって、うまく話せないというような状況も、本当に来ております。こういった上からも、何らかの我々の世代でアクションを起こさなければならないと考えるのは自然かなと私も思っています。お隣の西原町でも、平和音楽祭というのを毎年のように開催して、好評を博しております。そしてお隣の与那原町においても、たしか5月21日でしたか、与那原平和の日というのを制定しております。そして南風原町でも文化センターを核にして、いろいろな平和事業、あるいは展示、あるいはまた戦争遺跡をしっかりと保存していくという運動等々、もちろん派遣事業等もやっておりますし、書籍もかなりの量があって、地域の沖縄戦の調査というのが進んでいるというところは、学ぶべきところがあるのではないかなと思います。こういったところを参考にしながら、ぜひ、次年度に向けて、私は時期はあまりこだわる必要はないと思います。やることに意義があって、引き継ぐことに意義があると思います。そういった意味

では、ぜひ企画を検討してほしいと思っております。

のほうですが、学校の中では確かに教科の中で教えたり、あるいはまた先ほど答弁がありましたとおり、長崎へ派遣して行って、学んでいるということ、私も報告書の中では読んだことがありますけれども、ただ、中城村における沖縄戦という認識が、子供ももちろんですけども、大人も含めて、まだまだ認識が弱いのではないかなと思っています。課長から答弁がありましたが、やっと161.8高地が戦争遺跡の文化財として指定されたということがあります。こういった遺跡、今は開発によって、どんどん失われていくし、認識がなければ、ただの残骸、廃棄物でしかないという状況で、後世には伝わらないで、何事もなかったかのごとく時が進んでいくということになってしまいます。こうならないようにするためには、ぜひ、何らかの形で生かす。例えば、個人で自分史を発刊している方々も結構おられまして、その中には、自分を中心として戦争体験等々がかなり散りばめられて語られています。書籍の中で、こういったものも生かすことが必要ではないかなと思いますし、また、村史の中でも、戦争体験編でかなりのボリュームで、前にも私、お話ししましたが、せっかくあれだけの方々に書いていただいたり、あるいはまた調査しておさめております。ぜひ、表に出していただきたいと思いますが、これを表に出せるようにするための考え方をお伺いしたいなと思います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

今、議員がおっしゃるように、この中城村で行われた、いわゆる戦争の体験ですね。それを表に出すということは、今、議員がおっしゃったように、聞き取りもあるんですけど、まず、どのような状況で大戦がその中で、状況が行われたか、陣地もあって。それをしっかり調べて、

歴史的なものを調べて、その上で体験した方、皆さんもいますよね。意見を取り入れて、しっかりそれを公表したいと思っています。まず、一番大事なことは、歴史的事実をしっかりと把握して、それを頭の中にお互いの担当が整理をして、その中にそういう体験談も加えて、しっかりした提出物というんですか、それを作成したいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 その中で、161.8高地は文化財に指定していただきましたが、津覇のトーチカーとか、あるいはまた津覇小学校にあるピロウの木ですね。そういったものに対しても、もうちょっと私は説明板というのが必要ではないかなと思っていますけれども、これも後世に、戦争の傷跡が残るし、戦争とのかかわりがあった土地であるという意味からしても、残すべきではないかなと思いますが、現場にこういった説明板を設置していく考えはないか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。  
生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

現在、津覇のピロウですか、それについても皆さん、結局、戦前からあって、そういう感じで皆さんピロウがあって、それは大事なものであるということで、当然これは設置しないと、と思っています。それ以外でも、中城村にはいろいろ多くの戦争遺跡があります。ただ、まだわからない状況でありまして、もっと重要な遺跡があると思います。議員がおっしゃるように、その2カ所もまず進めて、それ以外の大きな、例えば、いわゆる中城村は第一実戦部隊というんですか、和宇慶ら辺というのはすごい戦禍だったらしいです。ですから、161.8高地もすごいんですけれども、伊集の上の糸蒲高地とか、激戦区でありました伊集のウシクンで。そして、南上原の高地の141高地とか、すごい激戦区があって、まだ恐らく戦争遺跡が埋もれていると思

います。そういう場所も住民にしっかりと知らせて、調査して、しっかりと頑張っていきたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 私も協力を惜しまないつもりでありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。例えば、私の意見として言わせれば、久場から始まっていきますと、戦後の上陸の地です。あそこも碑は立っておりますが、ある会社の敷地内に入っていて、一般の人がほとんど見るできない環境にありますので、そういったのも気軽に入れるような環境というのも工夫する必要があるのではないかなと思います。そして久場崎の収容所があって、戦後は学校ができて、今は区画整理がされて住宅地となっていて、平和な村となっておりますが、そこにも一つの戦争の歴史があったということも、しっかりと伝えていかなければならないと思います。また、先ほど答弁がありましたように、糸蒲ですね。155高地。そこは、せんだって、さきに村長をされた城間盛栄さんの手記の中でも、細かく記されておりますね。そこも遺骨が収集されたりもしていますが、今は公園となっておりますが、糸蒲の碑のところには、しっかりと戦争の跡というのが書かれておりますが、やはり村としても、ここは何だったのかというのをもう少し細かく、村民の目線で書く必要があるのではないかなと私は思っていますので、その辺もしっかりと後世に伝える土地として保存してほしいと思います。

ですが、いわゆる語り部ということで、私は書いてありますが、平和ガイドとか、あるいはピースガイドというふうによく呼ばれる方々が県内にもたくさんおられます。しかしながら、中城村では、それらをやってくれる人というのが、ほとんどいない状況ではないかなと思います。そういった意味では、中城村の沖縄戦というのを、語れる人たちを今後、育成していく必要

を私は感じておりますので、生涯学習課としても、その辺の部分をもどのように考えているか、もう一度確認したいと思います。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

沖縄戦については、各市町村、ほとんどそういう平和学習サークルというんですか、結構あります。特に南部市町村に行きますと、ほとんどそういうサークルがあります。我が中城村も戦時中は相当な被害を受けていると思います。その中にしっかり村の状況、戦時中の状況を語っていく方々を、しっかり若い者に継いでいかなければいけないなと思っています。ぜひ、このガイドサークルについては、やるべきだと私は思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 ちょっと、資料の中を紹介したいんですけども、これは広島県のピースボランティアの方の資料の中から拾って読み上げていきたいと思いますが、この方は、「なぜ無料でガイドをするんですか」ということをよく聞かれるそうです。そう尋ねられると、「被爆者の1人として、ここで起きたことを知ってほしいからです」と、はっきりと答えております。そして、ガイドには1時間程度から2時間、あるいは4時間、長いときには7時間ぐらいかかってガイドをするということで、しかしながら、ほとんど聞いてくれる人というのは外国人が大半であると。日本人は少ない時間しかないの、ちょっとの時間だけ聞くというようなことが多いと言われております。そして、アメリカから来た人たちも、この方の話を聞くと、憎しみを許しに変えているというところを、感動して涙を流されるということが書かれております。「憎しみは新たな憎しみを生むだけです」と言われておまして、「やはり、私たちが後世に伝えていかなければならないのは、人間が起こした戦争であるからには、やは

り人間のしわざなので、戦争は人間の生命を奪います。戦争は死そのものであり、その過去を振り返ることは将来に対する私たちの責任である」とつづっております。こういった意味でも、ガイドでありますとか、この語り部というのは重要な役割を今後果たしていくと思いますので、しっかりと取り組んでいただくことを希望します。

それでは、次の介護保険の制度の見直しについて詳細を伺っていきます。予防給付を今、やっておりますが、今後、介護保険制度がどうやら保険制度の中でやっている要支援1、2というのが、市町村におりてくるというような状況がよく報道で出されてきますた、実際のところはどの程度までこれが進んでいるのか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

要支援1、2の方の訪問介護、通所介護が市町村事業へ移動することになります。現在、地域支援事業は介護予防費の3%ということで、介護広域から約3,000万円の地域支援事業費をいただいております。この新制度への移行により、地域支援事業の3%の枠分がアップするという情報が来ていますが、どれだけアップするかというのはまだ検討中と言う事です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 すみません。ちょっと相前後するかもしれませんが、地域支援事業について、もう一度お伺いしたいと思います。地域支援事業の中では、介護予防事業、そして包括的支援事業、もう一つは任意事業というふうに3つに分けられるということであります。その中の2番目に言いました、包括的支援事業の中で、介護サービスだけでは解決できない、いわゆる社会的支援を必要とする問題というのが挙げられておりますが、これは具体的にはどういったところを市町村で支援していくのか、

お伺いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

地域の資源を利用して、地域の皆様でサービスを行うことになると思います。地域の資源、シルバー人材センター、ボランティア、民生委員、婦人会、そういう方々を利用して、日常生活のごみ出し、掃除、買い物等を支援していくという方針であります。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 これは、しっかりとシステム化されて、機能しているかどうかを確認したいと思います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

8町村会議でも、いつも話題になりますけれども、どの中部の町村も具体的に決まっているところはありません。ごみ出しについても、集めたごみを出すのか、それとも掃除をしてごみ出しをするのか、そういう単価もまだ決まっていますので、今後8町村集まって足並みをそろえているところであります。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 やはり、こういったところが非常に任意的な感じがしてならなんですよね。確かに地域に行けば、ちょっと言葉は正しいかどうかわかりませんが、世話好きな方がいて、一生懸命周りのお年寄りの面倒をみてくれるという方がいるところは、こういった形で支援をしていただいていると思いますが、そうでない環境である場合に、やはり困っているという情報とかをどのようにして察知して、こういったところも満遍なく、包括という意味ではサポートしていかなければならない、ケアしていかなければならないと私は感じているんですけれども、当局としては、ここの部分はどのような形で今後取り組んでいきたいと思っているのか、伺います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 民生委員の方々、自治会長の皆さんの情報をもとに、今後、検討していきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 これはしっかりとシステム化するような取り組みが、私は必要だと思っています。ぜひ怠りなくできるように期待いたします。介護予防事業のサービスの中で、要支援1、2と言いましたけれども、こういった広域連合がつくったパンフレットの中でも、ものすごいボリュームのあるサービスがありまして、これを市町村に、ある意味、制度で押しつけられた場合に、これは大変な労力を要するのではないかなと私は感じているんですけれども、これを、もちろん事業所に委託するような形にはなるとは思うんですけれども、そのときにケアプランに相当するような業務も市町村が行って行くのかどうかを確認したいと思います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 ケアプランの作成も、今までどおり包括の職員、嘱託員が計画書作成していくと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 いわゆる、介護保険制度を使わなくてもケアプランをつくっていくということですか、これは。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 介護保険制度についてのケアプランの作成だと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 市町村に移行していくという想定ですよ。それでも、今は制度の中でやっていますよね。介護保険という制度の中で、いわゆる、事業者が1割を負担して、保険からは9割を負担していくというサービスを行うわけですが、それを組み合わせていくとい

うケアプラン作成というのは、現在は保険制度の流れの中でやっていると思うんですけども、これが市町村事業になってくるとなると、市町村はその財源とか保険外でやらなければならないという形になると、非常に重たい位置になるのではないかなと思うんですけども、その辺はどうですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 地域支援事業に移行した場合も、要支援1、2の方が訪問介護、デイサービス等を利用している事業は、地域支援事業として継続していきたいと思っていますので、それに関してのケアプラン作成は必要になると思われます。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 私も議員改選前は、介護保険、広域連合の議会議員をやっておりまして、前にも紹介しましたが、一度、長崎県のほうに視察研修に行ったことがあります。そこは小さなまちで、人口的に言えば1万2,000人か3,000人ぐらいですかね。中城村よりも小さなまちなんですけれども、あえて広域連合には入らないで、単独で保険事業、保険者として頑張っている地域でありまして、もちろん高齢化率は全国並みに高齢化を推移している。しかしながら、認定率は右肩が下がっているというような状況をつくり出しております。そこには、取り組める努力があるということが何となくわかってきました。視察するときにはですね。やはり予防事業を徹底したということが、その成果を生み出したのではないかなと私は思っております。そういった意味では、見習うところがある自治体だなと、非常に関心をしたんですね。その中で、何点かあるんですけども、窓口の係というのは、本務を置いているか、それとも臨時とか、資格のない方を置いているのかどうか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 窓口サービスについては、臨時職員、嘱託職員、正職員で対応しています。臨時職員も社会福祉主事を持っていますし、嘱託職員は看護師の免許、社会福祉士、正職員の係長も保健師の資格を有していますので、対応は十分できていると思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 対応は十分にできているとおっしゃいましたが、認定率を下げていくというような目標を持つことというのは、いかがですか、可能ですか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 先ほどの答弁にもお答えしたんですけども、介護予防事業が優れている市町村を視察し、そこで講師を紹介してもらいました。平成26年度は新しく那覇市で行っている方、豊見城市で行っている方、恩納村で行っている方をお願いして、今、介護予防事業をお願いしているところでございます。認定率を下げる目標は大丈夫だと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 ちなみに今、認定率は何パーセントぐらいか、数値を持っていますか。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 正確な数字は把握していませんので、後で報告したいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣博正議員。

12番 新垣博正議員 ぜひ、その辺のところも広報の中でもよろしいですし、認定率の推移というのをオープンにしていって、本村の介護の状況というのを知らしめていくという努力と、また当局もそれを予防につなげていくという努力を惜しまずやっていただくように希望いたします。私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で12番 新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩（11時45分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

続いて7番 金城 章議員の一般質問を許します。

7番 金城 章議員 こんにちは。7番 金城 章、通告書に基づき一般質問を行います。

大枠1、公的施設整備管理について。中城ハンタ道の国指定登録、答申が新聞報道で先月の11月24日にありました。このハンタ道は整備がまだまだ不十分であると思うが、全体の完成の予定計画はいつか、また、草刈等ハンタ道の整備体制はどのような計画で行っているか。中城村指定・県指定文化財の維持管理はどうなっているか。中城城跡の整備が遅いと思うが早めの進捗計画はできないか。南上原地区への公的施設計画はあるか。例えば児童館等とか、役所の分所等の施設計画はあるのか。

大枠2、県営中城公園について。県営中城公園の進捗状況はどうなっているのか、また整備の進捗が遅いという声があります。完成予定はいつなのか。廃墟ホテルの撤去はいつを計画されているか。

大枠3、道路整備について。これは前議会でも仲松議員から質問がありましたけれども、私にも同等の声がありまして、質問に入れていますので、ぜひ、また答弁ください。潮垣線の拡張計画はあるか、また各交差点の優先道路の変更は考えられないものなのか。以上、答弁よろしくお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、 から つきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番、大枠3番につきましては、都市建設課

のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠1番の 南上原地区への公的施設計画はあるかということですが、構想的な部分というのは数々、必要性に応じてやっていかななくてはならないという見解は持っております。御承知のとおり、人口増、特に子供たちの部分、著しい人口増の需要に対して、我々がしっかりとこたえていかななくてはならないということは考えております。この件につきましては、副村長のほうからも答弁をさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えをいたします。

大枠1の 。今、村長から話がありました部分でございますけれども、現状に言えば、人口増に伴いまして、今、喫緊の課題としましては、南小中学校の校舎の拡張というのが喫緊の課題であると同時に、区画整理事業で計画がされています道路・公園並びに下水道、上水道の整備、インフラ整備のほうが最優先の課題だと考えています。先ほどから村長からありましたように、この地区についての人口の増加の中身として、どうしても子育て世代がふえているという現状を勘案しますと、今、議員からありましたように、子供向けの施設というものは喫緊に検討しなければならないような緊急な課題だと認識をしています。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 金城 章議員の御質問、大枠1の から つきましては、生涯学習課長から答えさせます。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。生涯学習課長 新垣一弘 金城議員にお答えいたします。

皆様、御存じのように、新聞等でありました中城ハンタ道です。歴史の道は県内で2番目に国指定を受けました。最初に受けたところは恩

納村ということです。2番目ということは早い方で、早急な取り組みだったと思います。主な事業内容としては、新垣区間の330メートル、そして伊舎堂区間250メートル、そしてペリーの旗立岩を教育委員会が実施し、それ以外の区域を都市建設課が整備しています。整備については、ほぼ完了しております。ただ、南上原区画整理の一部と現在問題となっている公園整備、ホテル廃墟ですが、その部分を残して、ほぼ整備は完了しております。国の指定箇所は、文化庁補助事業で整備した区間と、その周辺のみであります。今後、管理体制については生涯学習課、都市建設課と協議しながら十分に検討していきたいと思っております。

続きまして2番目です。維持管理はどうなっているかとお話です。村及び県指定の文化財の維持管理については、人員や厳しい予算配分の中ではありますが、できる箇所から早急に進めたいと思っております。

城跡の整備が遅いということで、早目の進捗状況はできないかという質問でありますけれども、やはり整備するには城壁の周辺、発掘調査がまず三、四カ月かかります。その結果を踏まえて、学識経験者からなる整備委員会ですか、それを開催して、どうしても了解を得なければなりません。その後、整備案に基づき実施設計を行い、工事は三、四カ月で大体実施されます。中城城跡は琉球のグスクの中で最も保存状態がよく、築城技術を知る上で重要な遺跡であります。そのため、文化庁からも発掘の際はきめ細かい調査を行うことや、城壁解体時には、より慎重な解体作業が求められています。内部構造もきれいに記録しておくように求められています。安易に整備期間を早めることに、石積みを広範囲にわたって修復するとなると、本来の正確な調査や修復が行えなくなってしまう恐れがあります。また、文化補助事業としても、年間4,000万円から5,000万円程度しか見込めな

い状況であります。それと、最初の質問にありました平成7年から平成41年度までという計画で今、進めております。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

大枠2のとと大枠3についてお答えします。 について、県営中城公園の平成25年度末までの進捗状況は、施設整備で約37%、用地取得で約75%の進捗となっています。完成は平成30年度と都市計画モノレール課から聞いております。

について、ホテル跡地については交渉相手確定しないことや、抵当権が多く設定されており、交渉が難航しておりますが、県としては、平成30年度を完成予定しておりますので、早期に撤去できるように、努めていく考えであります。

大枠3、 について。現時点では村道、潮垣線の拡張計画はありません。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。
住民生活課長 新垣親裕 大枠3の優先道路の変更について、考えられないかということについてお答えいたします。

潮垣線と交差する交差点は、前原線以外は、潮垣線が優先道路となっていると認識しております。現状の交通量からしても優先道路の変更は、現状では今は考えておりません。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 それでは、順を追って再質問をします。

このハンタ道ですが、整備計画、ホテルの撤去もまだまだですけど、このホテルの撤去ができないと、グスクとのつながりができないので、早目の撤去をぜひ県にも申し入れて、進めていければなと考えております。また、今、新聞報道で新垣グスクも出ましたけれども、新垣グスクもまた整備計画等は怎么样了か。お答えできますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。
たしか、私、以前にも回答したと思いますが、新垣グスクについては今、地元の方々も集めて、今後、県指定というんですか、それも受けて、準備をしている最中であります。調査中であります。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 この新聞報道であるように、国指定になると、城跡とどうしてもつながないといけないと考えるんですけれども、それで新垣グスクもぜひ史跡としてはいいものを持っているのではないかなと思って、その整備計画も一緒に進めていければと思いますが。また、ハンタ道の整備ですが、これも各イベント的なものがあつたときにしか整備されてないように思うんですけれども、これは観光につなげていく段階で計画的に整備を進めていくべきだと思いますが、観光の面ではどう考えますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたしたいと思います。

歴史の道の整備と観光ということですが、観光からしますと、歴史の道の目的をしっかりと分類・整理し、観光誘致に不備の箇所が整えられたときには、観光も大いにピーアールして活用していきたいと思っております。観光のときにしか整備しないということですが、去年、企業立地・観光推進課も護佐丸ウォーキングで活用し、2日間で400人程度がウォーキングをしたんですが、そのときにも整備を見計らって、支障のないウォーキングをしたと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 イベントの前には整備されている、確かに。そうではないときには、まだ未整備でいろいろな雑草とか、そういうのもまだありますし、それをぜひ、新垣グスクは

じめ、このペリーの旗立岩ですか、ハンタ道も一緒になって。国指定になるという、今は中城城跡も世界遺産でありますし、一緒につなげて観光に、せっかく国指定になるんですから、ハンタ道も一緒につなげて観光に結びつけて、やっていくのがいいのではないかなと思うんですけれども。ぜひ、そのことも踏まえて、一緒に観光にも資するように、やっていただきたいと思います。先月行われたプロジェクトマップ、あれもすばらしいものでありましたが、観光客を誘致するのはまた違う観点だと思わすけれども、その面、ぜひまた検討して、やってほしいと思います。ウォーキングも取り入れて、観光の誘客でもウォーキングでも。去つた日曜日にあつた那覇マラソンですか、そういう感じでウォーキング、観光でもまた歴史的なハンタ道を歩きながらの観光を引っ張ってくるかどうかも、やはり観光につながると思わす。そこをぜひ考えていただきたいと思わす。

次に文化財の維持管理についてですけど、もう一カ所だけ生涯学習課長、国指定になつた場合、文化庁の予算が入るんですか。少しそこだけ。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。
生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。
私の記憶によりますと、担当者としお話ししたんですけど、当然、指定を受ければ国からの補助があるということで理解しております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 国指定になつたら文化庁から予算が出るということで、いいことだと思いますけど、もう一つ、村の指定でありますよね。これに指定されたにもかかわらず、意外とこの文化財等とか史跡跡の整備があまり行き届いていないところがあります。そこは村長、文化庁も予算をつけるんですが、村でまた予算をつけて整備等は考えられないものですか。安

里のムラガーも村指定になったばかりですけど、あれはムラガーにしては珍しくアーチ型という珍しい井戸であります。そこの上がちょっと崩れかけているというか、上の整備が必要だと。これは小さいことですけど、ほかのところもそうですよね。指定のところをぜひ見てもらって、その予算が入られるのかどうか、それをぜひ検討すべきではないかと思うんですけど、どうですか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、御指摘の部分については主管課のほうで、そういう整備計画とか維持管理計画等のほうを作成していただいて、それを基本的に年度年度の財政事情も考慮しながら、予算配分していくことは可能だと考えています。要は、計画的にそれが進められるような段取りを担当課のほうでつけていただきたいという部分でございます。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひ、こういった村指定の文化財も、史跡も、先ほど博正議員からもありましたが、戦争史跡もありますけど、そういったことから、ぜひ予算をつけて整備を進めていただきたいと考えております。

次ですが、3番は答弁でわかりましたので飛ばして、です。副村長からの回答をもらいましたが、人口増の南上原はどうしても分所的な役所の施設は必要だと思うんです。私が耳にしたところ、児童館とかそういった施設であれば一括交付金でできるような話を聞いたんですが、これが可能なのかどうか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一括交付金につきましては、沖縄の自立、戦略的発展に資するものなど、沖縄の特殊性に起因する事業等として、事業計画に記載されたも

のということの位置づけがございます。児童館というものが沖縄の特殊性に該当するのであれば、一括交付金の活用もできるものと考えております。ただし、児童館につきましては、沖縄だけでなく全国的な問題でもあるのではないかと、そう考えております。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 児童館ですが、沖縄に資することで一括交付金ですけど、調べていただいて、多分できたらと思うんですけど、そこが1カ所だったと思うんですけども、場所は忘れましたが、ぜひ、これを考えていただいて、もし一括交付金ではなくても、村長がおっしゃるように将来的構想で、ぜひつくっていただきたい。今、人口増である南上原地区にインフラ整備が先ではありますけれども、それも一緒に踏まえて、分所的な役割の施設はどうしても本当に必要です。そこはぜひ早目の検討をしていただかないと、人口が今は6,000名、それがピークに達してからでは大分遅いと思うんですよね。ぜひこれは前向きに考えて進めていただきたいと思います。

次に、中城公園の進捗。今、現行は37%ですか。用地取得は75%ですか、平成30年に完成ということですけど、あと3年でめどは本当につくんでしょうか。それと、この計画に村が提案した施設等とか、そういう提案はあったのかどうかだけ確認できますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

県のほうには今の正門のところ、今は裏門から入っていますが、正門のところに事務所を設けてくれということで要望は出てあります。それから、歴史学習エリアのほうで、歴史資源に資する施設を計画する場合は、県から敷地を占用し博物館と一緒に提案はしてあります。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 この歴史的施設というのは、今の護佐丸資料館ではなくて、中城城跡の施設ということですか。村からの提案というのは、これはまだまだできる可能性がありますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

村は提案し、県のほうでは今の博物館については整備をしないと。あくまでも、北中城と両村で。土地に関しては県のほうから占用して、村のほうで整備していきます。具体的な検討課題はありません。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 施設等ですね、今、西側の子供の遊び場とか、そういうのができ上がっているのはわかりますけど、城跡との高低差が余りにもありますよね。そこを結ぶウォーキング道とか、また城跡の観光客も、まだまだ村長の目指すところには達していないんですけれども、今は下に多くの子供たちが休みに集まると。城跡は見には来ないと。そこをつなげる手段として何か予定とかは。県の計画で予定はありますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

確かに、玉城農園の後ろの遊具広場のところから、今の城跡に行くというのは、相当な距離もあって、観光客がそこから行くというのはどうかと思います。ただ、今回は登又の城跡線も含めて整備していますので、グスク西駐車場からの観光客の誘致もできていきます。あとは普天間自練のところは、まだまだ解決のめどはついていませんけど、この辺の駐車場の整備をしながらいけば、観光客はふえていくのではないかなと思っています。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 城跡線とか、そういう観点ではなくて、子供たちは今、下のほうにた

くさん集まって、遊び場が充実しているものですから集まります。それを、どうにかして城跡の史跡見学ですか、そこにつなげていけないものなのか。要するに、今、本島内でロープウェイも沖縄にはないですし、ロープウェイで下から上に持ってくるとか、斜面電車みたいなものを設定して、そこに高低差がある下のほう、西側に来た子供たちとかを上を上に引っ張り上げる計画とか、そういうのがないのかどうか、これからでもまた提案して、持っていけないものなのか。平成30年開設といったら、まだ難しいのかどうなのかわからないんですけど。その件どうですか、課長。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

県と計画検討調整会議がありまして、これは平成24年から会議は行われていませんけど、ゾーニングが、8ゾーニングが全部決まっています、今のロープウェイとかというのは、今の事業費の中では厳しいのかなと思っています。またダムについては橋を架けるという話もありますので、その辺が水辺と戯れる地域になっていくのかなと思っています。とにかく、ゾーニングが8ゾーニングあって、全部のゾーニングが違っていきますので、個々のゾーニングの客誘致というのはできるかなと思っています。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 県の計画は一応見てわかってはいますけれども、やはり人を集めるということは、物珍しいものがないと集まらないと思うんです。そこをぜひ、ロープウェイは各地にはいっぱいありますけど、沖縄にはまだないと。それで子供たちが、そういうものを利用できるのがあればまた沖縄県内でも、その利用度が高まるのではないかなと思っています。それに対して城跡もまた見て回れることになると、意外といいのではないかなと思います。ぜひこの計画も、これから提案に上げていただき

たいと思っておりますけど、もう一つ、先ほどの史跡の施設ですね、課長。これが今は護佐丸歴史資料館は全県的なものだと、護佐丸だけなのか、また護佐丸の関係を集めて歴史資料館ですから、全県的なものですけど、この城跡の施設、史跡施設を考えているのは、ここは中城城跡だけのものを要するに検討して提案しているのかどうか。どんな感じの施設を提案しているのか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。
生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいま都市建設課長からもありましたように、現在、村としては護佐丸歴史資料館もつくっています。恐らく博物館もできると思いますが、その中にできる施設というのは、やはり生涯学習課としては、子供たちがしっかり集まって、そこでできる施設ですか、そのようなものを、私としても、はっきりはわからないんですけど、今、めどとして、そのような施設をつくりたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 城跡、世界遺産ですけど、そこにはやはりこういう施設はないといけないと思うんです。そこは中城村に資するものを、本当に皆で十分検討して、いい施設を作っていたきたい。また、計画していただきたい。

次に、この廃墟ホテルですが、本当に平成30年からここで、今は70%。そのほうがまだ未決定ですけど、前々から、すぐ取り壊すような話を聞いたり、また延びたりするんですけど、実際、本当に平成30年までにはできる予定ですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

村の事業であれば、平成30年までに壊しますと言いますが、県に確認したら平成30年までには壊しますと言っていますので、私たちも県の言葉を信用するしかないと思います。以上で

す。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 これは確かに、今、課長のおっしゃるとおりでありますけど、県の事業でも、観光客を城跡に、そういう観光で一緒に同行したときに、本当に目ざわりというか、言葉は悪いんですけども、あまりよくないですね、廃墟ホテルを見て。これは村からも早目に撤去してと県に求めたほうがいいのではないですか。村長どうですか、これを提案して早目に進めるように。世界遺産の中城城跡にもかかわることありますから、ぜひ早目に提案をして、早目の廃墟の解体をして、そこにいい施設、またハンタ道も早目に進むと思いますけど、そのことをぜひお願いして終わります。

次、大梓3の道路整備ですけど、これは先ほど話しましたとおり、前議会では仲松議員が質問しましたけど、この潮垣線は部分部分ですよ。まだ拡張できていないのは、今は浜から津覇、津覇の一部も土地改良区で幅が広がっていますけど、また北浜ですね、そこが狭いと。これはどうしても将来的には拡張しないといけないと思うんですけど、これも計画に入れて、これから拡張計画は進めていかないといけないと思いますが、将来的な構想を、どなたかお答えできますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

第四次総合整備計画の構想の中にも、今の潮垣線は拡張の計画はございません。今、交通量としても前回、仲松議員が1日、朝500台という話がありましたけど、28年度から奥間の交差点が改良されます。右折だまりができます。その辺で、交通量が、潮垣線に回るのが少なくなるのではないかなと思っています。その辺がだめであれば、将来的には、確かに潮垣線は狭いと思っています。特に北浜、集落内ですね。それと、浜から津覇の間は狭いかなと感じていま

す。ただし、今、村内ではいろいろな道路の計画、北上原の若南線の整備から始まって、いろいろなネットワークがありますので、まだ潮垣線については、次の第五次総合計画の中に組み入れていけるのではないかなと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 予算的な面とか、そういうのは重々わかっておりますけど、やはり計画にはぜひ入れていただき、課長のおっしゃるとおり、浜から津覇ですね、そこが一番重点的な問題。それと北浜ですね、そこも。私がどうしてこういうことを言うかということ、本当に現場に行って、朝と夕方に行ってみたんですよ、私は。車の台数はチェックしなかったんですけど、車のスピードが危ないくらい、本当に。人が歩いていても減速はしないし、相当なスピードが出るんですよ。危ない所を、そこを小学生が学校へ行くために通学すると。それにぜひ対処しないといけな。予算がないことはわかりますけど、そこもぜひ対処は前向きにぜひ検討をしていかなといけな。今、通学路は浜のところが一番課題ではあるんですけど、この潮垣線でも、前原線ですか、そこから吉の浦保育園までは歩道をつけましたよね。宮城議員が提案してつけたと思いますけど、潮垣線で、今、話したところは、ほとんど補償物件はなくて土地だけですよ、その歩道も少し考えられないものなのかどうなのか、そこはどうですか。少し歩道拡張ぐらいはできるのではないかなと思うんですけども。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では、お答えします。

御指摘の部分は一理あると思います。ただ、この場合ですね、保育園の設置と児童館の設置に合わせて歩道の拡幅道を拡張しました。では、ほかのところは歩道を拡張することによって、どれぐらいの児童生徒の通学に影響があるのか

どうかという部分。それと、先ほどから小学生の拡張というお話がございませけれども、実際、今の交通量をカバーするために、では2車線で歩道づけにした場合に、地域の生活道路との関係ではなくて、幹線道路という形をとらざるを得ないとなった場合に、はたして地域としてどういう考え方になるのか。当然、はっきり申して予算云々の以前に、潮垣線北浜を拡張するのであれば、一住宅地は全部つぶさなければできない状態があるということ。その場合、地域の生活環境としてどうなのかというのも将来見なければならぬという部分があるわけです。確かに利便的には歩道を歩くほうが、それは有利です。思います。ただ、この里道というのが、どこに向けてどのような効果があるかという部分を、再度検討していただいて、その部分で優先的に必要な部分については努力をしていきたいと考えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 今の副村長からの答弁はわかります。しかし、前議会での仲松議員からあったように、朝夕の600台、今の時点で、そんなに生活環境に影響を及ぼしているんですよ、正直言って。私から見れば、これがまた今、進行中の久場前原線ですね、あれができれば、この潮垣線の流れが逆にふえてくるのではないかと思うんですよ、これから実施するものの予算の面でもそうですけど、ぜひ歩道をつけて、そこはぜひやっていただきたい。それと住民生活課長、先ほどの話なんですけど、車のスピードがどうしても、人が歩いていてもスピードを落とそうとしないんですよ。通過道路です。西原町の工業地帯へほとんど通過道路でスピードを落とさない。それで私はこの道路の優先線を変更できないかと。吉の浦会館の前の前原線ですか。そこではほとんど潮垣線の路線は一時停止します。たしか優先が「止まれ」と書かれていますから。これは大きい交差

点では、実際、本当にそういう道路標識はやっていくべきものではないかと。うちの安里の安里中央ですね、そこは潮垣線からきたのが安里中央からの登りの車が潮垣線からの車にぶつられて転倒した事故もあります。そこでスピードを全然落とさないからそういうことになる。そこは絶対、安全のために考えないといけないと思うけど、どうですか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

今、安里中央線のことについて。安里中央線の交差点については、国道329号から安里中央線を抜ける十字路のほうで、そこで「止まれ」の標示があると認識しております。ただ、この路面標示の中で、「止まれ」の標示があるかというのは、ちょっと確認していませんけれども、標示はあると認識しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 課長、私が言っているのは、ちょっと質問が悪かったのか、吉の浦会館の前は、前原線ですね。そこでは路面に「止まれ」の標示が潮垣線にあるんですよ。これが優先ですから。吉の浦公園に行くのが優先ですから。そこでは止まるんですよ。ちゃんと確認を私はしています。優先道路と、この潮垣線を通過するのは、この潮垣線が優先ということで認識しているのかわからないけれども、各交差点で、安里もそう、浜もそう、屋宜の交差点も、ほとんど止まったかなと思うと一時停止しない。ほとんど、ぱっと見たらすぐにさっと抜けていく。それをどうにか安全のために考えてほしい。つまり、安里中央はですね、初めて走る方は、安里中央が要するに路線の幅が広いから、私は議員になってからずっと言い続けていますけど、この路線の幅では優先権は決まらないと思うけど、やはり私も幅の広いのが優先道路ではないかなと、自分の頭の中ではそう思って、各ドライバーが、そういう認識があっ

て、そういうことになるのかなと思って。通過してる方々は標示を見て、毎日の通過ですから、それは停止しなくても優先だということで突っ走って行くから、まだまだ事故がふえるんですよ。いっそなら、どちらの路面にも、東西線もそうですけど潮垣線も、どちらの方向にも全部「止まれ」を表示できないかどうか。優先ではなくて。そこを考えるべきではないかと思うんです。1カ所には「止まれ」1カ所には表示がなければ、そこを優先的に思いますので、どうですか、それは。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 たくさんのアドバイスをいただきましたけれども、とりあえず、宜野湾署の交通規制課のほうの御意見としては、前に議員からの質問もございましたけれども、優先順位を変更することによって、それでまた今まで「止まれ」の標示を変えるということになると、またこれは危険度が増すのではないかとということで、宜野湾署のほうでは、今、優先道路は難しいということ。それからまた、基本的に沖縄県は南北を優先道路としているようでございます。そういう観点からも、そういうものは優先道路は潮垣線を中心にやっているのと、中城村の場合は、ただ、今、言うような、両方「止まれ」という方法も、宜野湾署に確認をして検討したいなと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 金城 章議員。

7番 金城 章議員 ぜひ、安全の面から、早急に取り組んでいただきたいと思います。また、きょう提案したことを、ぜひ真剣に考えていただきたいと思います。城跡の件も廃墟ホテルの件も、ハンタ道もですけども。ぜひ、これから十分な検討をして、早目の取組みをぜひお願いします。以上で質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で7番 金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩（14時16分）

~~~~~

再開（14時27分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

続いて6番 新垣貞則議員の一般質問を許します。

6番 新垣貞則議員 それでは、通告書に基づいて6番 新垣貞則、一般質問を行います。

大枠1です。久場地区の環境問題。久場地区～泊地区にかけての排水路の環境問題について。河川整備「久場1732-1 大城宅横」について。集落内の交通安全対策「ストップ線・カーブミラーなど」について。モール近く国道329号の交通渋滞を解消するには。

大枠2番です。久場前浜原線の整備事業。久場前浜原線の今後の作業工程について。準工業地帯としてのメリットは。

大枠3番、各種団体の組織の強化。村青年会・村婦人会・村老人クラブ・村体協への加入状況は何自治会ありますか。職員で社会教育主事の資格を持っている人は何名いますか。社会教育担当者・社会体育担当者の平成25年までの累積で振替休日は何時間ありますか。各種団体の組織強化を図るためには。

大枠4番です。吉の浦公園施設整備。大人広場のテント修繕について。ごさまる陸上競技場のナイター整備について。ウォーキングコースを全天候型の整備について。吉の浦公園を村民が憩える施設にするためのビジョンは。

大枠5番です。中城中学校部活動の強化。平成26年度の中城中学校の夏季中体連の結果について。学校における部活動の効果について。

中城中学校の生徒たち及び中城中出身の高校生・大学生が2020年東京オリンピックに参加させるビジョンは。以上、簡潔な答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 新垣貞則議員の御質問にお

答えいたします。

大枠1番につきましては、都市建設課と住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましては、都市建設課、大枠3番につきましては、教育委員会と福祉課のほうでお答えをさせていただきます。大枠4番、大枠5番につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠2番の久場前浜原線の整備事業について。これは新垣徳正議員の御質問にも何度かお答えをさせていただいておりますけれども、改めてお答えをさせていただきます。準工業地帯としての特にメリットという面で、これは御承知のとおり、地区計画などを入れて、住民と一緒に制限もかけながら用途を取り決めていけるものでございますので、住民の皆様の意向に沿った形でやれるということは、非常に大きなメリットがあると思っております。私見で言わせていただきますと、デメリットは一つもないと思っております。これは、たびたびこの議会でも答弁させていただいておりますけれども、この地域の発展が中城村全体の発展の糸口になっていくものだろうと期待をしております。ここが成功いたしますと、その後のほかの地域でも、この成功をもとにしながら、いろいろな形で土地の利用計画がしてくれるのではないかなという意味では、この久場前浜原線のこの地域の発展が中城村の発展になるものと思っております。最重要課題といえますか、最優先的に考えていきたいですし、私が先頭に立ってこれを推し進めていきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣貞則議員の御質問、大枠3、4については生涯学習課長から、大枠5については主幹から答えさせます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。



大枠1の から、大枠2の と についてお答えします。 について、平成24年度に悪臭等環境改善のために電源交付金を活用し、導流堤を整備し改善されています。また、管理については、県港湾課及び中部土木事務所の管理となっていますが、協力として沖縄電力と連携を図りながら対処することになっています。

について、集中豪雨時に山手側の雨水と道路の排水が大城宅前で合流し、雑木や枯葉等で排水が詰まる原因となっており、清掃作業等の維持管理に努めてまいります。

について、交通安全対策として、年1回自治会長へ要望書を提出していただいています。しかしながら、全要望には予算上答えられない状況であります。危険な箇所を優先順位を決定し設置してまいります。

大枠2、 について、平成25年度より用地買収を行い、26年度、27年度は用地買収と一部工事に着手し28年度完成を目指します。

について、先ほども村長から答弁がありましたとおり、都市計画の区域区分の見直しに関する、久場、泊地区の準工業地域の指定は、現在市街化調整区域を市街化区域に編入することで、住宅建築が可能となることから、土地の評価も上がり、更に土地の利活用という点で、さまざまな可能性が広がることから、大きなメリットになります。地域の方々が心配している建物の用途に関しては、地区計画を策定し村条例で制限を行う事から、地域の意見を取り入れながら整備し対応してまいります。以上です。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕  
住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

大枠1の なんですが、時間帯によって、車が混んでいるという状況は認識をしております。信号機の時差の変更なども含め宜野湾署の意見も聞きながら、解消できるよう努めてまいりたいと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

私のほうからは大枠3と4に回答いたします。まず、大枠3、 から までありまして、 ですが、これは各種団体の加入状況は何自治会ありますかということですが、村の青年会、現在6カ字、婦人会6カ字、体育協会18カ字となっております。

の社会教育主事の資格を持っている人は何名いますかとありましたけれども、1名おります。

体育担当です。社会教育担当・社会体育担当が累積で振替とありますけど、現在、振替未処理が2名おります。

各種団体の組織強化を図るとありますけど、現在、この各種団体において、役員のなり手が少なく、さらに協力者の少ない状況にもあり、厳しい状況は否めません。今後、村としては各組織役員、リーダー等の育成に力を注ぎ、各組織強化のための対話、そして研修等の充実を再度図って行きたいと思っています。

続きまして、大枠の4についてお答えします。大枠の4、吉の浦公園施設整備についてです。この答弁は前回にもあるような、大体似たような内容でありますけれども、答えさせていただきます。大人広場のテント修繕ですが、これまで台風等により休憩所ですか、屋根のテントが一部前年度で修繕はされています。仮に破損等が発生した場合、早急に修繕対処すべきだと思えます。

ナイター施設整備ですが、ナイター施設設備については、今のところ検討はしておりません。

ウォーキングコース全天候型の整備についてです。一部、一般利用者が使いやすいような整備状況となっており、対応できていると理解をしております。特にコースに破損、危険性があるとは認識をしております。今のところ利用形態には支障はなく、全天候化についてはま

だ検討はしておりません。

村民が憩える施設にするビジョンとあります。これはとても難しい問題ではありますが、今後も村民の活動拠点となっている吉の浦公園は、施設の整備やスポーツ器具・設備の充実を図るとともに、村民のスポーツ、レク等で手軽に利用でき、村民が集まる拠点場所として活用の拡充を図ってまいります。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

大枠3の、老人クラブの加入状況であります。11自治会が村老人クラブへ加入しています。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 大枠5についてお答えしたいと思います。

夏季中体連の結果について。6月に行われた中頭地区39校参加ですが、夏季総合体育大会において、男子バレーボール3位、女子ハンドボール3位、男子バドミントン団体3位、シングルスベスト8、女子空手道団体型準優勝、女子個人型準優勝、女子の部で3位。「県中学校総合体育大会」では、女子ハンドボール部が3位入賞です。陸上競技関係ですが、7月、沖縄県中学校陸上競技大会では、共通男子ジャベリックスロー2位、共通男子800m4位、1年男子走幅跳7位。9月に行われた中頭地区中体連陸上競技大会では、総合で男子5位、女子13位、男女総合9位。その中で共通男子800m1位、共通男子ジャベリックスロー1位、1年男子走幅跳1位、共通男子砲丸投2位、共通男子400m2位、2年女子100m3位が上位入賞しています。

続いて、部活動の効果について。部活動は授業や学校行事などでは得られない貴重な体験ができる場であり、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成すると共に、部員同士

が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な活動であると考えています。ただ、実施に関しては、適正な活動時間や勝利至上主義的な運動部活動のあり方を見直すなど、生徒の心身の負担を考慮しバランスのとれた生活を確保しながら、充実した部活動の推進に努める必要があります。

2020年にスポーツ・平和の祭典東京オリンピック、パラリンピック競技大会が開催されますが、その場合、本村出身のアスリートが出場することになれば大変喜ばしいことではあります。教育委員会としてそこへ参加させるビジョンはありません。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 それでは順を追って詳細な質問をしていきます。

まず、大枠の1の です。久場地区から泊地区にかけての排水路の環境問題について質問します。久場公民館から海側の排水路に木や雑草、土砂がたまっていますが、取り除く考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、指摘したこの排水については、2年前にもしゅんせつを行っています。現場も確認して、問題なく機能していますので、今年度は予定はしていません。ただし、大雨とか土砂がたまれば維持管理の範囲で行っていきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 久場地区の排水路のほうは、マングローブとか土砂がたくさんたまっております。そういったところも、ますがあるんですけど、そこら辺に土砂がたまっていますので、そういったところを取り除いたら、排水もスムーズにいくと思いますので、ぜひ検討してください。

次に電力入り口です。泊地区の排水が悪いの

で、久場地区みたいにボックスカルバートの工  
事をする考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

御指摘のとおり、根本的な解決に関しては、  
導流堤のような整備が必要になうろかと思っ  
ています。公有水面の所有者でもある県港湾課へ  
毎年、県の土木部と村長との行政懇談会の中  
でも、この問題を提起していますので、その  
泊側も導流堤の排水を要請していきたいと思  
います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 都市建設課長からの答  
弁のとおり、管理課は県の港湾課となってい  
ます。沖縄電力と連携を図りながら、排水路  
の環境問題を解決してください。

次に です。河川整備について質問します。  
大城宅横の河川、上流部から300メートルが  
未整備で、大雨が降るたびに土石流が住宅地  
へと流れます。12月4日の大雨のときも上流  
からの水量が多く、地域住民は大雨のつど心  
配をしています。河川整備に該当する補助事  
業はないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

大城さんの上のほう、大西ゴルフ場の下に  
当たりますけど、平成5年に県の事業で水兼  
農道を整備した経緯があるんですけど、その  
中で、途中から地主が反対してできなくて、  
今の排水工事もできなくなっています。それ  
で今回、上流部には原野と一部の農地しか  
なく、国土交通省及び厚生省の地方改善整  
備事業には該当しません。また、農林水産課  
にも確認したところ、農地の受益面積が  
なく、農林水産省関係の補助も該当しない  
とのことでした。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 河川最上部に中城村  
港湾整備計画の緑地ゾーンとなっております  
が、県と調整して整備分けできないですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 今回の場所は、中  
城公園整備計画の緑地ゾーンというところ  
より離れているかと思います。それで、河川  
上流部には大西ゴルフ場があり、中城公園  
整備計画の区域からはかけ離れています。さ  
らに、中城公園整備計画でも、今回指摘の  
あった箇所は水路の流域区域として含んで  
いないことから、県との調整の範囲ではな  
いと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 次に進みます。 です。  
集落内の交通安全対策「ストップ線・カーブ  
ミラーなど」について質問します。現在、21  
カ所にカーブミラーの設置が必要ですが、6  
カ所設置されています。区画整理地帯のメ  
ーン通りには13カ所の交差点があります。  
メイン通りに向かって交差する全ての道路  
は、これは傾斜のため危険でありますので、  
ストップ線とカーブミラーを設置する考え  
はないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、議員から区画整理事業地区内でミラ  
ーが6カ所設置という話があるんですけど、  
現場を確認したら13カ所設置されていま  
す。ミラーについては、21カ所という話  
ですけど、今現在17カ所あって、メーン  
通りも7から8個のカーブミラーを設  
置しています。きのうも現場を確認した  
ところ、緊急を要するところではないかな  
と。ほかの自治会からもカーブミラーの  
設置要請がありますので、その辺を最優  
先にやっていきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 先ほど、都市建設課  
長からの答弁がありましたように、自治会  
からの要望とかを出してもらっています。  
そういうことで、自治会長と優先順位を  
調整して、カーブミラーの設置、それ  
からストップ線の設置等を進めてくだ  
さい。

次、モール近く国道329号の交通渋滞の解消を図るために質問します。交通渋滞はいろいろな原因があると思います。信号の変わる時間が極端に早すぎたり、遅すぎたりなどの原因が考えられますが、その対策として、どのように考えていますか。

議長 與那覇朝輝 住民生活課長 新垣親裕。  
住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、基本的には宜野湾署の規制課のほうとの調整になると思いますが、まず、モールの2つの信号と、あと、久場の公民館前、そしてローソンの前というふうに4つの信号がございます。今、議員がおっしゃる時間帯の調整になりますと、その辺の前後の信号との絡みもありますので、この辺は十分、宜野湾署規制課のほうと調整して、対応できる部分是对応したいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、住民生活課長から答弁がありましたように、この問題は宜野湾署の交通課規制係が窓口ですので、宜野湾署と調整して、交通渋滞の解消に努めてください。

次に、大枠2の です。久場前浜原線の今後の作業工程について質問します。吉の浦火力発電所周辺における市街化区域編入及び地区計画に関する説明会が11月25日にありました。久場自治会長からは、吉の浦火力発電所建設に伴う協定書で、緑地建設事業を主張していました。ある久場の有志は、早く準工業地帯を進めるようにと、双方の意見が食い違っています。今後、村としてはどのようにして作業工程を進める考えですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほども答弁したとおり、平成26年度、平成27年度、用地買収。平成26年度から一部工事を着手します。それから、平成27年度に地区計画策定及び村の条例制定を行い、市街化編入を進

めてまいります。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 11月25日の説明会で、地域計画を定めるため、仮称ですけど、まちづくり協議会などを設置する予定と申していましたが、どのような構成を考えていますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

前回の9月定例会でも、新垣徳正議員のほうに答弁したとおり、泊区域から5名、あと、久場地域から5名、あと、既存の工業地帯から5名程度、15名でやっていこうかなと思っています。ただし、人間が多くなる分には、検討委員会としてはいいと思っていますので、その辺は地域が推薦する方々を出してもらって、いいまちづくり検討委員会をやりながら、地区計画を決めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 この件に関しては、久場の自治会長と有志の意見が違います。意見を集約して、久場前浜原線の整備事業を進めてください。

次、準工業地帯としてのメリットについて質問します。準工業地帯にしたなら、サッカー場、テニスコート場、それから電気科学館とかはつくれますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今のサッカー場、テニスコート、電気科学館というのは、準工業地域ではなくても開発行為でできますので、何ら問題もありません。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 沖縄電力は金武、具志川火力発電所周辺に野球場、サッカー場、それから電気科学館などをつくって、地域のために還元をしています。中城村も電力に地域のためにサッカー場、テニスコート、それから電気科

学館とかを要請する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 御質問にお答えしたいと思います。

沖縄電力、地元、それから村の構成する三者協議会の件だと認識をしております。吉の浦火力発電所建設については、御承知のとおり平成14年5月から発電所予定地が中城村に選定されたことを受けて、中城村、それから沖縄電力、地元自治体とともに発電所立地に関する協議会等、3つの協議会を経て平成25年5月に2号機の営業運転を開始して現在に至っているということであります。今回、議員からの地域振興事業としての沖縄電力に要請ということですが、やはり久場自治会からの要望を受けて、村としては地域の狭隘化している土地等々も加味しながら、可能な限り要請をして検討をしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、答弁のありましたように、沖縄電力にぜひ要請をして実現してください。そうしたら久場地区のトラブルも解消し、地域のメリットにもつながります。地域から喜ばれると思いますので、先ほどの会議の中でも久場自治会長と有志の意見が違います。そういったことがないようにしてもらいたい。せっかく、すばらしい施設ができたのに、この施設で地域住民がトラブルで争うことになったら、メリットがないと思いますので、そういったことでぜひ要請をお願いしたいと思います。

次に、大枠の3の です。村青年会・村婦人会・村老人クラブ・村体協への加入状況は何自治会ありますかの質問です。村青年会・村婦人会は加入状況は少ないと思いますが、どういう対策をとっておりますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。  
生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

本村は他市町村に比べて、まだ地域性が残る村だと思っています。ただ、最近では生活の多様化、個人を優先するあまりに、地域社会に本村もややなりつつある状況であります。このことは、やはり私、村各種団体役員が年々少なくなる傾向、そして早目の歯止めの対策をしないといけないと思っています。そのためには、まず、各組織との密接な連携、そして対話、問題の実情をしっかりと把握し、さらに各組織への研修等の支援を行い、リーダーの育成が最重点だと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 次、に進みます。職員で社会教育主事の資格を持っている人は何名いますかの質問に対して、社会教育主事の資格は1名とあります。少ないと思いますが、他の町村と比べて中城村はどういう状況でしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

本村での資格取得者は、現在、社会教育主事ですか、1名であります。やはり他市町村と比較すると少ないことは否めません。生涯学習係が地域社会への教育を指導するという役割を果たさなければなりませんので、そのためのしっかりとした教養、実務を行うために、資格取得は重要になります。今後、資格取得者の拡大をできるだけ図っていききたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 現在、社会教育担当者はいます。社会教育主事の資格は持っていないと思います。社会教育の主事の資格を取る必要があります。社会教育主事の資格を取るためにどうすればよろしいでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

以前は福岡県で研修会がございましたけど、現在、那覇市のほうでも1カ月程度研修をすれ

ば、この資格を取得することができます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 ただいま生涯学習課長からありましたように、前までは九州などへ行って社会教育主事の資格を取っていました。沖縄でも社会教育主事の資格が取れるようになっていきます。現在、社会教育主事は1人ですので、これでは社会教育の発展にはつながらないと思います、九州などへ行かなくても沖縄で取れますので、ぜひ社会教育主事をふやしてください。

次に 社会教育担当者・社会体育担当者の平成25年までの振替休日は何時間ありましたかについての質問です。社会教育系の月の振替休日は何時間ありますか。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休憩（15時04分）

~~~~~

再開（15時04分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 社会教育系の担当者ですけど、月何時間の超勤ですか、残業ですか、がありますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

直接、社会教育係ということは、要するに個人を特定することになりますので、何時間とかは言えません。ただ、2名の方が現在、いわゆる振替ですか。振替未行使の方が2人おられます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 労働基準法についてお伺いします。労働基準法では1日何時間、週何時間、月何時間まで認められていますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

労働基準法で勤務時間というのは、月40時間、1日8時間ということになっております。超勤については36協定の中で、これは労働基準法36条の中で、協定の中で決めていくということになります。公務員労働者については、労働基準法33条の3項の中に、公務のため、臨時に必要な場合において、第1項の規定にかかわらず、官公署の事業に従事する国家公務員及び地方公務員については、労働時間の延長をし、または休日に労働させることができるとなっておりますので、それに基づいて勤務時間・休暇についての規則の中で、勤務時間の延長は設定しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 過労死や過労自殺を防ぐ、過労死など防止対策推進法が平成26年11月1日に施行されました。過労死は、長時間労働など、仕事による過労やストレスの原因となり、くも膜下出血や心筋梗塞といった脳、心臓疾患などを発生し死亡することです。それから、長時間労働させて、精神疾患で自殺する場合は、過労自殺とあります。過労自殺や過労死を防ぐための対策はどうなっていますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

勤務時間、休暇に関する規則の10条の中に、任命権者が条例8条第2項の規定に基づき、正規の勤務時間以外の時間において、職員に勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならないということになっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 11月1日に、この過労死防止法の法律が制定されています。この過労死を理由とした労災申請があった場合には、企業に対し、労働基準監督が指導をするということになっていきます。そういうことで、ぜひ、そういうことが起きないように、過労死、それか

ら過労自殺のマニュアルとか、対策をぜひやってください。

次に、現在、職員定数の条例は何名ですか。それと、現在、職員数は何名いますか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

職員の定数条例138名。これは平成14年4月1日の定数条例となっております。現在は118名となっております。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 現在、生涯学習課は1人職員が欠員して、今、課長が兼務で頑張っています。職員定数のほうも足りないと思いますので、ぜひ配置してください。

それから、さっきの過労死、過労自殺になってからは取り返しのつかないことになります。働く人の命を守るためには、サービス残業の多い社会教育係、それから社会体育係は職員をふやすか臨時職員をふやす考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

職員の増と臨時職員の増ということですが、やはり担当課として、それなりの職員増、臨時職員が多いほどいいと思います。当局に要求はしていきたいと思います。ただ、何回も言うように、定数というのがありまして、当然、生涯学習係が1人ふえれば、ほかの課が1人減るということになります。しっかりそれは上部と協議して進めたいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 先ほど総務課長からありましたけど、意見の違いかわからないんですけど、労働基準法で1カ月に許される残業時間の上限は45時間です。どんな協定を結んでも、これをオーバーしてはいけませんとあります。これも先ほど36協定の中の資料の中に入っています。どのような協定を結んでもオーバーしてはいけませんとあります。職員あつての村政で

すので、ぜひ職員の健康管理には十分気をつけてやってください。

次、各種団体の組織強化を図るために質問します。吉の浦総合スポーツクラブ、仲真顧問は、70歳まで若い人の人材育成に九州全国研修に参加させるために、毎年、5万円の給付をやるそうです。社会教育の県外研修は必要です。県外研修を通しながら社会教育の実務を学びます。県外の社会教育研修をさせる考えはないですか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 質問にお答えします。

やはり視野を広めるという意味では、県内研修もさておいて、県外研修もあるべきだと私は思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 先ほど課長からありました各種団体の低迷にはさまざまな原因があると思います。各種団体の強化を図るためには、やはり人です、人が人をつくります。そういうことで、欠員とか、足りないところには、職員を配置して、やってもらいたいと思います。それから、研修して人は学びますので、沖縄での研修もいいんですけど、モデル地域の県外を見ることによって社会教育の実務が図られる。そうすることによって、各種団体の強化が図られるので、ぜひ県外視察研修も取り入れてください。

次に大枠4の です。大人広場のテント修繕について質問します。野球場の安里地区のテントの支柱のさびがひどく、現在、危険な状態です。予算が伴いますので、予算がつくまで応急処置をする考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

早速、現場を調査しましたら、少し危険な状態が1カ所ありますので。なるべく早目に応急

処置で対応していきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、生涯学習課長から答弁がありましたように、人夫のおじさんたちが、専門でやっていますので、連携をとりながら、危険を感じますので、応急処置でやってください。

次に です。陸上競技場のナイター設備について質問します。現在、午後5時から6時15分ごろまで、中城中学校の陸上部の生徒たちが走っています。小学生の生徒たちも練習をやっています。12月から3月まで、午後5時45分からは暗くなります。走っていて、暗くて接触して転んだら、骨折する危険性があります。1カ月前にも午後6時30分ごろ、荻堂さんという車いすの自転車を乗っているかたが車いすの練習をしにきたんですけど、陸上競技場が暗くて、障害者の人も危険性を感じています。予算が伴いますけど、大型工事ではないです。生徒たちや障害者が練習できるナイター設備、そういう考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

前回もありました。さすがにグラウンド全部、一斉にナイター設備をやるとなると、多額な金が必要になると思います。現在、夕暮れから7時までの間、その間、修繕等の対応で、もし一、二基ぐらいの水銀灯が設置できれば、それも予算化して、どうにか子供たちのその時間帯に対応したいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 ただいま生涯学習課長からありましたように、大型の工事ではなくていいと思います。例えば陸上競技場の管理棟があります。管理棟の上に水銀灯がありますので、そこに100メートルのスタート、それからゴール地、それからテニスコートがあります。テニスコートの水銀灯があります。その上に水銀

灯を設置したら、第2コーナー、それから第3コーナーも明るいと思います。予算が伴いますので、私としては危険性を感じていますので、大型の工事ではなくて構いませんので、そういった障害者の人たちが利用しますので、そういったところもぜひナイター整備をお願いいたします。駐車場のほうもちょっと暗いです。非常に暗くて子供たちが帰るときも事故が起きないか非常に心配です。そういった防犯のほうも図られると思いますので、12月は予算の計上時期でありますので、ぜひ調べて予算計上をお願いします。

次に です。ウォーキングコースを全天候型の整備について質問します。10月の一般質問で、私の質問に対して企業立地推進課長の答弁がちょっと聞きにくい部分がありましたので、再度質問します。ウォーキングコースを全天候型にしたら、サッカーのキャンプ誘致や全日本陸上チーム、実業団、大学、高校生の合宿がやりやすいと思いますが、どう思いますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 答弁いたします。

ウォーキングコースを整備すると、キャンプしやすくなるということですが、スポーツキャンプには1次キャンプ、2次キャンプがありまして、それぞれ体づくりや戦術等のキャンプをメニューに主に行っていると解釈しております。特に、選手におかれましては、体づくりの中で膝に負担のかからないような練習を気をつけてやっているように、去年のキャンプから見受けられております。今回、今のウォーキングコースはアスファルトを全天候型に変えるという施設整備ということになりますが、整備に伴ってスポーツキャンプで使用できるということになれば、よりキャンプを誘致できる、戦略に使えるのではないかと考えております。以上でござ

います。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 これも10月の一般質問で、私の質問の仕方が悪かったせいで、健康保険課長の答弁とかみ合わない部分がありましたので、再度質問します。ウォーキングコースを全天候型にすることによって、朝晩、高齢者の方々もふえて、高齢者の医療費も削減されると思いますが、どう思いますか。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

全天候型にすることで、高齢者の方々、高齢者という、やはり膝への負担などがあり、なかなかウォーキングなどをしていない方もいるかと思われそうですが、その部分で継続してウォーキングなどができるようになれば、その部分で医療費の削減にはつながると思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 国は高齢者が介護なしで自立して生活を送れるように、健康長寿延伸を目標に掲げています。文部科学省は国民がスポーツに参加することで、医療費を2兆9,000万円抑制できると試算しています。多くの村民がウォーキングや運動をしたら、医療費の抑制につながると思います。大型の事業ですので、将来的に一年後か二年後か先に、ウォーキングコースをぜひ全天候型にしてください。そうすることによって、キャンプ誘致にもつながり、医療費の削減にもなる。もっと大切なものは、ここに村民が集まって憩いの場になると思うんです。そういうことで、ぜひ、これは大型の事業ですので、すぐにはできませんので、将来的にはそういったビジョンを持ってやってください。

次に のほうに行きます。吉の浦公園を村民が憩える施設にするためのビジョンについて質問をします。子供からお年寄りまで憩える村づ

くりをするために、吉の浦公園の施設を拠点に、村民一人一人が日常生活の中で生涯にわたり積極的にスポーツに親しみ、いろいろなスポーツを楽しみながら体力の向上、健康増進に努め、生きがいのある生活が営まれるためには、中城村スポーツ推進基本構想を策定する考えはないでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。
生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。
これからという、皆さんにお叱りを受けるかもしれませんけれども、スポーツに関して、私もまだ勉強不足が多々あると思います。先輩方の意見を聞きながら、しっかりアドバイスを受けながら、いずれこの計画は進めていきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今、課長1人で社会教育係の業務、それから社会体育業務と大変な仕事を抱えて頑張っていることに敬意を申し上げます。施設をつくったら人材育成で連動で政策を進めなければなりません。11月22日、23日に開催された中城城跡プロジェクトマップングには、約1万5,000名の来場がありました。施設整備をしたら人が集まる。これこそ、すばらしい事業です。村長を初め、職員の皆さんもすばらしい感動を与えてくれたことに、御苦労さまでしたということをお願いしたいと思います。

次に、大枠5の です、平成26年度の中学校の夏季大会の結果と、 の学校における部活動の効果について、関連しますので一括で質問します。県大会に行く部活動が少ないと、学校が荒れます。最近、11月に生徒たちが飲酒をしています。それで12月には、学校車が壊されて、学校に警察が来ています。そういうことで、今回、何名余りの先生が異動しますか。そして、どういう先生方を中城中学校には配置する考えでしょうか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

幾つかありましたが、まず、中体連の結果等は中頭は39校ありまして、その中でかなりの成果を上げてきているのかなと思っています。あと、この問題行動との部活動の関係ですが、両方ともいろいろな要因が関連していますので、部活動の結果に関しても、あと、問題行動に関してもいろいろな要因が関係しています。この2つが簡単に相関関係があるとは言い切れない部分もありますが、ただ、両方とも、先ほど話をしましたように、部活動に関しても子供たちの健全な育成に関しては、かなり効果があり、また期待できるものでありますので、その辺は委員会としても奨励はしていきたいと。それとともに、いろいろな問題行動が起きていることも事実です。それに関しては、私たち教育委員会、学校が連携をとりながら、また地域、関係団体、警察等も含めて、それらの問題行動の解決に関して努力していきたいなと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 現在、西原中学校の校長先生、比嘉良治先生が中城中学校に来てから非常に荒れた学校がよくなりました。中城中学校も0点という歴史的な結果になりました。そのときには非常に学校が荒れた状態でした。こんな感じで、部活動専門の先生方が来ることによって、学校もよくなります。教育長には、11月は人事異動の時期でありますので、部活動の専門知識、それから、生徒指導がうまい先生をぜひ配置していただきますよう、努力してください。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

既に第1次の人事に関しては、ヒアリングは終わりました。中城中学校については要望を出

しております。生徒指導のできる方、体育指導を強化するという意味で、中頭教育事務所には要望しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 私は、指導は子供たちを変えたいと思います。指導は人を変える、指導は学校を変える、指導は中城村を変えたいと思いますので、ぜひ、すばらしい先生方を配置してください。

最後に、2020年東京オリンピックに参加させるビジョンについて質問します。中城中学校の部活動を強化することは、2020年の東京オリンピックの選手の育成につながると思います。現在、野球では高校生、仲村将己君、沖尚におります。彼が去年、甲子園で活躍をしています。大学では多和田真三郎君、岩手の福祉大学におります。彼は今、プロ野球から注目を浴びています。こういうことで、中城村出身の高校生、大学生を56年ぶりに開催される東京オリンピックに参加させる構想とか、そういったビジョンがないかなと思って、そういうことで。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

村教育委員会が高校生や大学生に直接指導を助言することはありません。しかし、オリンピック参加へのビジョンはありませんが、オリンピックの東京開催を大変喜んでおります。東京オリンピック大会時には、現在の中学生自身の体力や運動能力が充実する時期にあります。そういった意味で、中学生の年代が主力選手になる可能性が大と考えております。中学校時代に培った基礎的な運動能力が発揮され、オリンピックに夢をさせ、出場できることを大いに期待を持っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 東京オリンピックについては9月定例のときにも述べましたけれども、ビジョンは1964年に東京オリンピックで日本が

変わった。2020年は世界を変えようです。スポーツには世界と未来を変える力があります。村長は、よく中城村を変えるすばらしい夢の話をしています。中城村から初のオリンピックに参加させる夢のような話ですけど、取り組む価値はあると思いますが、どう思いますか。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

オリンピック選手が出るというのは、本当に夢ですし、ただ、中城村は素地は持っていると思っております。本当にポテンシャルの高い子供たちや、その環境があると思っておりますので、何といいましても、中城村は4名しかいない関取、6名しかいない世界チャンピオンを生んだところでございますので、そういういろいろな意味でスポーツ、必ずその素地を生かして東京オリンピック、どういう形で支援できるかは、ここで明言することは非常に難しいですけれども、何らかの形で我々も手を携えてできるのであればいいかと、本当に心から思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣貞則議員。

6番 新垣貞則議員 今まで、誰もができなかったことをやるわけですから、ぜひ、浜田村長のやる気を期待して、私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で6番 新垣貞則議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（15時33分）

平成26年第8回中城村議会定例会（第6日目）

招集年月日	平成26年12月5日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成26年12月10日（午前10時00分）		
	散会	平成26年12月10日（午後2時36分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	石原昌雄	9番	新垣徳正
	2番	外間博則	10番	安里ヨシ子
	3番	大城常良	11番	新垣光栄
	4番	欠席	12番	新垣博正
	5番	仲松正敏	13番	仲座勇
	6番	新垣貞則	14番	新垣善功
	7番	金城章	15番	宮城重夫
	8番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員	4番	屋良清		
会議録署名議員	6番	新垣貞則	7番	金城章
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	新垣親裕	上下水道課長	仲村盛和
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	新垣一弘
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	伊波正明
	健康保険課長	比嘉健治		

議事日程第4号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に5番 仲松正敏議員の一般質問を許します。

5番 仲松正敏議員 皆さん、おはようございます。それでは通告書に従いまして一般質問を行います。

まず大枠の1番、子ども医療費助成制度について。県内の市町村の子ども医療費助成制度は助成の対象年齢を拡大している市町村が多く見られます。本村の子ども医療費助成制度について。自動償還払いは県内のすべての市町村で導入されているか。

次に大枠の2番、高齢者福祉について。高齢者介護の状況やその変化の対応に対して、村ではどのような体制で介護保険事業を行っているか。住宅介護と施設介護について。住宅改修費支給について。

以上、簡潔な答弁をよろしく願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、仲松正敏議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては健康保険課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては福祉課のほうでお答えをいたします。

私のほうで、大枠1番の子ども医療費の件でございますが、御承知のとおり、本村、特に私の公約の1番目であります。子育て支援の一環といたしまして、その医療費の問題にも取り組んでまいりました。私も中城村は沖縄県の制度に先んじていろいろ拡充も図ってきているところでございます。詳細については担当課から答弁させていただきますけれども、これからも

特に子供たちの部分、子育て世帯、子育て世代への支援はしっかりとまた充実をして拡充をしていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。健康保険課長 比嘉健治 それでは、仲松正敏議員の大枠1及び についてお答えします。

本村の医療費助成制度は通院については、0歳から就学前までを助成しております。入院については、0歳から中学校卒業までを対象とする制度となっております。自動償還払いについては中城村を含め現在28市町村が実施しています。13市町村が未実施の状態となっておりますが、未実施の町村の多くは離島及び北部の町村となっております。以上です。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

大枠2番の中城村では、高齢者の皆さんが安心して生活できるように、介護予防事業、昼食の配食サービス、緊急通報システム、福祉電話の設置、紙オムツの支給を行っています。

よく利用されているサービスについて、住宅介護では訪問介護、福祉用具の購入、住宅改修があります。また、施設介護ではデイサービス、ショートステイが多く利用されています。

住宅改修工事については、トイレ、お風呂の手すりの取り付け、段差の解消、洋式トイレの取りかえ等が対象となります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは、順を追って再質問をしたいと思います。

まず大枠1番の から。子ども医療費助成制度とは、子供の医療費の一部を助成することにより、子供の健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とし、子ども医療費助成制度が実施されていると思っておりますが、その制度について質問をいくらかしていきたいと思っております。医療費の助成を受けるには受給資格

者証が必要と思うが、受給資格者証の交付を受けるための手続はどうなっていますか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

まず、出生または転入などにより、受給者の資格が発生しますが、その場合、住民生活課において届出をします。その後、健康保険課の窓口案内していただき、手続の後の資格証の発行になります。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは、資格証の交付はどのぐらいの日数で受け取るということが出来るかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 資格証の交付については、5分程度で発行になります。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 子ども医療費助成制度は病院の診療以外にも助成の対象になるものがあるのかどうかお聞きいたします。お願いします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

病院の診療以外に医師の診断による補装具、また薬局などの処方、その部分については対象となります。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 少し、自己負担についてお伺いしたいんですけども、通院、入院に係る所得制限、自己負担はどうなっているかお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 所得制限については現在設けておりません。ただし、通院のみであります。3歳から就学前の部分については、1カ月1,000円の自己負担をしていただい

ります。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 今、自己負担が1,000円という答弁がありましたけれども、その規定とか条例とかがあるんですか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

県の基準のほうにその制度がありまして、それに準じ村の条例を採用しております。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 助成金は申請してからどのぐらいの期間で振り込まれるか、その辺をお伺いします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

現在、自動償還も始まっていますが、窓口申請もあります。その2つとも2カ月後の支払いになります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 2カ月後の支払いとなりますと、かなり時間がかかりすぎだと思えますけれども、そのわけをお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

窓口の場合は、診療月の翌月の申請。自動償還の場合は、病院における診療翌月に国保連合会にそのデータが行きますので、その後集計をして、翌月ということで2カ月をまたがないとデータの集計等ができないということで、2カ月かかるということになります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 次に の領収書の発行についてお伺いします。

自動償還払い該当する患者には領収書を発行しなくてもよいか、ちょっとお聞きします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 お答えします。
領収書については、自己負担を支払ったことへの領収となりますので、その分については、自動償還ということであっても発行になります。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 自動償還払いの患者にも領収書を発行するという説明がありましたけれども、村役場に患者が当該領収書を提出した場合には、この領収書が自動償還払いで扱われた部分かどうかがわからなくなってしまうので、領収書発行時点で、自動償還払い済みとか領収書に記載が必要だと思われませんが、それがないと、窓口へ申請した場合に二重払いとならないかお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

議員のおっしゃるとおり、窓口はその領収書を持ってきた場合、何もなければやはり二重払いになるかと思われるんですが、現在、その領収書に自動償還払い済みなどという押印しております。ただし、それが抜ける、病院のほうで押印忘れもありますので、その点についても村のシステムのほうで再度の確認もできますので、二重払いになることはありません。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 県内の子ども医療費制度は助成の年齢拡大傾向にあると思います。県内の状況は、県基準の通院が3歳、入院が中学校までとしているが、那覇市を含む14市町村では県基準に沿って助成しているが、通院4歳が沖縄市、通院を就学前が中城村を初めとする11市町村、通院・入院とも中学校までが宜野座村を初め10市町村であります。通院・入院とも高校卒業までが国頭村と多良間村。私なりに調べてみたんですが、県内では助成の拡大傾向にあ

ると感じているが、課長はこの助成の拡大傾向についてどのような考えを持っているか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 それではお答えします。

議員おっしゃるとおり、各市町村とも年々拡大をしている状況であります。やはり子どもの保健の向上、健やかな育成などということと、また経済的負担の軽減による子育て支援の一つとして拡大していっていると考えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは村長にお伺いしたいんですけども、子ども医療費助成制度について村の見解をお聞きしますけれども、ほとんどの市町村がこの医療費助成制度に対して、通院・入院は中学校卒業までという傾向にあると思いますが、お隣の西原町においては、通院・入院とも高校卒業までの助成を広げていると。本村も助成の年齢対象の拡大ができないか。いろいろ財政上の問題とかあると思いますが、村長の考えをその辺のところお聞きかせたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、医療費の問題は非常に財政も伴った部分で、我々の判断もどうやって判断をすればいいかというのは、これからももちろん検討していきますけれども、今回は医療費の御質問ではございますが、先ほど冒頭でお話ししました、私どもは子育て支援全体を一つの枠として考えて支援策を行っております。医療費だけではなくて保育料の軽減だとか、給食費の軽減だとか、全ての子育て支援の一環で医療費の助成も行ってまいりました。そういう意味では、先ほどお話ししましたけれども、他市町村や県に先んじているいろいろな政策を打ってき

たつもりではございますが、傾向として議員のおっしゃるような傾向になりつつあるものも勘案しながら、子育て支援全体として今年度はどういう支援をしていこうか、財政とのもちろん絡みと、それと需要先の優先度を考えたときに、ことしはこの保育料の部分をやっけいこうだとか、医療費の部分をやっけいこうだとか、そういうものを全部勘案して判断をしていきたいと思っておりますので、傾向としては今議員がおっしゃるように、中学校卒業まで全て通院・入院無料化というものの傾向になりつつありますので、それはしっかり優先事項の上位に捉えてこれから判断をしていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 どうもありがとうございます。ぜひ、今の答弁で、その方向性を持っていただければ幸いです。

子ども医療費助成制度の拡大をすることによって、若い親の子育てを支援し、少子化対策についても同制度は目的の一つであると思われます。子ども医療費助成制度を拡大した自治体に多くの若い親が移り住み、この前娘とも話したんですけれども、今子供が3歳と1歳未満ですけれども、やはり自分たちでいろいろインターネットで調べて、どこがそういう制度がいいのかというのを考えて、じゃあどこに行こうかと、そういう話をしていたものですからちょっとお話ししますけれども、人口増加にもつながり、そのことによっていろいろな産業を生み、雇用増加にもつながり、税収も上がり自治体発展にもつながると私は思いますが、しかし一方では、助成を拡大することによって同制度が各自治体に与える影響は大きく、年々自治体間の政策競争が激化してきており、財政力指数の低下、自治体の中にも高水準の助成を実施しているところがあるようであります。同制度の予算に関しては国からの補助金が一切受ける

ことができないため、そのような自治体ではほかの政策分野の予算を切り詰めて同制度に予算を工面していると推測されます。1970年ごろに導入された老人医療費無料化というのがありましたけれども、1980年代には財政上の理由で廃止されたように、同制度が国及び自治体財政に与えるインパクトは大きく、とりわけ住民や健康にかかわる判断をし、課題や問題点を把握し、問題があるとすればどのように改善すべきなのか、検討する必要もあると思われます。これまでの私の質問で、子ども医療費助成制度の拡大ができないとか、お聞きしながら、財政の悪化になると大変厳しい選択を迫られる将来が来ると思われま。村長には中城村に住んでみたいと思われる行政運営を的確に判断してもらい、頑張ってくださいと思います。

続きまして、大卒の2番について質問を行いたいと思います。高齢者介護の状況やその変化に対応して介護保険サービスを中核としつつも、医療を初めとしたさまざまな支援、さらにはボランティア等の活動も含めて、地域の資源、自助、共助、公助を統合し、住民生活全般にわたり切れ目なく提供される地域包括ケアが全国的に推奨されていますが、中城村ではどのような体制で介護保険事業を行っているか。介護予防事業についてお伺いしたいと思います。

それでは介護予防事業の目的と介護予防事業の主な事業はどういった事業を行っているか、この2点お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

介護予防事業の目的は高齢者の心身の状態の悪化や生活機能の低下を防ぎ、要支援、要介護にならないようにすることと、要介護状態の場合はそれ以上悪化しないことを目的として行っています。主な事業としては、一般高齢者介護予防事業、特定高齢者把握事業、特定高齢者介護予防事業を行っています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 今、3つの事業が行われているということですが、まず1つ目の一般高齢者介護予防事業の中のとよむ貯筋事業も含まれていますね。それからとよむ貯筋フォロー事業、その内容をお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

とよむ貯筋事業は、転倒予防の筋トレ、ストレッチを初めとする運動、栄養やその他健康に関する講話等を取り組んでいます。また、各自治会の公民館で行っており、その公民館に出向くことで近所の方々と地域の方々とお話をすることによって認知症予防の対策にもなっていると思います。

とよむ貯筋フォロー事業としましては、各公民館でとよむ貯筋事業を終了した方々から継続してほしいという要望がありますので、その方々を毎週水曜日、吉の浦会館に集めてフォロー事業を行っています。内容としましては、とよむ貯筋事業とほぼ一緒の内容であります。講師の先生は、各公民館の先生方とは違いますので、少し違った運動を取り入れています。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 公民館でのこのとよむ貯筋のストレッチとかそういう、北浜も終了して、その評判は大変よかったということで継続のほうをよろしく願います。

次、2つ目の特定高齢者把握事業とはどういったものか、願います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 特定高齢者把握事業とは、65歳以上の方々を対象にした、先ほど述べましたとよむ貯筋事業、その他の機会に調査した介護予防基本チェックリストの結果を踏まえ選定し、高齢者の把握に努めています。以上です。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは3つ目の特定高齢者介護予防事業についての事業内容と、それから成果と対象者への連絡方法とかをお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 先ほど述べました介護予防基本チェックリストにより選定した高齢者の方々を訪問及び電話等で参加を呼びかけしています。事業としましては二次予防、名称が「ちゃーがんじゅう教室」として事業を行っています。内容としましては、一次予防事業より無理なく優しくできるように事業を行っています。平成26年10月から二次予防を開始しているため、現在その成果はまだ把握していません。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 のほうは、私なりにさっきの答弁で理解したと思っておりますので、省いて のほう、住宅改修費支給についてお伺いします。

配食サービスの対象者はどういった方々か、また配食サービス業者はどこに委託して、また夏場に多い食中毒に対しての衛生面の対策はどういうふうになされているか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

中城村に住所を有し、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯及び心身の故障、疾病等の理由により、食事の調理が困難である方々が対象となります。配食サービスは祝祭日、年末年始を除き月曜日から金曜日まで週5回を配食しています。委託先が3カ所ありまして、株式会社JCC、有限会社パーソナルフードサービス、生活協同組合の3カ所に委託しています。衛生管理面では食事が冷めないような容器で配達しており、また密封されておりますので、衛生面に関しては十分気をつけています。夏場に関しましては、配達時に早く召し上がるように

ということで声かけを行っています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは次に、緊急通報システムの対象者はどういった方々が対象者か、そこもお聞きいたします。よろしく申し上げます。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

65歳以上の虚弱な単身高齢者、また高齢者のみ世帯でどちらかが虚弱な場合、独居の重度障害で原則として所得税が非課税世帯の方々が対象となります。急病、事故等の緊急時に迅速に対応できるようにシステムを設置しています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 次に、要援護者の紙オムツ等の給付を社会福祉協議会に今委託されているわけですが、その理由と目的をお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

紙オムツ等の支給は、要援護者の家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図り、要援護者の福祉の増進を目的としております。地域福祉活動推進の役割と目的を挙げる社会福祉協議会に事業を委託することで、スムーズに給付サービスにつながっていると思います。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは、次に住宅改修費支給についてお伺いいたします。

中城村では住宅改修工事は平成26年度は何件あったか。また、利用限度額は幾らか、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

平成25年度の実績として約50件、約600万円の住宅改修工事がありました。利用限度額は20万円で1割負担となります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 平成25年度は今の答弁で、住宅改修が50件あったということですが、それではその改修費を100%、20万円使い切っているのか。それとも残しているのか。その辺のところをお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 改修する箇所によっても違いますが、20万円一度に使い切る方もいれば、その限度内で何回かに分けて改修する方もいらっしゃいます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 一度改修した後、また改修ができるかお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

限度額20万円以内であれば何回も活用できます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 実は、この改修に関しては私も一度お世話になったことがあるんです。大変な時期でしたけれども、それで次またあるかどうかわからないので、それでお聞きしています。

それでは、利用者の要件はどうなっているか、お願いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 介護認定の要支援1から要介護5の認定の方が対象となります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 介護予防住宅改修業務についてですが、住宅改修をする登録事業所は本村に何件あるか、お願いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

中頭人材センター、アベックスプラン、シグマ沖縄、3カ所があります。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 住宅改修費の支給の仕

組みというか、支給方法についてですが、償還払いの方式で支払われているようではありますが、つまり改修費を全額自分で払って、残りの1割を引いた9割をまた払い戻しを受けるんですが、約2カ月ぐらいかかるんですね。とてもこれは私が思うには、この委託払いと言いますが、最初に役場のほうで立てかえるということではできないか。入院してから入院費を払って、なおかつまた住宅改修費を払うということになると、貯蓄や生活にゆとりのある人たちはそれで、その制度でいいかもしれないけれども、日々の生活がいっぱいいっぱいの生活をされている方々が、多数を占めていると思うんです。ですから、やっぱり今の償還払いは利用者にとっては大変厳しいものがあって、利用者の償還払いは受領印払いできないか、その辺をお伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。
福祉課長 仲松範三 お答えします。

平成26年12月1日から介護広域連合も受任医療払いの制度を実施することが決定しました。介護広域で登録されている事業者であれば、その制度を活用できます。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 次に、認知症の介護支援について、医療介護生活支援サービスを連携としたネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援が重要とされていますが、本村の状況は、お伺いいたします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 現在、実施しておりません。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 実施がないということですが、このネットワークの形成は大変重要でありますので、そのほう、検討できるようにお願いします。

次に、認知症への支援対策はどうなっていますか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

認知症初期集中支援チームとしましては、専門職2名以上、専門医1名の計3名以上で編成されることとされていますので、1市町村では確保は困難と考えています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 各市町村には、認知症初期集中支援チームが立ち上げられていると。地域ネットワークがつかれないか、その辺のところもお伺いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

中部市町村で調査した結果、まだ皆さん準備中という回答でありました。中城村においても8町村会議で連携をとりながら、中部広域で立ち上げていきたいと考えています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 次に、村内の社会福祉法人等介護保険サービス、事業者の現状はどうなっているかお聞きします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

通所系サービスが12事業所、訪問系サービス事業所が6事業所、介護保険施設が老人保健福祉施設が1事業所、介護老人保健施設が2事業所、グループホームが2事業所、村内にはありません。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 村内での平成25年12月現在、入所待機者は何人いるかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

介護老人福祉施設いなほ会の春華園で村内外約200名の待機者、いなほ会の信成苑で10名、守礼の会の中城苑で10名の待機者がいるという情報を聞いています。

議長 與那覇朝輝 仲松正敏議員。

5番 仲松正敏議員 それでは最後になりますけれども私の考えとして、今後急速に高齢化が進み、やがて1人の若者が1人の高齢者を支えるという厳しい社会が訪れると思います。介護予防事業の今後課題として介護予防につながる活動に取り組み、増加の必要性。市町村他部門や民間企業、NPO等を巻き込んだ介護予防の環境整備、ニーズに合った総合的な支援の実施。そういったことが介護予防事業の課題かと思われれます。本村でもこれから訪れる高齢者社会に対し、今までの介護予防事業の問題点や課題を的確に把握し、将来において高齢者の介護予防事業を充実させ、高齢者が安心して暮らしていける村づくりに行政のほうも頑張っていたきたいと思いますので、よろしく願います。

これで、私の一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で5番 仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(10時47分)

~~~~~

再開(11時00分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

続いて10番 安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

10番 安里ヨシ子議員 皆さん、お疲れさまです。それでは、日本共産党を代表して一般質問を行います。共産党は1人ですので、代表として私は責任を果たすために来ていますので、頑張ります。

東西横断道路について質問をいたします。

国道329号から上地区に上っていく道路は交通悪化が懸念されていますが、村としての基本的な考えをお聞きします。国道329号から上地区、特に南上原への道路は村民のニーズが非常に高いものがあります。村としての必要性をどのように考えておられますか、伺います。

横断道路は、公園線(県道146号線) 村道奥間・南上原線、県道35号線の3本ありますが、それで十分だとお考えでしょうか。新しい道路の建設について、どのような考え方をお持ちですか、伺います。県のほうへ横断道路の件でお伺いを立てたこともありますか。以上について御答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、安里ヨシ子議員の御質問にお答えいたします。

御質問の東西横断道路については、全て都市建設課のほうでお答えをさせていただきますが、議員も御承知のとおり、中城村内だけで考えますと上地区と下地区の高低差、中部全体で考えますと、その高低差プラス普天間飛行場そして嘉手納飛行場、横断道路という意味で、東西道路ということで考えますと、弊害になるものが幾つかあるのは御承知のとおりだと思います。私どもとしましても、沖縄県、そして総合事務局、国も含めて、常にこの問題については取り組んでいるところでありますけれども、今の弊害の解決がなかなか進まないというのが現実であります。ただ、計画自体はその返還、例えば基地の返還などを想定とした道路計画とか、そういうものは全て準備はされているようでございますけれども、それに向けて私どもとしても事あるごとに要請などを行っていきつものでございますし、またこれまでも行ってまいりました。これからもめげずに頑張っていきたいと思っております。

詳細につきましては、都市建設課のほうでお答えさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 では、お答えします。

大枠1、東西横断道路について、から についてお答えします。 について、村道奥間南上原線の利用者が多く、村としても重要な幹線

道路として認識しています。

について、基本的には国道329号から上地区の幹線道路については、御指摘のありました3路線と県道146号線から分岐して、ウフクビリ線と大瀬線が宜野湾市方面へ横断していますが、不便を来している状況であり、十分な道路網でないことは理解はしています。

について、新規道路建設に当たっては、国道、県道、村道等の有機的な連結を図り、それぞれの道路機能を高め合うような広域道路網体系を確立して、道路の必要性、利便性、交通量、地元の要望等を踏まえて計画をしています。

について、沖縄総合事務局開発建設部と毎年中部市町村会との行政懇談会で要請を行っています。また、沖縄県においても土木建築部と中部市町村との行政懇談会で要請を行っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 南上原には琉大附属小学校、南小学校、保育園とか、公共施設のほかにサンエー、ユニオン、そして今病院なども建設をされています。そして、その他の企業の進出は大変目覚ましいものがありますけれども、南上原に行くのに国道329号からのアクセス道路は村道奥間・南上原線、その1本しかないということで、住民は大変不便を強いられています。道路幅も狭く、勾配も大変きついということもありますし、道路壁のほうに亀裂が生じていて、大変危険じゃないかと思っております。住民からもそういった話がよく出てきます。この村道の真ん中辺で事故でも起こったら、大パニックが起こることが予想されます、その重要なこの路線と認識なされて、その事故が起こった場合を予想しての具体的な計画などがありますか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

奥間・南上原線については、上のほうでは土

地区画整理事業で2車線整備をし、往来しています。下のほうを4車線で計画しても、上のほうでは2車線の機能しかないものですから、今のところは土地地区画整理事業完了後、今の奥間・南上原線がどうなっているかについて検討する必要はあろうかと思っています。今の段階では、交通事故が起こった場合、迂回する道路はないです。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 この道路の問題は、十数年も前からその要請が出されていると思います。特に、和宇慶、北浜、南浜地区の低地帯の部分に住んでいる方々、それだけじゃなくして、ほかの住民からもその保育園に送り迎えするのに、1時間ぐらいかかったという人もいて、どうしてもこの迂回道路。国道329号から。それがあと1本は絶対欲しいなど。それで、本当に村としてそろそろ実施計画があってもいいじゃないかと考えておりますけれども、それについてはどのように。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

その横断道路については、現在、沖縄振興計画の中の沖縄21世紀ビジョン、これは2012年公表し、2030年をめどに行う計画ですけれども、その中で中南部都市圏駐留軍用地跡地利用構想計画と、普天間飛行場跡地利用計画方針策定調査報告書が平成23年に出ていますけれども、その中でも今の横断道路がはっきり明記されていて、大山交差点から津覇まで約5キロ、トンネルも併用しながらの構想があります。それに向けて、村としては、国のほうに毎年要請やっていますけれども、宜野湾横断道路の前倒し実施についてということで要請して、普天間基地が返還しない前にもこの事業を要請は毎年やっています。その辺を繰り返し要請していけば、前倒し発注が可能じゃないかと思っていますので、その辺を検討しています。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 村長の御答弁を聞いて懸念するのは、やはり普天間飛行場とかそういったものの関連づけた場合に、もういつになるかわからないと思います。いつ返還されるのかもわかりませんので、その道路の完成がちょっとほど遠いのかなと思ったりはしますけれども、ただいまの都市建設課長のお話では希望も見えてくるんですけれども、これは引き続き要請をしていって、住民のニーズが非常に高いものがあるわけですので、ぜひお願いしたいと思います。

奥間から南上原線が大変勾配がきついですけれども、それを私は道路については詳しいことはよくわかりませんが、一般の人に聞いたら、勾配が高いので、この道路の基準に適しているかどうか聞いたことはありますかと言われました。ただ、この前、軽自動車以南上原から奥間におりてくるときに、この前、非常に風が強い日がありましたよね。そのときに風で後ろに飛ばされるような感じがしたということでしたので、それについて、道路基準に適しているか、それをお願いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

道路建設する場合は、道路構造令にのっとってやらないと補助事業も該当しなくなりますので、今の奥間・南上原線については、勾配等は十分道路構造令に適して今の道路ができ上がっています。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 公共施設や商業地域として大変目覚ましいものがありながら、道路事情が悪いということで、銀行へ行くにも西原のほうに行こうとか、サンエーに行くにも西原のほうに行ったほうがいいのかという、そういう話がありますので、糸蒲公園は大変子育て中の人たちや、高齢者の方たちが憩える場と

して、集えるというか、そういう場所だと思っております。そういったすばらしいものがありながら、やはり交通渋滞を考えるとほかのところに行こうかみたいな感じになってしまいますので、早急にこの東西道路が完成し、地域住民の生活及び交通の利便性の向上を目指してほしいと思いますけれども、実現性のめどはあります。お願いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の実現可能ですかという質問ですけれども、いずれにしろ、うちのほうは毎年総合事務局、国のほうとも国道329バイパスも含めて要請をし、調査まで早目に持っていきたく願っていますので、この辺は村長を初め、国会議員の県選出の先生方にも要請しお願いをしながら、前倒し発注ができないかということで、要請をしているところです。

それと、きのうも金城 章議員にも言ったんですけれども、平成28年度から国道329号、奥間・南上原線の交差点の改良を始めますので、この辺の右折だまりができれば、朝夕もスムーズにいくんじゃないかと。昼間はそこまで交通量というのは奥間・南上原線はないものですから、朝夕の右折だまりがありますので、その辺は解消されるかと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 ただいまの答弁で、総合事務局の開発建設、中部市町村会、そして県の土木建築部、中部市町村との行政懇談会で要請を行っているということですので、ぜひそれを進めてほしいと思っております。ずっとそういった交渉ができていくということでありますので、課長を初め村長にはもっと努力をしてほしいと思っております。

それから、この道の要請は和宇慶地区、北浜、南浜など低地帯の人たちからの要望もたくさんあります。地域住民からの要求もありますけれ

ども、避難道路としての計画とか、また、低地帯の住民からは避難道路の要請とかがあるか。地域の実情というのを調べたことはありますか。お願いします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

北浜、南浜、和宇慶からの避難道路の要請については、役場のほうには来ていませんけれども、平成25年の3月に策定した地域防災計画がありまして、その中に地震津波編第2章第8節の16ページに津波避難時避難経路図があります。その中に、例えば南浜、北浜で津波が発生したら、南浜、北浜のところはどここの道を使って避難してくださいというのは、これは各自治会長とも避難道路を確認しながらマップをつくっていますので、その辺を活用すればスムーズにいくんじゃないかと思っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 その和宇慶地区から南上原までの道路の建設がされると、避難道路にもなるのかなと私は考えております。その住民の方々からそういった要求がなされていないということですので、ぜひ、その避難道路としての説明、防災の計画はありますけれども、財源など大変厳しいものがあるかと思えますけれども、国道329号からの横断道路ができると中城村民はもちろん、この近隣住民の利便性が図られて、村の発展にも大きく寄与するものと考えておりますので、実現に向けて村行政は努力して頑張ってほしいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長 與那覇朝輝 以上で10番 安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩（11時19分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

続いて2番 外間博則議員の一般質問を許します。

2番 外間博則議員 こんにちは。今回の12月定例議会より、初の質問となります。大変、質問も重なると思いますけれども、この辺は御了解いただきまして、私の質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

早速ではございますが、通告書の順を追って、質問をさせていただきます。質問者、外間博則。大枠についてであります。大枠1 津覇の竈と竈屋についてであります。竈と竈屋が造られたのはいつの時期であるか。また造られた理由をお尋ねいたします。竈と竈屋が有形民俗文化財に指定したのはいつですか、お尋ねします。

竈屋の前広場の法面は盛土だけで大雨等で崩壊する恐れがあります。駐車場との境にブロック等を積む計画はありますか、お尋ねします。

大枠2 津覇地区における生活道路及び排水路の改善について、お伺いします。36番地近隣の法定外公共物（里道）については以前から住民の方から改善の必要があると要望がございましたので、お尋ねいたします。また、計画がどうなっているかもお尋ねいたします。続きまして、36番地下の寺原一帯の排水路の改善はどうなっているか、お尋ねします。グレースタウン（津覇339番地）裏の排水路の土砂が堆積しており、悪臭がするとの苦情が以前から住民のほうからございますが、その対策はどうなるか、お尋ねします。

大枠3でございます。災害対策についてであります。避難道路の維持管理はどうなっているか、お尋ねいたします。よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは外間博則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番、大枠3番につきましては、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは大枠3番の災害対策、これは避難道路の件でございますけれども、当然のことながら避難道路の維持管理にはしっかりと努めてまいりたいと思っております。地域住民の皆さん方の協力と、そして周知徹底もしっかりとやりながら努めさせていただきたいと思っております。詳細については、また都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 外間博則議員の御質問、大枠1の については生涯学習課長からお答えさせます。 について、津覇の竈屋と最初の竈が造られた明確な年代は不明であります。造られた理由といたしましては、竈は死者が出た場合、死者の出た家から集落内を通過して埋葬場、墓地まで遺体を運ぶ御輿的なもので、現代でいうと霊柩車に当たるものです。竈屋は普段、竈を収納していくための施設であります。 について、指定したのは竈屋とその土地（字有地）のみで、指定日は平成18年3月27日であります。現在ある竈は、平成10年10月につくりかえたもので、新しい物であるため文化財指定は行っておりません。それ以前の物も戦後に造られた物であるため指定はされておられません。以上です。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 外間議員の質問に対してお答えいたします。私のほうからは についてお答えします。 については、現在ある竈屋の敷地の駐車場ですか、トンブロックを積んで斜面地の確保はどうかという、これは質問であります。現在、この斜面地ですけれども、実情は里道の一部という形にはなっています。その中に里道が一応含まれておりますので、ど

うしても里道を生かさないとはいけません。法的な規制等を含めて調査して、整備の必要性も含めて、今後十分検討していきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

大枠2の から と、大枠3についてお答えします。

について、法定外公共物（里道）の整備等は受益者の負担により法定外公共物加工承認申請等の許可に沿って行っています。ただ今回の場所においては、集落内からの流末部分であり、法定外を利用して今年度で排水の土砂を取り除く作業を行うことから環境改善されます。

について、集中豪雨時での氾濫なのか、それとも維持管理で対処できるのか、さらに排水断面等が機能しているのか、現場を確認し、対処してまいります。

について、土地改良整備事業で整備を行っている排水ですが、現在、農林水産課で排水浚渫するために、排水に面する地主の同意作業をお願いしています。同意を得てから都市建設課のほうで対処してまいります。

大枠3の について、現在の管理については、日々雇用で管理していますが、今後の管理としては、避難道路の場所を確認する上からも、地域住民、学校関係者で村との連携を図りながら管理することを考えています。以上です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

2番 外間博則議員 大枠1、のほうですが、現在、答弁の中にもございましたけれども、不明と言いますけれども、推定でも構いませんけれども、いつ頃であるか推定で構いませんので答弁よろしくお祈りします。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

墓地の規制制限が1735年首里王府から令達されております。それによって門中や家単位で墓

がつくられるようになったことから18世紀中期と推測することができます。以上です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

2番 外間博則議員 大変答弁の中でもございましたけれども、18世紀からですから長い文化の歴史のある竈屋だと思います。1番については、よろしいと思います。

2番についてでありますけれども、文化指定を受けたのが平成18年とありますけれども、これは具体的には何件ほどですか、文化指定を受けている文化財は何箇所あるかお答えをいただきたいと思います。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

村内における有形民俗文化財として津覇の竈屋があります。それから有形文化財、これは建造物ですが、新垣の石橋がありまして、その2件であります。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

2番 外間博則議員 先ほど のほうで周囲に駐車場と近隣で面してまして、その面に関しては里道、その面を除いてと言いますか、建造物を確保していくためにも、トンプロック等でちゃんとやってほしいですけれども、その前に里道をこの敷地内には面しているんですけれども、その部分をどのように具体的にどうするか答弁いただきますでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

先ほども答弁したとおり、大部分が里道地を利用している状況であります。ですから里道地を触るといことはやはり里道の担当課とも調整をしないといけません。ただ今ある状況ではできれば里道も利用できて、人が通るようにして、そして今ある状況もいわゆる広場ですか、竈屋の広場もどうにか有効利用できないか法的にも相談して、これはもう一応検討して津覇の自治とも協議したいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

2番 外間博則議員 以前ですけれども、竈屋、建物自体は去年行ったと思うんですけれども、やはり修繕をしていただき、大変ありがとうございました。また今後もこの里道を有形文化財で村指定でございますので、その旨、ちゃんと保護するという意味でやはり囲いもして保持していただきたいと思いますので、この点は大変ありがたいと思います。大変ありがとうございました。大枠1については、もう答弁をいただき周囲との里道も地域の説明会もして進行していくということですので、よろしいと思います。

引き続き2番ですが、大枠2、36番地付近とありますけれども、36番地付近とありますけれども、近隣一帯とありますが、寺原一帯のことを指しているんですけれども、この一帯の部落内周辺の排水がここに集中しているんですよ。その意味でクランクと言いますか、住宅の下のほうでクランク状になっておりまして、水はけが大変悪い状態になっているんです。その件について、この改善について答弁を頂きたいですけれども、よろしく願います。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

36番地付近は公民館から流末部分になりまして、そこでクランクになっています。形状は、それと36番方面からも35番地方面に流れていきますので、それと津覇の1番地、2番地のほうから全部ここに集中して流れます。ただ、今回法定外のところには60センチのU字溝が通って、堅龍寺のところまであります。ただ、土地改良区のほうでは断面が小さくなっているものですから、その辺を改善しないことにはだめかなと思っています。今回、この法定外の排水については、先ほども答弁したように維持管理のほうで土砂を取り除いて、あとは法定外が二、三メートルありますので、これもクラッシャー等

も入れて、整備を図り、どうしても土砂を取り除く場合にはコンボ、機械を入れますので、その辺で改善をされるとと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

2番 外間博則議員 周囲の土砂を取り除いて、改善を行うということでございますので、この件についてはよろしいと思います。

続きまして のほうですが、グレースタウン津覇五組ですけれども、339番地、その裏の排水が悪臭を放って大変ということで、大雨時は流れはやはりよくなるんですが、晴れた日、大雨後ですが、土砂も堆積しているということで、この堆積している理由ですが、現場を見て来たんですけれども、堆積する理由として排水断面、土羽と言いますが、その面がとても低いということが原因じゃないかと思っておりますけれども、その辺はどうお考えですか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

グレースタウン裏の排水については、どうしても今の排水断面の勾配関係があって、海に流れていきますので、この海の海拔の高さ、標高、それとの整合性も取らないといかないものですから、今の構造的なものになっています。ただ、今回はこの土地改良で整備した地主10名ほどいますけれども、この辺の同意を得て、機械を入れて土砂を取り除いていく計画をしていますので、その辺で改善されるとと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

2番 外間博則議員 ただいまの答弁とも重なりますけれども、先ほど近隣付近の同意を得たとありますけれども、どの程度の作業が進んでいるか、お尋ねします。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 農林水産課長に聞いたら、今二、三名の同意を得ているという話

です。10名の地主さんがいますので、来月いっぱいには同意を得れば作業的には1週間、2週間で終わる作業ですので、その辺の同意作業待ちということで、お願いします。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

2番 外間博則議員 周囲の同意を得て、工事を進めていくということでございますので、その辺はよろしいと思います。それぞれ前回も大雨時期ですが、その時期に何度か土砂を取り払って作業をされたと思うんですけれども、また先ほど言いましたように排水断面を向こうのほうからまた土砂が、盛土といいますが、周囲が圃場のほうから土が流れ込んでいるんじゃないかなという状況になっていますので、その辺をちょっと改善できればなと思っておりますけれども、答弁よろしくお願いいいたします。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

ただいま議員のおっしゃられる土砂が崩壊して、排水に流れ込んでいるんじゃないかということですが、当然ながら土地改良地区のものでありますから、農地が主でありまして、やはり排水よりは若干上がるような構造でありますから、大雨時にはどうしても流れているという状況は否めないと思います。今後、そういったのがあれば当然、同意を得ながら極力排水には土砂が流れ出さないような工夫をしてくださいということで、またお願いをしていきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

2番 外間博則議員 答弁ありがとうございました。今回まではまた同意を得て、堆積した土砂を取り除いて流れをよくするというお考えで、工事をされると思いますが、ずっとまたこういう作業を続けて、何度も何度もそういうのが起こるたびに土砂を取るよりはやはり

流末部分、あの辺一帯がちょっとつまりの原因かなと思いますので、その辺の改善も今後は検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

引き続き大梓3、避難道路についてであります。伊集から久場までの区間何箇所かございますけれども、今回、津霸部落、329から東洋ショップですか、津霸小学校との間のほうですけれども、ここのほうから避難道路に向けて、入口のところですが、この辺のところもまた排水が上のほうから流れてくるものが、木の葉とかそういう枯れ枝とか、そういうのが固まって排水が冠水してしまって、その一帯付近がもう水浸しになっているという状態で、現場を見てきたんですけれども、去った24日、後日25日に現場検証してきました。それで原因としてまた向こうもクランク状になっていますね、向こうも。その面をちょっと工夫してもらえればちょっと流れはよくなるんじゃないかと思っておりますけれども、その点はどうぞお考えか。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、御指摘されたところは津霸小学校横、パンク屋のところからの避難道路だと思いますけれども、上のほうに集水ますは設置してありますが、先ほども質問あったようにごみとか、枯れ葉が溜まって、機能していないという部分がありましたので、今後はこういう大雨時には指摘されたところは維持管理の範囲でやっていきたいなと思っています。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

2番 外間博則議員 この排水の詰まりの対策はやっていただけというお話でございますので、よろしいと思います。今後、また排水敷きはそうなんですけれども、道路の草木がちょっと今現在はもう歩ける状況なんですけれども、今後また草木が成長するとまた避難道ですから、実際に今、災害時に避難するときに

ちょっと必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、この草刈り作業とかその点について、お聞かせいただきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

確かに避難道路について、草木、夏は1回、2回清掃作業しないと間に合わない部分もありますけれども、今回こういう避難場所についてはやはり地域の協力もいただきながら、その避難道路はどこにあるんですよというのも地域も知らないことには避難道路はどのくらいあるのかということもありますので、この辺を地域の方々と連携をしながらやっていけたらいいかなと思っています。

議長 與那覇朝輝 外間博則議員。

2番 外間博則議員 大変重要な避難道でございますので、今後の維持管理、地元住民とも連携しながらそういう管理を行っていくことであるので、大変また災害時に関しましてはいつ起こるか分からない災害緊急避難道路でございますので、その辺の管理をちゃんとやっていただいて、この改善を取っていただくということでお話をございましたので、よろしいと思います。今後もまた避難道路等をいえ、管理も我々、住民近隣の付近の方もそれだけ草木が生えた状態の場所ではちょっと避難が無理かなと思いますけれども、その点はやはり連携しながら、雇用の方も含めて一緒に協力しながら避難道路の清掃に当たってやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。質問ですが、もう終わりになるんですけれども、まだまだ要望したいのがあったんですけれども、答弁いただきましたので、本日の質問はもうこれで終わりたいと思っております。ありがとうございました。

議長 與那覇朝輝 以上で2番 外間博則議員の一般質問を終わります。

続いて8番 伊佐則勝議員の一般質問を許し

ます。

休憩いたします。

休 憩（13時58分）

~~~~~

再 開（13時58分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨ、チューウガラピラ。通告書に基づきまして、これより一般質問を行いたいと思います。よろしく答弁のほうをお願いいたします。

まず大枠1番のほうになります。5歳児保育問題について。来春からスタートする「子ども・子育て支援新制度」に関連して質問をやらさせていただきます。条例の制定等臨時議会でありまして、その前に詳しく担当課長より新制度に係る移行、あるいは本村の事業計画と説明はいただいておりますけれども、この場では主に5歳児問題に関連して質問をさせていただきたいと思っております。まず のほうですけれども、現在、村内5歳児で公立・私立幼稚園、公立保育所・認可園に通園する施設ごとの園児数を教えてください。公立幼稚園での預かり保育の利用人数を教えてください。公立幼稚園の園児が利用する学童（放課後児童クラブ）の施設数とそれぞれの利用人数を教えてください。

公立幼稚園児の学童利用ができなくなるいわゆる「5歳児保育問題」の受け皿づくりについて説明を願いたいと思います。

大枠の2番、琉球史の授業についてでございます。県内初となる文科省の教育課程特例校制度を活用しまして、中城城跡や護佐丸を中心にした歴史を学ぶ「中城ごさまる科」が2学期から3小学校で開始されておりますけれども、児童生徒の歴史教育に関する興味、あるいは反応等についてお伺いいたします。

大枠の3番、吉の浦会館のトイレ改善についてでございます。若干デリケートな話になりま

すけれども、お願いします。イベント等の催事開催の際、女性用のトイレが込み合い水洗の流れが悪く衛生上好ましくないとの指摘、あるいは声を聞いております。当局はそのような状況の認識はあるのか伺います。屋上の貯水タンクからの水圧の問題はないか。現在3室しかなく増設が望ましいのだが、会館のスペースを勘案しながら、増設の検討余地はないか伺います。快適で衛生的に利用できるように、機能も向上した節水型で水流も強いウォシュレットタイプ、今シャワータイプと呼んでいるんですが、機種変更での改善を提案するが、どうか。

以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、福祉課と教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番、大枠3番につきましては、同じく教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは御質問の5歳児の保育問題でございますが、去った議会の休憩の中でも少しお話をさせていただきましたけれども、やはり私も中城村は子育て支援が第一という考えのもとから私のほうでも特に福祉課、教育委員会のほうには希望者全員をそこで全部保育できるような形にしてくれと、それも吉の浦保育所と同じような形で各夏季休暇とか、春季休暇等も含めて、同じような形にしてくれということで、その姿勢で臨んで行こうと思っておりますので、詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。施政としたらそういう全ての子どもたちを受け入れるという形で進んでいきたいと思っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 伊佐則勝議員の御質問、

大枠1の、 、 については、教育総務課長から。大枠2については、主幹から。大枠3については、生涯学習課長から答えさせます。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

大枠1の 公立保育所、吉の浦保育所に2名、認可保育園に30名、内訳、ひよこ幼稚園に12名、南保育園に18名、公立幼稚園107名、内訳、中城幼稚園に58名、津覇幼稚園に49人、私立幼稚園に37人、内訳、中城南幼稚園に15名、クリスチャン幼稚園（CEC）9名、平安幼稚園に13人、合計で176名の子どもが在籍しています。平成27年度は中城南保育園の7人の定員増、新制度へ移行するクリスチャン幼稚園（CEC）で13名の確保、新しく開園する平安保育園の15人の確保、合計33人の定員増及び公立幼稚園の拡充により、5歳児の保育の確保は十分可能だと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それでは伊佐則勝議員の大枠1番、 についてお答えしたいと思います。

現在、中城幼稚園での預かり保育の利用者は20名、津覇幼稚園の預かりの利用者は22名でございます。

次、3番、公立幼稚園の園児が利用する学童でありますけれども、中城幼稚園に通っている園児の学童を利用している方が17名、2施設でございます。ひだまり学童に11名、ラポール学童に6名。次、津覇幼稚園に通っている子供たちが利用する学童が3施設ございます。13名です。ラポール学童に6名、なかよし学童に6名、大育学童に1名となっております。計30名が公立幼稚園から学童を今現在利用している人数でございます。

続いて4番ですけれども、新制度になりますと、5歳児の学童保育ができなくなります。そこで公立幼稚園では預かり保育の拡充を行い、

受け皿とします。まず拡充を申し上げますと、まず定員の増であります。現在、1園30名の定員でございますけれども、これを希望者全員預かりをしていきたいと思っております。

続きまして、終了時間の延長、現在6時までの終了でありますけれども、これを6時30分まで延長していきます。あと利用期間の延長ですけれども、現在4月10日から3月17日までの預かりとなっておりますけれども、これを4月1日から3月28日まで延長いたします。あと土曜日の開園です。

次に、利用者条件の撤廃でございます。現在の預かりは家庭保育ができないことが条件になりますけれども、新年度より希望者は全員預かるということにしております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 大枠2番について、お答えします。

御存じのとおり副読本は昨年度仕上がりまして、5月に各学校に贈呈されております。その中で副読本を通して、どう教えるかということに対して、全学級担任を集めまして、1学期から数回、教材研究会を重ねて2学期からの授業に備えてきました。10月以降現在、小学校全3校で副読本をもとに授業が進められています。子どもたちにとっては初めて知ることも多く、興味・関心を持って中城城や護佐丸、琉球の歴史等を学んでいるようです。学年によっては中城城跡を実際に見学し、ボランティアガイド「グスクの会」による城跡内の説明を聞くなど現地での学習を楽しく意欲的に行っています。全体的に子どもたちは地元（中城、また琉球）の歴史に興味を持ち始め、理解を深めているように思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 伊佐議員について、お答えいたします。

吉の浦会館のトイレについての御質問ですけれども、  
、  
についてちょっと関連しますので、一括で答弁したいと思います。

まず  
ですけれども、これはトイレ改善について、当局は状況の認識はあるかということと、そして水圧の問題はないかということです。以前からこの状況については御指摘がありました。ただイベントの際、特に休憩時間があります。例えば吉の浦会館ですと、500名近くのホールに一齐に集まることがあります。どのようなことかと言いますと、休憩時間があります。その間に要するに一齐に多くの方がトイレに殺到し、列をつくる状況になります。私もこれは二、三度見てはいます。そこには特に女子のトイレが二、三十名ほど並んでいる状況であります。ですから、この方々が一齐にトイレの水量ですか、それを一齐に使うため、トイレのタンクが一杯にならない状況で頻繁に水洗し、水量が追いつかず、流れない原因となっております。特別に水圧の問題はないと理解はしております。ただ、これまでもイベントの際には、トイレの節水ですか、特に女子トイレの皆さんには小水対応と言うんですか、張り紙をしてお願いしてきたところあります。

続きまして、  
です。現在3室しかないトイレの数を増やしてほしいかという御質問です。現在、会館のスペースには今検討はしてありません。またトイレの機能についても支障はないと理解をしております。今のところ検討はしてありません。ただ、今後一番の回答にも述べたように今後のイベントの際は、村民の皆さんには節水の協力と隣接する体育館ですか、今回、体育館もトイレ改修施設にきれいになっておりますけれども、そこへの誘導をお願いして、対応をさせていただきたいと思えます。

続きまして、  
についてです。衛生的でウォシュレットタイプに提案するかどうかということですが、やはり便器を交換するには、

機能向上、衛生面からもより快適になることは、村民サービスの向上にもなりますが、機能支障のないトイレを交換することは厳しいものがあります。今のところ検討は考えておりません。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

まずは大卒1番のほうからなんですけれども、ちょっと前段私の話が長くなります。私もこの5歳児保育問題、今回の新制度の来春からのスタートが理由だと思っておりました。いわゆる幼稚園児が学童を利用できなくなることについてです。ただやはり調べて見ますと、そもそもこういうことのごようでございます。放課後児童健全育成事業は1998年4月に施行された新しい児童福祉法で「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童が対象になるとの」いわゆる法制化により学童保育は小学校に就学している児童が対象となり、幼稚園児いわゆる5歳児になりますが、その幼稚園児は対象外となっております。沖縄県では約8割程度の児童が公立の幼稚園に入園しているというような沖縄の特殊事情がありまして、「学童を利用している」幼稚園児を補助対象とするために、2002年度から県は毎年国に対し、いわゆる「特例承認」を申請することで、「園児の学童利用」が続いてきているようでございます。県の子育て支援課は「園児の学童の利用」という“特殊事情”を来春からスタートする新制度のもとに、その特殊事情を解消するために次年度は特例承認の申請を行わない方向との報道が見受けられました。この件に関しまして、各市町村に対しまして、県からのそこら辺の通達等があったのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

議員さんのおっしゃるとおり特例でこれまで

認められていたということは確認しております。通達があったかどうかは私は4月に福祉課に異動してちょっと文書を見た覚えはありません。色々な県の研修会とか、会議で5歳児が学童には行けなくなるということを、確認しました。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 わかりました。次に、先ほど答弁ございましたけれども、幼稚園での預かり保育の拡充や5歳児枠の保育園での5歳児の枠の拡充にしても、いわゆる課題含みにはなるわけですね。要するに職員の皆さんを確保しないといけないという人的確保など、新たな課題も出てくるものと思われまます。そこで5歳児保育問題の受け皿が確実に確保できるように村として、園児の学童利用の経過措置も選択肢として考えるべきだと思うが、対応としては可能かどうか、伺います。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 5歳児の学童への預かりですけれども、新制度に移行して近隣市町村と足並みをそろえて5歳児の学童への預かりは検討していません。先ほども村長が答弁したとおり、幼稚園の拡充で十分可能だと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 しっかりと幼稚園での預かり保育、いわゆる保育園での5歳児枠の拡大も入っていましたよね。事業計画の中にはそこら辺で十分つくれるというふうな考えということで御理解してよろしいですよね。そこら辺の職員の確保等の問題について懸念事項はないかどうか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、新しい制度になりまして、希望者全員を受け入れるということになると職員の増が必要となります。新年度の計画としましては、嘱託員を配置して対応してい

たいと今考えております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 しっかり職員の確保ができて、スムーズに4月からその事業計画にのっとったいわゆる5歳児問題が解決できれば、これは非常にベターなことでございます。そこら辺のやはり職員の確保の部分で、大きな課題は持っているんじゃないかと思ひまして、経過措置の話を出してもらったんですけれども、いわゆる既存の学童クラブのいわゆるスペース、面積ですか、既存の施設についてはそこら辺は緩和して向こう5年間経過措置を取るというふうなことの説明がありました。同じようにもし万が一、来春の4月スタートでキッチャキグアでもするようなことがあったら困りますので、そこら辺も含めまして、やはり年齢によって差のつかない保育行政をやっていかなければならないと考えておりますので、そのためにもやはりいわゆる、今まで特例で幼稚園児を学童に通わせることができたというふうな経過措置もやはり合わせて、引き出しの中に入れたほうが万全の体制が取れるんじゃないかなという一つの提案でございます。新制度を活用して待機児童の解消も大変重要な課題を持っています。5歳児保育問題の課題解決に向けての施策を推進することが求められておりますので、事業計画の実施がしっかりと来春からスタートできるようにしっかりとそこら辺は対応をお願いしたいと思ひます。

次、大枠の2番のほうに移らせていただきます。先ほど主幹のほうから答弁いただきました。やはり郷土の歴史に興味を示してもらっていると。それと今いろいろとマスコミ等でも放映もありまして、実際、野外学習と言ってよろしいですかね。城跡の石積み、その技術と「グスクの会」の皆さんのボランティアガイドの皆さんからの説明で非常に興味深く石積みの築城技術感心しているんですね。非常に学習がしやすく



なった環境にあるかと思います。そこでは「グスクの会」、ボランティアガイドの皆さんには敬意を表しておきたいと思います。さて、護佐丸歴史資料図書館もいよいよ着工されました。また来春からは中学校でも琉球史の授業が始まる予定でございます。郷土に誇りが持てる非常に時宜を得た学校教育ができるものと期待しておりますが、そこら辺所見をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

今年の小学校3校でスタートしまして、授業を受けた児童の反応を見ますと、大変中城城跡及び石積みとか、あるいは建築技術の高さですか、そういったものに興味・関心を持っております。そういう意味で、児童の反応は大変いいと考えております。次年度からは中学校導入ということですが、これは現在、副読本をつくっている段階でありまして、私たちとしては、今6年生が中学に上がりますので、その復習も兼ねてより中城、護佐丸に興味・関心を持つものと思っております。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 しっかりとまたこの児童生徒が将来の中城を担っていくわけですから、歴史資料図書館を活用しながら、ごさまる科の授業も活かしながらしっかりと中城、郷土に誇りの持てる児童生徒が育っていければ非常にいいなと思っている次第でございます。

次に移ります。吉の浦会館、先ほど1、2、3、4、全てちゃんとした答弁だったと思えますけれども、ちょっと気になるのは1、2、3につきましては、よろしいかと思えます。私も現場見て当然スペース的にかなり厳しいなというふうなことで、については、少なくとも衛生的な面からして前向きに改善に向けて取り組んでいきたいというふうな答弁があるかと思っただけですけれども、残念ながらそこら辺の答弁

ではなかったような耳に聞こえました。やはりそこら辺も住民サービスの一環だと思います。やはり清潔、快適に使える、衛生的であるというふうな面からすれば財政の問題もありますけれども、特に男性用というふうなことは申し上げておりません。特に女性用の場所に関しましては、やはり衛生上の面からも考えて快適に使えるようにやはり改善がいわゆる機種改善が必要かと考えております。そこら辺もう一度答弁お願いできますか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

議員おっしゃるようにやはり現代ではトイレというのはウォシュレット付きというのは当たり前前の状況になっています。各家庭にも戻ればほとんどの家庭がウォシュレット付きのトイレだと思います。現在、新しく例えば改築等した場合、例を申しますと隣の体育館は全部ウォシュレット付きに改装しています。ですからこの吉の浦会館がさらに老朽化するのであれば、次は必ずウォシュレット付きに変えたいと思います。努めて努力したいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 課長が持っている予算の中で不用額が出る予定はございませんか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

不用額と言うのは、結局年度末が終わらないと幾ら残るかということはまだ分かりません。ですからこれに関してはまだ幾らという額はまだ出せる状況ではありません。ただ出たとしてもやはりこれは私のお金ではありませんので、私ができる権限内ではないと見ています。あくまで予算でありまして、さすがに他の項目ですか、それを使う時には財政側のですね、許可も必要ですので、努めてそれは財政側と相談して、要求したいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 若干、前進した答弁になりました。もう少し力強く財政側のほうに要求してまいりますということをもう一度お願いいたします。ちょっと一部聞き逃しましたので、しっかりとした答弁をお願いしたいと思います。ぜひとも財政と相談して、ぜひ獲得をしていきたいというふうな力強い答弁をお願いしたい。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

度々議員の推した質問でありますけれども、やはり努力はします。お互い村民のお金を扱うものとして、しっかり有効利用できているか、それも精査し、計画して新年度で一応検討したいと思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 伊佐則勝議員。

8番 伊佐則勝議員 しっかりお願いしたいと思います。以上、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長 與那覇朝輝 以上で8番 伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

本日はこれもちまして、全部日程を終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 ( 1 4 時 3 6 分 )

## 平成26年第8回中城村議会定例会（第7日目）

|                        |               |                       |                  |        |
|------------------------|---------------|-----------------------|------------------|--------|
| 招集年月日                  | 平成26年12月5日（金） |                       |                  |        |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂      |                       |                  |        |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議            | 平成26年12月11日（午前10時00分） |                  |        |
|                        | 散会            | 平成26年12月11日（午後0時30分）  |                  |        |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号          | 氏名                    | 議席番号             | 氏名     |
|                        | 1番            | 石原昌雄                  | 9番               | 新垣徳正   |
|                        | 2番            | 外間博則                  | 10番              | 安里ヨシ子  |
|                        | 3番            | 大城常良                  | 11番              | 新垣光荣   |
|                        | 4番            | 欠席                    | 12番              | 新垣博正   |
|                        | 5番            | 仲松正敏                  | 13番              | 仲座勇    |
|                        | 6番            | 新垣貞則                  | 14番              | 新垣善功   |
|                        | 7番            | 金城章                   | 15番              | 宮城重夫   |
|                        | 8番            | 伊佐則勝                  | 16番              | 與那覇朝輝  |
| 欠席議員                   | 4番            | 屋良清                   |                  |        |
| 会議録署名議員                | 6番            | 新垣貞則                  | 7番               | 金城章    |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長        | 知名勉                   | 議事係長             | 比嘉保    |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長            | 浜田京介                  | 企画課長             | 與儀忍    |
|                        | 副村長           | 比嘉正豊                  | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次   |
|                        | 教育長           | 呉屋之雄                  | 都市建設課長           | 新垣正    |
|                        | 総務課長          | 比嘉忠典                  | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之   |
|                        | 住民生活課長        | 新垣親裕                  | 上下水道課長           | 仲村盛和   |
|                        | 会計管理者         | 比嘉義人                  | 教育総務課長           | 名幸孝    |
|                        | 税務課長          | 稲嶺盛昌                  | 生涯学習課長           | 新垣一弘   |
|                        | 福祉課長          | 仲松範三                  | 教育総務課長<br>主幹     | 伊波正明   |
|                        | 健康保険課長        | 比嘉健治                  | 選挙管理員<br>管理長     | 西波照間達也 |

議 事 日 程 第 5 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 與那覇朝輝 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に14番 新垣善功議員の一般質問を許します。

14番 新垣善功議員 おはようございます。今日で最後の一般質問になると思いますから、ひとつよろしく願いいたします。

それでは通告書に基づきまして、2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目、中部南地区火葬場建設についてでございます。これにつきましては、一般質問の第1日目におきましても大城議員からありましたが重複するところがあるとは思いますが、ひとつ御了解をいただきたいと思っております。まず9月28日の地元説明会後の建設検討委員会の協議があったのか。もしあるんだったらその内容ですけれども、それにつきましては、なかったという答弁でありましたね。それで2回の担当者会議が行われたようですけれども、その内容について、お伺いいたします。それとこれも同じく周辺自治会への説明会開催についての有無につきましても、やらないと。村全体としての説明会を検討しているということでありましたが、その理由は何なのか。まず私は地元が優先だと思えますよ。と言いますのも、村全体と言われれば我々もみんなほとんどが総論賛成なんです。火葬場はなくてはならないとは思ってはいますけれども、各論になると、建設される場所につきましては、非常に難しいと思う。その辺の理由を。それと財政のメドについてもこれも同じくありましたけれども、財政のメドがないままに、こういう話が進んである程度、財政のメドもある程度つけてから、それは進めていくべきではないかと思っておりますが、そして、村

長、基本的には5市町村とも8割補助を考えていると思いますが、もしこの補助金ができないということになった場合に、村としては自主財源、持ち出ししてでも建設する考えなのかどうか。それと6項目の比較検討項目による定量的評価を行ったと、その結果によって、今問題になっている安里地区の評価が高かったということでありまして、その6項目の件数、各15カ所候補地として5市町村から上がってきていると思いますが、その15カ所の点数を公表できないかどうか、それは場所を真っ黒くしていいですから、点数だけ。1番、2番として15カ所の点数表を公表できないものかどうか。そうしないと地元の住民が果たして15カ所のうち、安里地区は本当に最適であったという判断、材料がないんですよ。もっと安里よりもっといいところがあるんじゃないかと点数評価の見方ですね。それと、村長は火葬場の建設については積極的に中城村への誘致に取り組んできたようですが、その理由は何なのか。たった3回の検討委員会及び2回の計画地選定委員会で、中城村内の安里地区に決定したというのは、拙速ではないか。本当に慎重審議されたのか、私は疑問を感じております。それと計画地選定委員会のメンバーは各市町村から住民代表2名ずつ、そしてその他に有識者2人ということでありまして、いつも行政がやっているのは、住民代表というのは自治会長と婦人会と老人会から選出しているような気がするわけです。住民代表というのは確かに自治会長とか、婦人会、老人会も組織の団体の長ですから、本当に火葬場についてのある程度の知識がある方を村民代表として出すべきではないかと思っておりますが、常に役職で選定していることについて、非常に疑問を感じています。それについて説明を願いたいと思っております。そしてその学識経験者の2人の方はどういう分野の専門の分野の方なのか、その2名の氏名公表はできないものかどうか。それとその前にちょっ

と前後しますけれども、中城村の4候補地の選定についてはどのように決定したのか、ちょっとメンバーについてはどういうメンバーがそれを選定したのか。中城村から4カ所、宜野湾から6カ所、各地区から1カ所、2カ所ありますね。そのときの検討委員会に上げる際の中城村での4カ所選定した方々のメンバーのどういう方々がやったのか。それと12月4日にこれは大城議員の答弁の中で12月4日に一部の地権者からの呼びかけで、地権者を集めて説明会を行ったということであるが、地権者は何名で何名の地権者が集まって説明会をしたのか。このようなやり方をすると反対している区民は行政に対して不信と不満を持つことになりはしないか。やはり説明会というのは両方集めてそこでいろいろ議論を戦わして、そしてお互いに妥協点を見つけていくのが、筋ではないかと思いますが、別々に集めて説明を聞くということはこれはいかがなものかと。もしこれが今、建設に慎重、あるいは反対をしている方々からの呼びかけがあれば皆さん方はそこに行って、説明会をするのかどうか。以上、そのほかにもまだ後から何点か追加しますけれども、一応とりあえず9点について、伺います。

それと2点目の選挙投票率アップ策と選挙事務等についてお伺いします。まず選挙管理委員会の責務とは何なのか。これは先月実施されました、県知事選挙に関してどのように投票率アップに取り組んだのか。確かに4年前の知事選挙と今回の知事選挙については、若干の投票率のアップがありますね。これはなぜそうなったのか。選挙管理委員会のそういう広報活動でアップされたのかどうか。そして投票所の改善についてでございます。有権者からの声はなかったのか、行政は。私のところには何点かあります。私も投票当日ですか、日曜日に回ってみましたら、吉の浦会館はそれでいいと思います。土足でそのまま投票できますが、津霸小学

校体育館、そして南小学校も土足ではできると思いますけれども、あえてあそこで靴を脱いで上がっていく。そこはブルーシートなんかを引けば土足でもできると思うんですね。それと津霸小学校と新垣の投票所につきましては、段差がありまして、車いすも自由にはできないし、そういう改善をしてやらないと投票率アップにはつながらないと思うんですね。今の人たちにはニーズがいろいろな要望があると思うんです。そういう意味からも選挙管理委員長、選挙委員会の皆さん方は選挙期間中は常勤で館内を回るべきだと思うんですけれども、話によると当番制でやっているようですが期日前投票も順番で、それでいいのかどうか。村内にはいろいろな選挙に関してはあると思いますが、それと選挙広報を配られていなくて投票3日前に苦情があったと思いますが、今回の選挙広報についても、まだ私たちのお家には来ていないですね。昨日一部当間地区回ってみたら配られている様ですが今ごろ配られているんですよ。期日前投票始まっているはずですから、できるだけ早目に選挙広報は各戸配付すべきではないかと思いますが、その広報の配布をどこに委託したのか。これまでは自治会長がやっていたと思いますが、今回、どの団体にやったのか。そして、ただ委託してしまえばそれで済む問題ではないんですよ。本当にこれが配られているか皆さん方点検したかどうか。今回もいろいろと投票入場券ですか、公示後、二、三日後しか配られていないという苦情もあるみたいです。やはりこの投票入場券についても期日前投票は公示の翌日からできますので、公示の以前に郵送すべきではないかと思いますよね。そういう意味でなぜそうなったのか、選管委員長、ちゃんとそういう事務を管理すべき責任があると思いますが、それをやっているのかどうか。皆さん方は普段はどういうことをしているか、我々は見えないんですよ。そういう意味からもやはり選挙期間中

は4名の選挙管理委員は常勤すべきだと私は思います。それと期日前投票と私も初めて見たんですけれども、たまたま期日前投票の状況を調べるために選管に通っていますけれども、国民審査ですね、裁判官のそれは12月6日から始まっていますよね。その3日後に期日前投票が始まって3日後からなっている。どういう理由でそうなっているか。私たちは今までは期日前投票をする場合は、当然、選挙しながら国民審査も投票もやっていると思うんですけれども、その3日前に行った方々は結局、国民審査投票ができないわけですね。最高裁判所の裁判官の。それを有権者に対して周知設定したかどうか、したとならばどのような方法でしたか、それについて伺います。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、企画課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、総務課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは前議会あるいは今議会でもありました、この火葬場の建設についてでございますが、冒頭、先のお話しをしておきますけれども、議員おっしゃるような中城村として誘致などをしたということではありません。この辺は誤解のなきように。5市町村が集まって、さあこれからどうしようかということで、今検討しているところでございますので、誤解なきようお願いをいたします。それと議員おっしゃる総論はみんな賛成だろうと、各論についての問題だと。これは私もそのとおりだと思いますし、ただ行政を預かる身としましたら、総論は賛成、各論は反対ですよということではなくて、総論も各論も賛成で果たしてどういうもので住民は望んでいるのかという、これは一つの問題提起という部分で、私は行政を預かる身

としましては、この問題から逃げるつもりもありませんし、しっかり住民の皆さんがこれは必要だということであれば、粛々と進めていきますし、また必要ないということであれば、それは当然諦めればいいだけの話でございますので、何度もこの議会でお話をさせていただいていますけれども、明日にでも必要な住民サービスの一つではないということでございます。地域のコンセンサス、もちろん地権者のコンセンサスをしっかり取って進めていくだけの話でございますので、あえての確執を生むようなそういうものは避けていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。それと財源のお話がありましたけれども、村も今議会でお話させていただきましたけれども、財源上のメドがまだはっきり立っておりません。これは議員おっしゃるように財源のメドも立たないうちにどうかという話ですので、私もそのとおりだと思っておりますので、ある程度財源のメドも立って、そして皆さんに誤解のないような情報開示をしっかりとできた段階でこれは進めても全然遅くはない話だと思っておりますので、あえて我々行政が急いで早く結論を求めるということではないということは、御理解をいただきたいと思います。詳細につきましては、また企画課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

地元説明会後の建設検討委員会での協議内容についてでございますが、これは先ほど議員の質問の中にもございましたけれども、建設検討委員会そのものにつきましては、説明会後はまだ開催されておりません。それで担当者会議を2回ほど開催をしております。その中におきましては、地権者説明会並びに地元説明会で出ました意見の集約と、それから財源の確保についての検討を行っているところでございます。

次に、周辺自治会での説明についてでございます。周辺自治会の個別の説明については現在のところは予定はしておりませんが、村全体として今考えているところでございます。しかし、全て周辺自治会で全くやらないというふうなことではなくて、状況状況を見ながらまた新たな判断をしていきたいと考えております。

次に財源につきましての御質問です。今村長のほうからも答弁がありましたとおり、現在メドは立っておりません。しかし、我々としましては沖縄振興特別推進市町村交付金、いわゆる一括交付金の特別枠について、今検討を進めているところでございます。残念ながら内閣府、沖縄県ともいい返事をいただいております。しかし、27年度以降にあるいは28年度以降にそういう財源が確保できるよう努力していきたいと考えております。

それから次の御質問ですが、通告書の中に詳細にちょっと書かれておりませんので、私、今ここで満足いただけるようなお答えができるかどうか、ちょっと疑問ではありますが、今、議員から質問のありましたことを今メモしておりますので、それについて答えていきたいと思っております。補助の8割を考えているというふうなことで、これにつきましては一括交付金の特別枠を活用できた場合に補助率が8割ですので、8割ということでございます。さらに一般財源を持ち出してまでやりますかというふうな話ですけれども、これにつきましては本村あるいは別の市町村もそうですけれども、一般財源のみを持ち出しての建設というのは非常に厳しいものがあると考えております。それから6項目の評価についてでございます。全ての候補地についての評価は公表したらというふうなことでの御質問ですけれども、これはこれまでも答弁しておりますが、このことにつきましては計画地区が決定したのちに公表されるべきものだと考えております。しかし、安里地区が現在絞られ

ておりますので、その地区についての若干の評価についてはこの場で回答したいと思います。まず6項目の評価項目ですけれども、敷地面積の検証がございまして、斎場が整備できるぐらいの敷地が確保できるかどうか。それから自然環境の検証があります。自然木が多いかどうかです。3つ目に、周辺環境の検証です。予定候補地に公共施設、あるいは住宅地がないかどうかの検証でございます。4つ目に、道路交通の検証です。これはアクセス性が容易であるかの検証であります。それから5つ目に、施設整備についてでございます。これは造成費、あるいは道路整備費にお金がかからないかどうかというふうな検証でございます。6つ目に、その他の計画でございます。候補地における他の計画があるかどうかの検証でございます。以上の6項目の比較検討につきまして定量的な評価を行っております。1つ目の敷地面積の検証につきましては、現在絞り込まれている場所につきまして、敷地面積が広く、配置計画に必要な部分が十分であるということで、高い評価を得ております。2つ目の自然環境の検証におきましては、県道沿いに自然木が多いということで、ここでも高い評価を得ております。3つ目の周辺環境の検証におきましては、敷地南側に小規模の住宅地があるということで、ここでは逆にマイナスの評価でございます。4つ目の道路交通の検証におきましては、接続する道路は県道35号からのアクセスが容易であるということで高い評価でございます。5つ目の施設整備につきましては、県道からのアクセスにより、施行時に周りへの影響が少ないが、地滑り対策費がかかるということで、若干のマイナス評価でございます。6つ目に、その他の計画の有無でございます。ここでもやはり地滑り防止区域であるということで、マイナスの評価でございます。以上の結果、総合評価の高い中城村内の安里地区を計画候補地として絞り込んだところでござい



す。それから6項目で評価した15の候補地については、塗りつぶして公表できないかというふうな御質問ですけれども、これにつきましては、候補地が決定したときに公表できるものだと考えております。それから建設検討委員会の3回、それから選定委員会が2回、この会議で絞り込むのは拙速ではないかというふうな御質問がございます。これにつきましては、正式に検討委員会、選定委員会の会議で決定するのはこの3回、あるいは2回でございました。そのほかにも担当者会議、それから部課長会議というふうなものがございます。平成24年度から取り組みまして、20回以上の会議を重ねまして、最終的な建設検討委員会で判断できる資料をそろえてきたところでございます。それから選定委員会のメンバーについてでございます。ここでの御質問は火葬場の知識がある人がいいというふうなことがございます。これにつきましては、火葬場の知識のある方は学識経験者ということでそのメンバーに加えております。選定委員会につきましても、もちろん住民の意見を反映させた候補地を選定するというところで、老人会であり、婦人会であり、自治会長であり、そういう方々が推薦選定されているところでございます。それから学識経験者の氏名公表についてでございますけれども、これにつきましては、現段階では公表は控えさせていただきたいと思っております。中城の4候補地をどういうふうに決定したかというふうな御質問でございます。中城村からは4カ所を推薦しております。我々、担当課におきまして、地図を広げまして中城村内のどこがいいのかどうか、推薦するにはもちろん現場のほうも回りまして、どこを推薦したほうがいいのかというふうなことを考えました。もちろん、建設検討委員会からは6項目の選定基準というものが示されております。これは斎場なしの場合は、1万2,000平米から2万平米、斎場ありの場合は1万7,000平米から2万5,000平米の土

地が確保できること。2つ目に、用地購入費を抑えるために市町村有地が望ましいということ。3つ目に、造成費を抑えるために建物及び駐車スペースは平たん部分が望ましいということです。それから環境整備費を抑えるために自然木が多い場所が望ましい。それから公園の新地域都市計画上の事業から離れた場所が望ましい。それから国道、県道、その他主要道路及び河川から200メートル以上離れた場所が望ましい。そういうふうなことの各市町村の選定条件を検討委員会のほうから言われております。それに基づきまして、我々は4カ所を推薦してきたところでございます。この経緯につきましては、当然地図と現場を回りましてそこが望ましいという判断をしまして、村長までの決裁を経まして、検討委員会のほうに推薦しているところでございます。それから12月4日の地権者の会議についてです。これは会議ではなくて、あくまでも意見交換というふうな形を取っております。我々のほうからやりたいんだという話ではなくて、地権者の方から9月23日、9月28日に十分な意見を言うことができなかつたというふうなことの申し出がありまして、我々のほうから出向いて、意見交換を行ったところでございます。現在のところ、やはり地元自治会についても大変厳しいような状況がございますが、これはどなたから依頼されても我々は当然そこに出向いて、あるいは依頼がなくてもその地域には出向いて説明は行いたいと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休憩(10時26分)

~~~~~

再開(10時26分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

選挙管理委員長 西波照間達也。

選挙管理委員長 西波照間達也 選挙管理委員長の西波照間です。まず第1に選挙管理委員

会の職務。地方自治法第186条によります。選挙管理委員会は法律またはこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに係る事務を管理するということとなります。続いて、公職選挙法第6条であります。選挙に関する事務とは国政、地方選挙、農業委員会選挙などの事務を言い、選挙に係るある事務とは選挙に関する訴訟、直接請求、住民投票、国民投票などの事務を申し上げます。また、選挙管理委員会は選挙が公正かつ適正に行われるように常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反、その他の選挙に関し、必要と認める事項を選挙人に周知させなければいけない。議員の質問に関しては総務課長である比嘉のほうからまた詳しく説明があると思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休憩（10時27分）

~~~~~

再開（10時29分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 委員長から委任されましたので、私のほうで答弁させていただきます。今回、新垣議員から県知事選挙についての投票率アップ等について、4点御質問がございます。それに対して、お答えをいたします。

投票率アップについては、大枠2の1番になりますが、広報、ホームページ、防災無線等によって投票率のアップを呼びかけております。

投票所の改善については要望は選管に直接の要望がございませんが、投票所は、吉の浦会館、学校体育館、公民館等を借用して実施しております。議員がおっしゃるように土足でできるところもあれば、靴を脱いで投票すると、あとは段差もございます。それは施設の管理使用

条件等もございます。そういうことで改善すべきことは多々あります。そういうことで検討をさせていただきたいというふうに考えます。

の選挙公報については、シルバー人材センターのほうに委託をしております。配付終了後、事務局長に来ていただいて、配付の確認をしております。選管事務局のほうに1件の未配付があるということで、連絡がございました。その方についても、即シルバー人材センターのほうに電話指示配付をさせております。その確認については、シルバー人材センターは配ったという報告を受けております。あとは選挙期間中の委員の活動についてですが、先ほど議長が責務ということで、委員の責務、選挙事務を管理するということが大きな目的でございますので、特に毎日詰める必要はないんじゃないかなと。問題があれば、即招集の体制を取っております。また、選挙管理委員が期日前投票の投票管理者も実施しております。毎日お一人は投票所のほうに期日前投票所のほうで業務をやっておりますので、特に支障はないだろうというふうに考えます。あとは入場券の問題がございました。入場券については、これも公職選挙法の中にあるんですが、市町村選挙管理委員会は特別の事情がない限り、選挙の期日の公示または告示の日以後にできるだけ速やかに選挙人に入場券を交付するように努めなければならないということがございます。今回、遅れている部分がございますが、急遽、衆議院の解散に基づき、この選挙人名簿の準備等が早急にしなければならないという状況がございました。そういう中で12月2日の公示にそれに間に合わせるために11月28日だったかと思いますが、郵便局のほうに依頼をしております。それが即告示の日までにそれが届くかということになりますと、郵便局等も急遽の部分でもございますので、それが遅れた部分もございます。あとは選挙広報も同じでございます。あとは国民審査に関する

ことなんです、これは国民審査に関する法律というのがございます。それは今回の質問事項の中で衆議院選挙の部分が入っていなかったものですから、その辺の法的部分をちょっと整理をして持ってきておりませんので、御了承お願いしたいと思いますが、2日公示で7日からということで、実施をしております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 それでは再質問いたします。

この1点目でございますが、余りにも情報開示がされていないんじゃないかと思えます。これは我々議会にも全くその行政報告中ではなかったし、我々議会も新聞報道を見てしか知っていないわけです。しかし、一部の人は知っているわけね。地権者の皆さん方と皆さん方は内密に情報交換をしていたかどうかは分からないけれども、情報が漏れているのか、そういう面が多々見受けられるんです。我々が疑いたくないんだけど、なぜ地権者の皆さんが早く察知しているか。そして一部の人が知っているという状況が、前からあります。前も指摘してきたとおりでございます。それでなぜこの安里地区に決まったか、その経緯もない。ただ総合点の点数が多かったから中城に決まったと。皆さん方のその議事録を読むと選定委員会から北中城の喜舎場かな、場所は読んで自分の感じたところで、喜舎場方面かなと思うんですけれども、その内容を見た場合は、そこを推薦で上がっているのは、あえてこれを排除して、3地点を検討委員会に上げて、検討委員会では選定委員会から上げられたものについては、どのように協議したか、北中城の1カ所、そこも推薦として4カ所、皆さん方は15カ所の点数をつけたものを選定委員会に上げて、それからやるべきだけれども、皆さん方は3カ所を提案して、それから絞ったけれども、しかし選定委員

会からは北中城の喜舎場のほうですか、向こうも最適ではないかということで上がっていますけれども、そこら辺でどのようにして検討してやったか、その辺をお願いします。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

15の候補地につきましては、選定委員会のほうにその15の候補地を点数をつけたまま選定委員会のほうには提出をしております。選定委員会のほうで、まず選定委員会の役割としましては、15の候補地の評価の方法が間違っていないかどうかを確認するための委員会でございます。選定委員会のほうは候補地を絞り込む、あるいは決定する委員会ではございません。ですので、15の候補地を見ていただいて、それが答申としておおむね妥当であるという評価をいただきました。それを検討委員会に上げて、検討委員会のほうで、15の候補地を全てを首長の会議には上げております。もちろん選定委員会からの附帯意見もそろえて上げております。その結果、今中城村のほうに絞り込まれている状況でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 この選定委員会が点数が妥当かどうか判断するということと理解していますけれども、そういうことを、自治会長ができますか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 そこにつきましては、我々はちゃんとした資料を提出して、選定委員会のほうではその資料を見ていただいております。もちろんその選定委員会の中には学識経験者もいらっしゃいますし、選定委員会の意見も尊重するというふうなことがありますので、それも住民目線というふうな形で考えておりますので、選定委員会の中で妥当であるかどうかの判断はできるものと考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これはあなた方とのうちの見解の相違ですよ。その自治会長とか、婦人会長をしている方々がそういう専門的な知識、あまり専門でもなくても、皆さん方が出せばそれは承認機関みたいになっていますよね。そしてあえて附帯決議をついているということは、附帯決議についてはどのように処理したんですか。どのように皆さん方は意見交換を協議したんですかな。北中城の喜舎場の件。選定委員会からは適当だということで上がっているはずですよ。しかしそれはあくまでも参考程度にしか誰も見ていないんですよ。選定委員会の答申というのは尊重されるべきではないかなと思いますけれども。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

選定委員会の答申につきましては、当然尊重されるべきであります。それにつきましてもやはり選定委員会の中でもお話がございましたけれども、やはりその中でも中城3というところが一番高い評価でございました。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これを見てもみると、非常に我々も理解できないところが多々ありますので、今後もそれについては皆さん方と議論をしていきたいと考えております。これは選定委員会と皆さん方の委員会と、それから検討委員会、この辺が私はどうなっているか、選定委員会から出されたものについては、最大限に尊重していくべきであって、そしてこの評価の付け方、この比較検討項目の中で中城村と検討委員会は内容が若干違いますよね。あなたからもらった選定候補地の検討項目について、その中で200メートル、我々条例でもあるように200メートル以上離れていなければならないというのが原則なんです。しかし、その中で緩和措置として村長が認められれば、それは可能だということですが、あえてその200メー

ルの条項は村長は許可したのか。緩和して許可したのか、その理由は何ですか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 今の御質問、少し私の今の答えで当たっているかどうかはちょっとまた何かありましたらまた御質問をいただきたいと思います。まず200メートル以上で村長が許可したというふうなことです。これはまだ正式にこちらのほうでつくるというふうなことが決定しておりません。200メートル以内で許可したということではございません。さらに15の候補地が各市町村から推薦されておりますけれども、残念ながら15の候補地、全てにおきまして、この200メートル以内に住宅地、あるいは公共施設、国、県道というのが通っておりまして、全ての市町村におきまして、この基準をクリアしているところはないということで認識しております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 これはほとんど15カ所が200メートル以内というように理解していいですね。村長は積極的に誘致はしていないという答弁いただきましたけれども、議事録を読んでいますと、第1回の検討委員会で行われた4か月後に平成24年12月定例議会において、答弁の中で積極的に誘致をしたいという思いだと思っておりますので、積極的にどうやったら早目に建設できるかということで、担当課と一緒にやりたいという議事録があるわけですね。それたった1回目の検討委員会終了後、4か月後、そしてその後に2回目の検討委員会がありますね。2回目の検討委員会を開く前にこれはもう村長自体が誘致をしたいという答弁がなされているわけですね。そういうのを総合的に判断すると、私は中城村ありきではないかと、その絞り込まれた候補地の3候補地も全て中城村でしょう。その1カ所は北中城かどうかはわからないけれども、皆さん方は公表しないとい

うんだけど、そういう秘密主義では困ると思うんですよ。我々に対して、住民に対して、その説明して、住民が判断できる材料、情報提供をしない限り、これはおさまらないと思えますよ。こういう今の状況は。これは村長、答弁の中にちゃんとあるから、これは平成24年12月の伊佐議員の答弁ですよ。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

誤解なきようにお話しさせていただきますが、積極的な誘致ではございません。先ほどの冒頭ではお話ししましたけれども、行政の勤めとして当然これは総論も各論もこれは議論を重ねて積極的にこれは考えていくという意味であって、そのときには何ら場所がどうか、先ほど言った財源がどうかという話も一切ございませんし、ただこの問題に私は逃げることなくという意味であって、積極的に中城に来てもらいたいみたいなそういう誤解を生むような発言ではないというのは、ぜひ議員も御理解をいただきたいと思えますし、またこれから我々、行政としましては、可能性があるのか、ないのかも含めて、当然これは検討するのは我々の義務でございますので、そこに議員がおっしゃるように財源やその他、情報をしっかり開示をして、住民にこれでどうでしょうか。私の意見で、あるいは行政の意見で、もうやりますので、皆さんお願いしますねというものではないですよ。こういうことがありますけれども、皆さんの地域がどうですか。皆さんの意見はどうですかということを問いかけるものでありますので、その辺の御理解は重々いただきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 であるならば、情報公開をもっとすべきではないの。こちらが要求しても全て公表できないところは建設予定地が決定してからですよ。決定してからは遅いんで

すよ。遅いから我々住民の皆さん方にもこれでこうだという、住民が見ても納得できるような情報開示をしないと、私これはおさまらないと思っておりますよ。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

繰り返しになるかもしれませんが、決定してからでは遅いですよというのは、我々がこれは決定しましたので、「皆さんこれで、はい進めますよ」ではないですよ。これはあくまでも私は誤解を抑えるためにあえて答弁させていただきますが、我々が決定して、「じゃそのまま進めます」でできるものではないし、何度も言いますように、これは地権者、地域、村民、皆さんの大多数の理解がないとこれは推し進めていくことはできませんので、その辺は何度も席でも答弁させていただいておりますので、その辺誤解のなきように。無駄な確執を生むようなことはしたくないからこそ、きちんとした情報を我々が財源を含めてやった段階で皆さんにどうですかというものであって、その辺はどうぞ議員も誤解のないようお願いをいたします。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 ですから今の段階で情報開示をすべきではないの。皆さん方は何かまだ決定地ではないと。あくまでも、地元がここが評価の点数が高いからということで、交渉しているというふうなイメージに受けまされども、しかし地元住民としてはもうここに決定されるんじゃないかというような誤解が分からないけれども、そういう思いがあるわけですよ。皆さん方からいうように候補地が決定してから情報開示をするということは、意味がないんじゃないですか。住民に対する判断材料をもっと情報提供をして、もっと議論していくべきではないかと私は思いますけれども。それとちょっと脱線しますが、皆さん方の説明会の持ち方、まずは第1回目の説明会の場合は、

中城村長だけでなく、5市町村の村長がそろってそこに顔を出して、そこで地元との説明会をすべきではないかなと私は思うんですよ。何か中城村の村長に任したら自分たちは逃げというのは、他の市町村も逃げているような感じがするんですよね。やはり1回ぐらいは5市町村の首長がお願いをして説明会をやるべきだと思うし、他の市町村も中城に投げているから、中城でもう何とかなるだろうということでありますから村長、その辺も検討委員会の中でもどんどんこうだと困っておれば議案に上げて、検討委員会に上げて、ここまで情報公開をしようということは全くないんですか、これは。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

当然できる情報はもちろん今の段階でできる情報は全部開示するつもりでございますし、開示されていると思っております。例えば人命についてだとか、そういうものはそれは常識の範囲内で議員も御理解いただきたいと思うんですけども、それ以外に当たり前の情報は開示していくつもりですし、これからもまたそれにやっていくつもりです。それともう1点、その5市町村の首長同席すべきではないかという。これはそのときにも少しお話はさせていただきましたけれども、これからスタートすることですよというようなことを前置きをして、その説明会の中でもこれは賛成、反対を問うようなものではありませんよ。今の段階でこういうことになっておりますのでという説明会を催しただけでありますので、例えばこれからしっかり財源も確保できて、さあよいよ本当にここでやりたいんですけども、その辺はどうでしょうかという問いかけの部分では当然、首長の皆さん一緒になって真摯に対応していきたいと思っておりますけれども、それは現段階においてはそういうことではなくて、あくまでもこれからスタートしますので、こういう現段階ではこう

いう具合になっておりますという説明でしたので、その辺はまた御理解いただきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

5市町村の首長の説明会等への参加ですけれども、これにつきましては中城村からの意見としまして、担当者会議等で申し上げております。決定は検討委員会のほうで決定はするんですけども、中城の意見として、今議員がおっしゃっているようなことは申し上げているところでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 ではもし安里でそれでだめだった場合、またどこかの場所でもそういう説明会が持たれるということで理解していいですか。もし安里で皆さん方がだめだと言った場合には、また2番、3番が逆転して1番、2番評価がありますよね。それを逆転して他で説明会を持つということになるということですか。それはあくまでも決定ではないと皆さん方は言い張っていますよね。しかし住民はもうここでやったら決定だというふうな考えがあるわけですね。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

この議会の議場の中での私の発言ですから、あえて発言をさせていただきます。今、議員がおっしゃったような地元の安里の皆様の中には誤解をしていると。決定しているものと思っておりますよというものについては、はっきりこれは決定ではありませんから、これについてしっかり決定ではないということをここで申し上げておきます。そして、その次の案という2番目がどうのこうのという話は担当課のほうで詳しく説明させます。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

地元が反対の場合の評価の2と1が逆転するかということにつきましては、これにつきましては評価が逆転するようなことはないと考えております。しかし、だめだった場合の次の候補ということは、まだ検討委員会のほうでそこまで議論はしておりません。現段階では絞り込まれた地域に対しまして、説明を行っているところでございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 ではあくまでも皆さん方はそこは決定ではなくて、今から話し合っただけで決定するということではありますが、そういう中で、村長が確執を生まないというんだけれども、もう確執が始まってしまっているんです。安里区民は、だから皆さん方は決定ではないと。しかし向こうはここに決定されるという大きな隔てがあるわけですね。溝があるわけですね。それをどう埋めていくかということだよ、皆さん方の仕事というのは、しかし今の状況で皆さん方の情報公開もしない、議員が求めてもしないということで、果たして地元の皆さん方が理解をするか、そこら辺はもうちょっと検討委員会でどこまで情報を開示するのか。そして選定委員会の皆さん方というのは、ある程度責任を持ってやらないと自分の名前を公表したらという、やはり選定委員会の皆さん方も真剣に自分の決定したことに対しては責任を持つぐらいの委員でないといけないんじゃないですか。私はそう思いますけれども、だから自治会長とか、婦人会長とか、老人会長をさせても顔を隠して名前を出さない、意見も述べて賛成、承認機関みたいになったら困ると思うんですよ。本当にそこで真剣で私はそう思いますという意見を述べる方、あるいは専門的な方が選定委員会の委員になるべきであって、公表したらまずいというのはおかしいですよ。ところが学識経験者ですか、どういう分野の専門家なのか、自然関係の専門なのか。それともいろいろありますでしょう専

門の自然保護の専門なのか、どういう専門の方ですか、この方々は。コンサルではないですよ、まさか。

議長 與那覇朝輝 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

学識経験者としてお二人選定委員会のメンバーに入っております。お二人とも他の地域の火葬場関係の選定委員会を経験した方でございます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 公表できないということですけども、これも議題に上げてどこまで公表するか、検討委員会で提起して検討してください。時間もないようですので、最後に村長に確認をしておきます。大城議員の質問の中にもありましたようにごり押しはしないということと、民意についてはもう大多数の方が賛成しなければ推進しないと。それと持ち出しでは財政の面で、例えば補助金がなくても自己財源を使ってでもつくるという考えがあるかないか、その3点をお聞きして、この件については質問を終わります。次の質問をします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。これはごり押しするものでもございませぬし、財源の確保がないと、これは当然できません。我々は自己財源でやるつもりは一切ございませぬので、検討の余地もないほどのものでございませぬ。財源の確保がないとやらないということと。それと民意については、議員のおっしゃるとおり私は前回の議会でもお話ししたとおり、51%のオーケーであればいいかということではないですから、これは大部分大多数の方々からそこにどうしても必要なんだということをしかりと見極めることができ初めてやれるものでございませぬので、ですからあえてこの席できょうは言わせていただきますけれども、私は今の段階で

いろいろな確執を生む。先ほどもう生んでいるんじゃないかという話もありましたけれども、それはやめていただきたい。今、我々がごり押ししているのであれば、それは反対で、これはだめだという話もあってもいいと思いますけれども、その段階でもありませんし、今、我々はいつまでに必ず何をするというでもないというのは、ぜひ御理解をしていただきたいと思えます。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 その点はしっかり肝に銘じてひとつ守っていただきたいと思えます。

それで2点目の選挙管理委員会ですけれども、今総務課長からありましたけれども、選管委員長、私は今選管見ていると1人の職員と2人の臨時職員ですか、一生懸命やっていますよね。皆さん方は4日に1回の順番で期日前投票の管理者としてやっていますけれども、村内も巡回してやる。あるいは広報活動もやるべきだと私は考えておりますけれども、それについてはどう考えております。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休憩(11時03分)

~~~~~

再開(11時04分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

総務課長から説明させます。総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

議員がおっしゃるようないろいろございます。選挙管理委員会といたしまして、各種選挙の場合に、要するに事前説明会を行っております。いろいろ特に選挙運動について、要請があるのかないのかの部分も含めて、説明してきております。その中で依然として違反みたいなものが繰り返されているということについて、議員は選挙管理委員としてどうにかできないのかということをおっしゃっていると思えます。この

件については、各候補者がモラルを持ってちゃんとやるべきだろうというふうに考えております。以上です。

答弁忘れがございます。取り締まることも注意することもできますが、選管としては村の管理、道路管理者、いろいろ違法のポスターが貼られている部分については、その管理者のほうに撤去の依頼もやっております。あとは取り締まりについては、警察のほうで行うということになります。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

14番 新垣善功議員 ですから違法な選挙運動が行われていないかも皆さん方は監視する必要がありますんじゃないですか。そのためにはせめて選挙期間中だけは4名常勤して、パトロール巡回をやるべきだと私は思うんですよね。そして、違反があれば皆さん方は警察のほうに通報する義務があるはずですよ。違反があればよ。巡回しないとどこにどういう違反があるかわからないでしょう。掲示板に落書きされたり、それを見ないといけないでしょう。この前も久場の公共掲示板が、壊れましたよね。わかります。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 ただいまの御質問にお答えいたします。

久場のほうの公共掲示板、風が強くて破損の危険があるということで通報がございました。その件について、職員が出向いて補修に行っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

持ち時間があと2分以内となっておりますので、まとめてお願いいたします。

14番 新垣善功議員 委員長、皆さん方はもうちょっと勉強してもらって、ただ選挙管理委員のだけではなく、こういう公選法とか、いろいろな道路管理者とも連絡を取りながら、そういう取り締まりと言いますか、選挙が公平・

公正に行われているか監視する責務があるんですよ。そして違反があればそれは警察に行き告発するか、あるいは通報してやると。昔の警察と今の警察は考え方が違いますからね。皆さん方からは何もなければ動かないんですよ、警察は。昔は選挙管理委員が一生懸命になって選挙事務所を回って表にポスターがあったら、すぐ撤去しなさいということでやっていたよ。皆さん方はただそこで机の番をしながら何もしないで、そしてそれもまたせめて選挙期間中、仕事を休んで選挙が、公平・公正に行われているかは監視する義務があると思うんですよ。皆さん方がどういう選挙人として活動しているか、全く見えてこない。昔は広報車を出して宣伝カー、今は皆さん方は防災無線でやれば良いという考えなんですけれども、インターネットとも言いますが、インターネットを見るのは何パーセントいると思う。ほとんど見ていないですよ。若い人たちはいますけれども、我々だったらもうできませんから、こういうアナログで広報しかできないんですよ。そういうものはシルバー人材を使って、広報車を出して投票日の投票の呼びかけをすべきじゃないかと思うんですけれども。それと前の選管委員長にも提案しましたが、サンエーでの期日前投票所の設置はできないものかどうか、その辺も引き継ぎあったかどうか、検討事項として引き継ぎがあったかどうかお伺いします。

議長 與那覇朝輝 選挙管理委員長 西波照間達也。

選挙管理委員長 西波照間達也 今、善功議員から御指摘のとおり、我々選挙委員会は公平・公正に選挙が行われるように活動しております。現在、村内両候補ののぼり、ポスター、ほぼ同数であります。村内を回って調べた結果であります。これにつきましては、選対のほうには撤去のほうをよろしくお願ひしますと伝えてあります。これからも選挙管理委員会は公

平・公正かつ迅速に対応してまいりたいと思います。サンエーの件に関しては申し送りはやっております。その件については総務課の課長から説明があると思います。

議長 與那覇朝輝 休憩いたします。

休憩(11時11分)

~~~~~

再開(11時11分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

前回の新垣議員の一般質問の中で前委員長がサンエーの期日前投票について答弁しております。その当日、委員の中でも議論はしてあります。そういう中で、今現在まだ期日前投票をサンエーでやるということについては時期尚早ということでお答えしております。今後検討していきたいというふうに考えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣善功議員。

あと30秒以内ですので、まとめて発言してください。

14番 新垣善功議員 最後に村長に再三お願ひしますが、ごり押しはしないと。そして今は計画予定地ではないと、決定ではないということと、それから今後とも情報公開をしていただき、そして説明会もどんどん持ってほしい。情報を流してほしい、議会にも。我々もその情報がないために誤解している面も多々あるかと思しますので、その辺を強く要望いたしまして、質問を終わります。以上。

議長 與那覇朝輝 以上で14番 新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(11時13分)

~~~~~

再開(11時24分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

続いて11番 新垣光栄議員の一般質問を許し

ます。

11番 新垣光栄議員 11番 新垣光栄、一般質問を行います。最終になっておりますので、よろしく願いいたします。

まず一般質問に入る前に、先日行われましたプロジェクションマッピング、それから世界遺産劇場等々、今年は文化祭り等もありまして、それから研修生の受け入れ、そしてこれからツワブキまつり、わかてだまつり等があります。それに中城のために職員が一生懸命ボランティアで協力していただいて、本当に素晴らしい行事が執り行われていることを感謝申し上げます。これからも村のためにいろいろな企画をやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

それでは一般質問をいたします。まず1番ですが、前回の一般質問からということで、教育環境について、津覇小学校の管理棟・給食棟を耐震補強工事を行うのか、改修工事を行うのか、結論はどのようになっているか、また次年度予算に計上されているか伺います。

2番、子ども・子育て支援新制度について、本村の取り組み状況はどのようになっているか伺います。地域特産物の直売所について伺います。地元企業の育成について。これは前回の一般質問で質問した内容ですので、前回の参考にして答弁をしていただきたいと思えます。

次、2番目、図書館行政について。現在建築中の仮称護佐丸資料図書館の特色はどのようになっているか伺います。運営については、どのように考えているのか、また指定管理者の考えはあるのかどうか伺いたいと思えます。

次、3番、総務行政について。今後、地方分権化が進み、県・国からの権限移譲が更に進み、職員の業務は増え住民ニーズもますます高くなっていくと思われまます。そこで正職員、臨時嘱託職員の現状はどのように考えているか伺います。職員の評価制度の導入はどのように考

えているか。以上です。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣光栄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、教育委員会、そして福祉課、農林水産課、企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、教育委員会。

大枠3番につきましては、総務課のほうでお答えをさせていただきます。私のほうでは大枠3番の職員についてのお尋ねに少し答弁をさせていただきますが、議員も今御質問にもありますように住民ニーズが非常に高まって、職員のスキルアップという意味では、今非常に中城村役場職員いろいろな研修を重ねているところがございます。本土研修もしており、もちろん県内研修もしており、職員が住民サービスにおいて、やはりしっかりと住民のニーズに答えていけるようなそういうシステムづくりに励んでいるところがございますので、御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣光栄議員の御質問大枠1の については、教育総務課長。大枠2については、生涯学習課長からお答えさせます。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

津覇小学校の管理棟におきましては当初は耐震補強工事と考えておりました。しかし耐震補強工事で行った場合は、耐震性能が満たすことにはなりますが、建物自体が35年以上の建物で補強しても数年後にはあちらこちらに補修が必要になってくるんじゃないかと考えております。そこで今回、改修工事です今予定をしております。あとは給食棟は管理棟内に配置すれば改築が可能であります。予算につきましては27年度に詳細設計を今予定しております。以上であります。

議長 與那覇朝輝 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新垣議員の質問にお答えします。

大枠1の2、子ども子育て会議については、先月26日に計画書の素案について意見交換を終了しました。事業計画書策定に向けて現在進めているところであります。また3条例についても11月25日の臨時議会で即決して頂き、予定通りに入所・入園案内及び募集を行っているところであります。以上です。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは大枠1の3について、お答えいたします。現在、毎月第4日曜日に開催しております朝市の運営につきましては、去る11月23日に設立をしました中城村朝市実行委員会が今後行っていきますので、常設の直売所設置につきましては、朝市実行委員会の役員及び会員とも協議を進めながら実施に向けて検討していきたいと考えております。

現在、朝市は吉の浦会館駐車場において開催しておりますが、来年2月からは佐敷中城漁業協同組合中城支所の御協力を得まして、漁港内の荷さばき場において開催を予定しております。そこでの開催が定着をしていけば、同じ漁港内の漁村再開発施設用地において、直売所設置を一括交付金事業として、先進地である八重瀬町の朝市施設等も参考にしながら、提案を検討していきたいと考えております。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では大枠4番の について答弁いたします。

中城村商工会の円滑な運営確保や組織活動、事業経営の近代化、そして合理化を促進するため中城村商工会に対して育成補助金を270万円交付して地元企業の育成を図っております。ま

た、村内で安心して働くことができるよう雇用社会実現を目指し、関係課及び関係機関等と連携して、公共事業の村内発注及び資材の地元調達を促進して、地元企業の育成を図っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。生涯学習課長 新垣一弘 お答えします。

私のほうから、大枠2の 、 についてお答えいたします。

護佐丸資料館の特色ですが、護佐丸歴史資料館は、歴史資料館、図書館、防災避難の機能を有する複合施設であります。小学生、中学生、村民が中城城主「護佐丸」の地域歴史を学ぶことにより、郷土や誇り、愛着を持たせることは、人材育成にもつながり生涯学習を推進することができます。また非常災害時に周辺住民や吉の浦公園利用者の安全な生活を確保することもできます。

続きまして運営については、どのように考えているかということです。まずは図書館と言いますのは、いわゆる「図書、記録その他必要書類ですか、それを収集、整理、保有して村民の利用に供し、その教養、調査研究、レク等に資すること」を目的とされています。

また、図書館サービスについては「村民の事情、一般公衆の村民からの希望に従い、学校教育の援助、また及び社会教育の向上に資する場所」とされております。このことから、今後、運営に関しては、図書館は、やはり社会教育施設としての利便性の向上、より高い住民サービスを望まれていると思います。反面、やはり維持管理費については経費削減の確保も十分調査検討しないといけないと思います。運営についてはこれらの状況は踏まえて検討していきたいと思っております。以上です。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 新垣光栄議員の大枠3の1と2お答えいたします。

事務の権限移譲については、ただ担当課が具体的な内容の検討をしております。調整を進める上で、業務の利便性が良くなるのか、専門的な業務で専門職を配置しなければならないものなのか、この辺を担当課で判断をしていただいて、人的要求等については、早目に調整していきたいと考えております。

あとは 人事評価の導入についてですが、地方公務員法の一部改正がございまして、平成26年6月に公布されております。それを追って、人事評価の施行ということになりますが、それは平成28年の4月1日となっております。その制度導入に向けて、今準備を進めているところでございます。平成27年度については「規程」「人事評価の記録書」「実施要領等」を準備して、試行をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 再質問をさせていただきます。

まず前回の一般質問からの答弁をいただきました。津覇小学校の職員管理棟、そして給食棟は改修工事（新築）でやっていきたいということで方針が決まったということの認識でよろしいでしょうか。今答弁で伺ってしまして、本当によかったなと思っております。予算どおり頑張っていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。昭和56年以前に建てられた建物幼稚園に関してはどのように考えているか。そして、今庁舎、それから福祉センターもその建物に該当してくると思うんですけれども、その辺の計画はあるのかどうか、どのように今執行部の皆さんが考えているのか、長期計画があるのかどうか伺いたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり35年以上の建物が今耐震に満たしていない建物が津覇幼稚園、中城幼

稚園、2つの建物が学校敷地の施設でございます。これの補強とか、それがいつ行われるのかということなんですけれども、今、両幼稚園統合の話もございます。その後、また改築するかもまだ検討中でもございます。すぐ今どういうふうにするかは、まず統合するのか、別々でいくのかを検討してから、その改築するのか統合するのかは、これからの計画になってくると思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

光栄議員から庁舎建設についての御質問がございましたので、私のほうでお答えいたします。

庁舎建設については、今検討委員会を進めております。その中で保健センターの中で庁舎建設と保健センターを含めた複合施設を今、検討委員会のほうに議論させております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 答弁いただきました庁舎に関しては、庁舎と一緒に福祉センターと複合的につくったらどうかと思っております。

そしてまた幼稚園に関しては、今統合することも考えているということなんですけれども、統合ではなくて、両方を残して認定子ども園にすれば、そのまま5歳児問題も解決してくると思いますので、ぜひ公設で民営とか、そういう公設の民営でそうすると安心子ども基金から87.5%の基金がありますし、安心子ども基金があるうちに早目に計画して、議論して決定していただきたいと思っております。そうすれば今わざわざ幼稚園をつくって統合するということになるので、そのまま幼稚園を残して、公設の認定子ども園で運営は民間に任せることもできると思っております。その辺を含めた議論をやっていただきたいと思っております。その件答弁もらえませんか。

議長 與那覇朝輝 教育総務課長 名幸 孝。

教育総務課長 名幸 孝 それではお答えい

たします。

ただいま議員のおっしゃる案も大変いい案だと思いますので、これから検討していきたいと思ひます。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 ぜひ検討していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

続いて2番ですが、地域特産物を販売する直売所についてですが、今農林水産課長から答弁がありましたように、この漁港に来年2月から今実施している朝市を移して、漁港のほうにやってみて、その様子を見ながら直売所の建設をやって考えているということで、ぜひこの朝市をやはり盛り上げないと一括交付金が導入できないと思ひます。役場の農林水産課のほうも休みなしで出ていっていただいて、そして農家のほうも頑張っていると思ひていると思ひますけれども、夏野菜の対策ですが、どうしても、冬は結構野菜も多くてお客さんも多いんですけれども、夏場になるとどうしても野菜が少ない、地域の野菜を販売ということで、ファーマーズみたいによそから野菜を仕入れるわけにもいかないものですから、その辺の対策をどのように考えているか、ぜひ考えていただきたいと思ひます。

議長 與那覇朝輝 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

今議員がおっしゃるようにやはり野菜等々については夏場はなかなか、特に葉野菜類は出てこないという状況であります。どうしても沖縄県の場合、台風という時期が5月から大体8月、9月まで続きますので、その間はやはり品薄という状況はもうそういう状況は続くものと思ひますけれども、今後、実行委員会とも協議して、その場合の対策とか、例えば農林水産物でもなくても、他のところからある程度仕入れてその

間は販売してしのいでいくとか、その辺は検討していきたいと思ひます。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 いろいろな案があると思ひます。例えばハウスをもう少し予算をつけていただいて、ハウスを増やし、その中に今沖縄電力から派生している冷熱がありますので、このマイナス162の冷熱で海にそのまま放出されています。その冷熱を企業立地のほうで氷をつくらうということになっていきますので、その氷をハウスに入ると、そういうのを今考えていると思ひますけれども、それを課だけでは考えるのではなくて、連携して早目に協議を行って、早目に実現できるように夏野菜がつけられる中城ということで、連携していただきたいと思ひております。

そして次行きます。ですが、地元企業の育成についてですが、先ほど答弁がありましたけれども、現在どのような地元の育成を行っているか。商工会があまり見えないものですから中心として行っているか伺ひします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

地元企業育成がちょっと見えないということの御質問だと思いますが、地元企業の育成について、主なものですが、村としては毎年月間ではありますが、地元産品奨励及び地元企業優先使用月間において、庁議で推進するように説明をしております。それから中部勤労者福祉サービスセンターへの加入に基づいて、村内の企業の勤労者の福利厚生の上向も務めております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 この福祉サービスと言うんですけれども、具体的にゆいワークスのことなのか。具体的な説明をいただきたいと思

います。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

沖縄中部勤労者福祉サービスセンターは、県内の中部の5市町村が加盟している。そこに加入したことで、村内の事業者もしくは勤労者が互助、福祉の恩恵が受けられると。例えば誕生日には1万円もらえるとか、それから映画のチケットを割引でいただけるということで生活の足しになるような方策があるということで福利厚生に寄与しているということです。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 今後、商工会との連携の強化、この前のプロジェクトマップ、世界遺産劇場のほうにもそうなんですが、もう少し商工会との連携等が必要と思うんですけども、どのように今考えているか、答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えしたいと思います。

確かにプロジェクトマップとか、世界遺産劇場については商工会の会員の皆様にテナントの出店のお願いし又、それからボランティアで交通整理のお願い等々によって、プロジェクトマップを2日間で約1万3,000人、それから世界遺産劇場が2日間で約6,300人という実績があります。商工会との連携が必要ということですが、村内における商工機能の新規立地が近年南上原地区を中心に行われております。村全体の均等化という観点から見た場合、南上原地区以外での商工業の誘致も大きな課題であります。また沿岸地域においては、既存の工業関連事業が立地していて、食料製造業、金属製品製造業を中心に多種多様な企

業で構成されております。商工会との連携としましては、新規企業と既存企業の発展を両立させていくことが大きな課題であります。そのためには商工会との連携は事業の経営改善などに向けての連携が必要だということで今後とも商工会には補助金を出して村と一緒に連携して商工業の育成に図っていきたくて考えております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 商工会のほうに先ほどの答弁からすると270万円程度の交付金が交付されているという答弁ですが、その補助金が特定の事業を推進するために交付するというところで、商工会をもっと地元育成のために村と一緒にやっていける事業はないのか、もっと協議していただきたいなと思っていますけれども、課長はどのように考えていますか。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えしたいと思います。商工会の補助金ということですが、商工会の補助金は平成23年度まで268万9,000円交付しておりますが、平成24年度から26年度までは270万円という増額をしております。特に平成24年度から産官学が連携したごさまるエネルギープロジェクトにおいて、新商品開発に向けての調査研究を商工会も委員になって進めているところです。それからとよむ中城産業まつり、これは3年に1回ということではありますが、その中でも各種イベント、テナント等は商工会のほうに出店をお願いして商工会製品の村民への普及活動を行っています。それから補助金の中に一部という取り組みもありますが、商工会と村との事業については中城村新春の集いとか、それから先ほど申し上げましたとおり沖縄中部勤労者福祉サービスセンターへの加入促進事業、ごさまるエネルギープロジェクトの委員の参加、それから地域

ブランド創出による収益向上事業ということで、これは南浜のヤギミルク事業者へ補助金がないか計画を今立てているところであります。それから観光振興事業については、サッカーキャンプ、プロジェクトマップ、それから世界遺産劇場等々へのボランティアと出店、さらに電照文字、点灯事業も商工会が請け負って、村民に活力を与えているということであります。それからイルミネーション事業等と、連携事業としてはそういう形で取り組んでいるということであります。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 今、関連事業を答弁ありましたが、今は今回マップ等も電力等も出てきます。それから南上原の商店、事業所、それに加え久場の準工業地への編入等があって、ますます商工会の活躍する場が出てくると思います。それにプラス観光課の両村で村長の構想では観光課的な護佐丸中城城跡を中心とした観光協会的なものできないかということが言われまして、村内においても商工会が重要な位置づけになってくると思いますので、ぜひもっとも商工会の活用、連携を図っていただきたいと思っております。

続いて、その地元育成において、沖縄電力の発電所から平成25年度までの村内企業への工事の発注件数がどれくらいあるか、今沖縄電力が誘致したんですけれども、地元企業に対して、どのようなメリットがあるかどうか、お聞きしたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

まず吉の浦火力発電所建設工事の地元活用状況ということですが、御承知のとおり平成14年度から沖縄電力の誘致業務が始まっております。それから平成25年度の5月までの運転開始まで

の村内購買額は6億5,000万円、それから工事発注額が2億5,800万円、これは吉の浦火力発電所建設工事の地元三者連絡協議会で報告を受けた数字であります。それから今後のメリットということでありますが、現在、村内企業が維持管理の分野で受注しているのが緑地の維持管理、それから機械設備のメンテナンス等の情報を得ております。それからいろいろな機械操作、事務雇用等々の委託もございまして、今現在ちょっと把握しておりませんので、2点だけは確認を取っております。以上でございます。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 まだまだ購買額にしても、工事の額にしても少ないと思います。うるま市ですか、具志川発電所だったりですね。平安座の石油基地などは向こうを中心としてペンキの維持管理であれば琉球ペイントさんが大きくなってきていますし、そういうメンテナンスに関しては上門大田建設さん、それと造園業に対しては平宮産業とか、やはり県内の特Aクラスを維持する業者がどんどん出てきているんですよ。あそこは与那城町だったときでもそういうふうな企業が育ってきているわけですから、関連の工事をしてぜひ商工会を中心に交渉していただきたいと。こういう地元の企業を使った発注を地元の企業が受注できるように電力関係の仕事を受注できるように交渉してほしいということですね。それから村長に対しても、ぜひトップセールスを行って、電力さんに、地元の企業の受注ができるように取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、答弁をお願いします。

議長 與那覇朝輝 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。中城の長としても当然、地元育成にも努めなくてはなりませんので、積極的にやっていきたいなと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 続いて大枠の2番に入ります。先ほど図書館について答弁がありましたけれども、中城の図書館、護佐丸資料図書館は今3つの特色があるということをお伺いしました。防災面と歴史資料の資料を展示する機能。それから図書館機能ということで、3つの特色があるということで、他の地域にない図書館になるということで、他から注目を浴びるような図書館ではないかなと思っています。その特色ある図書館の運営面に関して指定管理でやるのか、それから自前でやっていくのか、どのような考えをお持ちでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

現在、護佐丸歴史資料図書館ですが建築中があります。来年躯体もできて、その中にソフト部分、27年度には予算化をして計上したいと思えます。運営部分に関して、やはり図書館というのは、一旦つくってしまえばランニングコストというのが結構多くかかります。ある程度の試算はしていますけれども、恐らく隣市町村と比較しますと、恐らく6,000万円か7,000万円ぐらいではないかなと私は見ております。しかし、これは実際に試算はあくまでも概算ということですので、参考程度にお話ししておきます。その中でできる部分に関しては維持管理の中でコストできるものでしっかりコストを下げて、またサービス面に関してはしっかりそれは住民に受けられるように、サービス面もしっかり確保したいと思えます。その中から指定管理ができるかどうか、それはしっかり精査して進めたいと思えます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 今答弁がありましたようにランニングコスト、運転資金が6,000万円ぐらいかかると、これは他の市町村も大体5,000万円から6,000万円ぐらいかかっていると

思われますけれども、図書館は専門職がいてこそ本物の図書館と言われるように、経費が少ないと図書館を利用しなくなるとかということが言われる中で、住民ニーズに合わせるためにはどうしても運転資金というのは一般会計の大体1%が妥当ではないかなと言われているんですけども、そうするとやはり私たち中城村50億円の一般会計で5,000万円か6,000万円かかるというふうになってくるわけですけども、こっだけ投資していくわけですからやはり内容を充実していかないといけないと思うんですけども、そこでそういうイベント的な要素ができる図書館なのかどうか、お伺いします。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

先ほど特色のある名前も資料図書館ですので、その辺についてはイベント的なものを十分できるように対応の準備をしております。ある程度の中からどのような施設かと言いますと、1階を主に小学校、中学校、低学年の図書専用ということにしています。そして新聞、雑誌等が見られるそういう場所にしてあります。その中で展示室が1カ所ありまして、これは護佐丸専用ということで準備はしております。2階ですけども、これは一般図書ですね。大人とか、ある程度専門的なものです。その中に郷土資料のコーナーもあります。3階です。そこに展示スペース、集会室も兼ねてできるようにしています。ですから村内の例えば写真展がある場合、この展示スペースを使って十分に対応できると思っています。また、村内の歴史ですか、そういう展示コーナーもそれを使ってできると思います。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 なぜ展示室とか、イベントができる図書館であるのか、お聞きしたかと言いますと、やはり楽しい図書館、人が集まる図書館ではないとこれからはだめだと思っ

ていますので、ぜひ展示室を充実していただきたいと。博正議員からもありましたように与那嶺要（ウォーリーヨナミネ）さんの業績とか、宮城清さん、インターネットで中城の人物ということで検索してみたらいろいろな人が出てきました。そして大城立裕さん、芥川賞作家、それから与那覇朝大さん、そして浜田剛史さん、仲村直人さん、それから琉鵬さん、普天間かおりさん、喜屋武マリーさん、大山盛保さん等、そういう著名な方をアピールしていくんですけども、今活躍している皆さんの展示展とか、個展とかそういうのも行えるような図書館にしてほしいなということで思っております。どうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 光栄議員、ありがとうございました。やはり今御指摘もありましたようにこれはとてもいいことであります。ぜひそれは村民から多くの方がそこを利用してもらって活性化してもらって、しっかり図書館を充実させていきたいと思っております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 ぜひ展示場もつくっていただいて、欲を言えばFMなかぐすくもたちあげ、3階のほうにFM局も開設していただいたらいいかなと思っております。そこでまたいろいろな議論をやればいいなと思っております。よろしくをお願いします。

次3番目の総務行政に移ります。先ほどの答弁で現状ということでいただきましたけれども、この今職員の中に業務の偏りがないのかどうか。そして今、職員が足りているのかどうか、十分業務に支障がない人員になっているのかどうかお聞きしたいと思います。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 ただいまの質問にお答えいたします。

職員が足りているのかという御質問なんです

が、職員は事務分掌によって業務をやっていますので、特に問題もございませんし、それは十分とは言えませんが、業務はちゃんとこなされている状況だと考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 中城の定員数が138名ですか、補正予算の資料を見たら118名になっていると思いますけれども、今後、職員採用の長期的な計画はどのようになっているのか、お願いします。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 将来的な人員ということなのですが、先ほども答弁したんですが、これからいろいろ地方自治体、事務権限移譲も含めて事務の内容というのが変わってきます。そういう中で各課、各部署から今の事務分掌を含めた、事務のどういった事務をこなしているんだというようなことを細かく出していただいて、この辺の人事のほうに活かしていく。それと今回、人事評価というのが大きな課題がございますので、その部分を含めた中身も各係の業務内容もちゃんと把握しないと人事評価もできませんので、その辺を含めて検討をしていきたいというふうに考えております。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 そうですね、ぜひ業務内容を確認して早目にやっていただきたいと。これは地方分権の流れの中で権限移譲がさらに出てくると思いますので、早目早目のこういう職員採用計画を各課とも議論しながら、また南上原の人口増によってさらに業務が多くなってくると思いますので、そういう計画を10年ぐらいのスパンで計画を立てていかないと、急な採用になると、人材というのが限られていると思うんですよ。その人材を探すためにも育てるためにもぜひ前もっての計画をつくっていただきたいと思っております。そして、その中で私、技術職、専門職が今足りないと感じているんですけど

も、工事を見る現場の技術職とか、保育士、今から図書館をつくるのであれば図書司書とか、そういう専門的な職員の採用はどのようになっているのか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

専門職の採用については、各部署あります。部署の課長から要望も上がってきます。その中で、今技術職の部分はどうかということなんですが、この10年ぐらいの間に5名ぐらいの技術職員が採用されています。あとは保健師、それから管理栄養士もこの5年の間にやはり増えてきております。そういう中でこれから建築のほうも庁舎建設もあります。そういう中で、まだ必要性もあるのかなというのは考えております。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 そういう技術職の試験は一般職の試験と一次試験のときの採用評点というのは同じにしているのか、ずらしているのか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

試験はまず一般教養というのがやはり私たちは重要視します。一般教養は技術吏人であろうが、一般職員であろうが同等として見ます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 そうすると技術職を公募したときに採用の面で不利になるということはないですか。人材が集まらないとか。

議長 與那覇朝輝 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

一般教養で不利になるんじゃないかという御質問ですが、やはり試験を受ける中で、試験対策というのは技術吏人であろうが、一般職であろうが、当然試験の対策はやってくるべきだろうと考えます。そういう中でいないんじゃない

かという、今年は35歳で公募しましたが、あいにく公募者がいらっしゃいませんでした。この件について、他の市町村等も聞いてみますと、やはり北中城村にしても、2級の土木の施工監理士を募集要項に掲げてはあるんですが、2級でも応募者がいないという現状がございます。それも今建設業界が仕事が多いのかなということも考えられます。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 私は建築業に限らず、保育士も今から5歳児問題等もあって、出てくると思うんですよ。人材を確保するためにやはり一般教養で90点以上ということになるとやはり厳しいと思います。国家試験は60点が大体ほとんどの国家試験は通っていきますので、60点までではなくて70点ぐらいまでにしても幅を一次のテストの点数を下げてもよろしいですから、ぜひ今のうちに人材確保をしておかないと、今帰仁村とかうるま市、そして沖縄市も1級がほしいということで何回か紹介したことがあります、職員を。そしてそのまま採用ですよ、ほとんど。点数はどれだけ取ったか分からないんですけども、やはりある程度の基準に達すれば技術員は今大分優遇されているとはおかしいんですけども、それなりの技術的な勉強していると思います。そうしないと有資格者にならないので、そうしないと人員が確保できないのではないかなと、保育士に関してもそうだと思いますし、また100点取ったから、この人材がずっと使える。点数で評価するのではなくて、ある程度のレベルを下げて二次試験で人間性とか、協調性、その辺を見て採用してもいいのではないかなと思っています。そうしないと今から人材確保がとても難しくなると思います。私たち中城村においてもそういう職員を補うために臨時職員とか、それから嘱託を採用で補っていると思うんですけども、そういう方々というのは、所得がどうしても200万円以下になっ

てしまって、今現在言われているワーキングプアの200万円以下の所得になって安定しないものですからやはり動いてしまうんです。そうすると人材確保ができない。臨時においては6,400円掛ける8時間で13万4,000円ぐらいになっています。嘱託に関しては20万円、せめて臨時に関しても嘱託並みの200万円以上の給料を年間所得がなるような対策をしないと人材が集まってこないと思いますし、業務もできなくなると思いますので、その辺の確保を早目に検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ではお答えいたします。

御指摘のとおりだということは私どもは感じております。ただこれまでの御議論を聞いていの中で成績主義ではないかというふうな捉え方があると思いますけれども、基本はやはり一般教養は一定限度ないとこれははっきり申し上げてできないという考え方持っています。それとこれまでの人口増とかいろいろな部分においては人ありき、人増やせば全て解決するという方法論では今後はないと思います。そういう面ではIT関係のさらなる各活用とか、逆に言うとその辺の人材育成、プログラマーとかそういうものの育成にも目を向けていけないといけない部分が多々あると思います。そういう面で今言われている部分の話だけではなくて、そういう専門職、要するにプロフェッショナルという意味での人たちの確保については十分検討していきたいと思っています。それが基本的に競争原理だけでいう部分でもない方法も将来的には人材によっては対応しなければならないんじゃないかなという考え方持っています。以上です。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 今副村長からの答弁がありましたようにやはりプロを育てないとい

けない。そうすると民間で今一線で活躍している40歳、45歳、そのような人材も確保していかないといけないとなると思うんですけれども、そういう方々を採用したら新規採用になりますよね。新しい新人採用になるので給料が下がると思うんですけれども、どのぐらい下がるのか。

議長 與那覇朝輝 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ではお答えいたします。

今の御指摘について、全く下がらないというわけではございません。基本的にその採用時点においてはその人の経験年数を私どもは換算させていただきます。初任給という設定はしません。大卒初任給という話ではないです。その人の業務実務によっては何年か以内に同等のレベルまでを追いつけるような給与システムに現在なっていますので、極端にそれが下がるというものではございません。

議長 與那覇朝輝 新垣光栄議員。

11番 新垣光栄議員 そういう資格を持ったプロの技術者、職員というのはある一定期間、民間で頑張っていますので、その辺も評価の対象にして、ぜひ採用枠を広げていただきたいと思っています。よりよい人材を。そしてまた今働く貧困層ということで、それをつくっているのが役所ではないかなと言われていています。特に中小企業しかない沖縄県はあまり目立たないと思うんですけれども、内地のほうでは都心部においては役所が貧困層をつくっていると言われていいますので、それをぜひ解消するためにも臨時職員、それから嘱託職員の給料をもう少しアップしていただきたい。最低962円と言われていいます。日給9,500円程度になると思いますけれども、そういうふうにあまり職員と差がないようにぜひもっと臨時職員、それから嘱託職員の給与面も条例で改正できるんですから、よりよい職員を採るためにもぜひ上げていただきたい。今はこの前の一般会計の別表を見ると平均でいくと職員の場合、大体1日当たり

3万円程度になっています。時給にすると3,700円くらいになります。退職金も共済も全部入れて、手当でも。それくらいの職員給料になりますので、それに比べると大分安いと思いますので、日当1万円くらいに上げて、ぜひ臨時職員、それから嘱託職員の待遇面も変え、いい人材を集めて住民サービスに寄与できることをお願いして一般質問を終わります。

議長 與那覇朝輝 以上で11番 新垣光栄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会（12時30分）

平成26年第8回中城村議会定例会（第8日目）

招 集 年 月 日	平成26年12月5日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成26年12月12日 （午前10時00分）		
	閉 会	平成26年12月12日 （午後10時45分）		
応 招 議 員 （ 出 席 議 員 ）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	石 原 昌 雄	9 番	新 垣 徳 正
	2 番	外 間 博 則	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	大 城 常 良	11 番	新 垣 光 栄
	4 番	欠 席	12 番	新 垣 博 正
	5 番	仲 松 正 敏	13 番	仲 座 勇
	6 番	新 垣 貞 則	14 番	新 垣 善 功
	7 番	金 城 章	15 番	宮 城 重 夫
	8 番	伊 佐 則 勝	16 番	與那覇 朝 輝
欠 席 議 員	4 番	屋 良 清		
会 議 録 署 名 議 員	6 番	新 垣 貞 則	7 番	金 城 章
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者				

議 事 日 程 第 6 号

日 程	件 名
第 1	請願第1号 中部南地区広域火葬場・斎場建設問題に関する請願書
第 2	陳情第21号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書
第 3	決議第4号 米空軍兵による住居侵入事件に対する抗議決議
第 4	意見書第5号 米空軍兵による住居侵入事件に対する意見書
第 5	意見書第6号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

議長 與那覇朝輝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 請願第1号 中部南地区広域火葬場・斎場建設問題に関する請願書について議題

とします。

総務常任委員長より、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

平成26年12月12日

中城村議会議長 與那覇 朝 輝 殿

総務常任委員会
委員長 新 垣 博 正

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 中部南地区広域火葬場・斎場建設問題に関する請願書
2. 理 由 12月11日に請願者及び紹介議員より意見を聴取した結果、期間をとり、より多くの意見聴取及び調査を必要とするため

お諮りします。総務委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

休憩いたします。

休 憩 (10時01分)

~~~~~

再 開 ( 10時05分)

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

お諮りします。総務委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

( 「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。

したがって、総務常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第2 陳情第21号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣徳正。

文教社会常任委員長 新垣徳正

平成26年12月12日

中城村議会議長 與那覇 朝 輝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新 垣 徳 正

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

#### 記

| 番 号    | 付 託<br>年月日 | 件 名                                               | 審査の結果 |
|--------|------------|---------------------------------------------------|-------|
| 陳情第21号 | 12月5日      | 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書 | 採 択   |

議長 與那覇朝輝 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第21号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩（10時08分）

~~~~~

再 開（10時25分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

質疑ありませんか。

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第21号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情を採決をいたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第21号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情は委員長報告のとおり採択されました。

日程第3 決議第4号 米空軍兵による住居侵入事件に対する抗議決議を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

石原昌雄議員。

1 番 石原昌雄議員

決議第 4 号

平成26年12月12日

中城村議会

議 長 與那覇 朝 輝 殿

提出者

中城村議会議員 石 原 昌 雄

賛成者

中城村議会議員 外 間 博 則

賛成者

中城村議会議員 大 城 常 良

米空軍兵による住居侵入事件に対する抗議決議

上記議案を、別紙の通り会議規則第14条 2 項の規定により提出します。

(提案理由)

住民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するため。

米空軍兵による住居侵入事件に対する抗議決議(案)

11月28日 2 時40分ごろ、北谷町北前のアパート 2 階ベランダの無施錠の窓から室内に侵入したとして、物音に気づいた住人の通報により嘉手納航空基地所属の 1 等軍曹 (30 歳) が現行犯逮捕された。沖縄署によると逮捕当時、容疑者は酒に酔っており、調べに対し「分からない」などと話しているとのことである。容疑者が基地外で飲酒したのか、基地内で飲酒したのかについては明らかにされていない。在日米軍は、11月26日、米軍人による事件や事故が減少したとして、軍人・軍属の外出・基地外飲酒を制限する米軍の勤務時間外行動指針 (リバリティ制度) を12月 9 日から緩和すると県に報告した矢先の事件である。

北谷町では、平成21年 9 月に同様の事件が発生し、現行犯逮捕されている。

北谷町議会は、先月の基地内の立てこもり事件等、在沖米軍人による度重なる事件や事故のたびに米軍当局や関係機関に対し、厳重に抗議し、網記肅正及び再発防止を要請してきたが、全く改善されず極めて遺憾である。

今回の事件は、被害者の驚きと恐怖におびえた心中を察すると、到底容認できるものではない。

よって、中城村議会は、住民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 米軍人、軍属の網記肅正を徹底すること。
- 2 勤務時間外行動指針（リバリティー制度）の緩和発表を撤回し、規制を継続させること。
- 3 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で作成し、早期公表すること。

以上、決議する。

平成26年12月12日

沖縄県中城村議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官

以上です。

議長 與那覇朝輝 これで提案説明の説明を
終わります。

これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩（10時31分）

~~~~~

再 開（10時32分）

議長 與那覇朝輝 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質  
疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
決議第4号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第4号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから決議第4号 米空軍兵による住居侵  
入事件に対する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第4号 米空軍兵による住居  
侵入事件に対する抗議決議は原案のとおり採択  
されました。

日程第4 意見書第5号 米空軍兵による住居侵入事件に対する意見書を議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。

石原昌雄議員。  
1番 石原昌雄議員

意見書第5号

平成26年12月12日

中城村議会  
議長 與那覇 朝 輝 殿

提出者  
中城村議会議員 石原昌雄  
賛成者  
中城村議会議員 外間博則  
賛成者  
中城村議会議員 大城常良

#### 米空軍兵による住居侵入事件に対する意見書

上記議案を、別紙の通り会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

住民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するため。

#### 米空軍兵による住居侵入事件に対する意見書(案)

11月28日2時40分ごろ、北谷町北前のアパート2階ベランダの無施錠の窓から室内に侵入したとして、物音に気づいた住人の通報により嘉手納航空基地所属の1等軍曹(30歳)が現行犯逮捕された。沖縄署によると逮捕当時、容疑者は酒に酔っており、調べに対し「分からない」などと話しているとのことである。容疑者が基地外で飲酒したのか、基地内で飲酒したのかについては明らかにされていない。在日米軍は、11月26日、米軍人による事件や事故が減少したとして、軍人・軍属の外出・基地外飲酒を制限する米軍の勤務時間外行動指針(リバリティー制度)を12月9日から緩和すると県に報告した矢先の事件である。

北谷町では、平成21年9月に同様の事件が発生し、現行犯逮捕されている。

北谷町議会は、先月の基地内の立てこもり事件等、在沖米軍人による度重なる事件や事故のたびに米軍当局や関係機関に対し、厳重に抗議し、網記肅正及び再発防止を要請してきたが、全く

改善されず極めて遺憾である。

今回の事件は、被害者の驚きと恐怖におびえた心中を察すると、到底容認できるものではない。

よって、中城村議会は、住民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

#### 記

- 1 米軍人、軍属の網記肅正を徹底すること。
- 2 勤務時間外行動指針（リバリティー制度）の緩和発表を撤回し、規制を継続させること。
- 3 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で作成し、早期公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月12日

沖縄県中城村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣

外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長

以上です。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終了いたします。

これから意見書第5号 米空軍兵による住居侵入事件に対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第5号 米空軍兵による住居侵入事件に対する意見書は原案のとおり採択されました。

日程第5 意見書第6号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

新垣徳正議員。

書を提出したいと思います。

9番 新垣徳正議員 では読み上げて、意見

意見書第6号

平成26年12月12日

中城村議会

議長 與那覇 朝 輝 殿

提出者

中城村議会議員 新 垣 徳 正

賛成者

中城村議会議員 新 垣 光 栄

賛成者

中城村議会議員 石 原 昌 雄

年金積立金の専ら被保険者の利益のための  
安全かつ確実な運用に関する意見書

上記の議案を、別紙の通り会議規則第14条第2項の規定により提出します。

年金積立金の専ら被保険者の利益のための  
安全かつ確実な運用に関する意見書（案）

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

#### 記

1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
2. これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。
3. GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出します。

平成26年12月12日

沖縄県中城村議会

(あて先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

以上であります。

議長 與那覇朝輝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第6号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 與那覇朝輝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第6号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書は原案のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。大変御苦  
勞さんでした。

閉 会（ 1 0 時 4 5 分 ）

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここ  
に署名する。

中城村議会議長 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 新 垣 貞 則

中城村議会議員 金 城 章